



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	初期中世ヨーロッパの法の性格に関する覚え書
Author(s)	西川, 洋一; NISHIKAWA, Yoichi
Citation	北大法学論集, 41(5-6), 29-121
Issue Date	1991-10-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16796
Type	departmental bulletin paper
File Information	41(5-6)_p29-121.pdf



初期中世ヨーロッパの法の性格に関する覚え書

西川 洋 一

第一節 問題の所在

一 ヨーロッパ史の時代区分において、一二世紀が重要な画期を意味することは、もはや常識と言っても良い。法の歴史においても、特に学識法 (gelehntes Recht, droit savant) の成立と普及との関連において、この時代における変化がいかなる意味と広がりを持っていたのかが、しだいに明らかになりつつある。¹⁾

しかし、一二世紀より前の時代の法の構造を全体的に論じた研究は、まだ存在しない。しかるに、一二世紀における法の変化の意味を評価するためには、それ以前の時代における法のあり方が明らかにされねばならないことは、言うまでもない。

確かに、初期中世の法の構造を対象とした研究が、これまでも全くなかったわけではない。とりわけ、初期中世の法の構造の特殊性の明確な意識と一貫した方法的前提に立脚したカール・クレッシェル (Karl Kroeschell) とゲーアハルト・ケーブラー (Gerhard Köhler) の諸業績は、日本でも良く紹介されているが、彼らの議論の結論のみをごく簡単に述べれば、次のようになる。

初期中世には、フリッツ・ケルン (Fritz Kern) によって主張された「良き古き法」のような観念は存在しなかった。初期中世の史料に見られる法用語は、古典古代末期以来の発展の延長線上にある。¹²⁵ は客観的法と主観的権利の二重の意味を大幅に失い、主として具体的な権利・財産権を意味するようになる。¹²⁶ これに対して *lex* は、客観的な法を意味するが、それは、部族法典のように手続規範としての性格が強いが、それとも宗教さえを含む、きわめて一般的な意味における「拘束力のあるもの」の意味で用いられていたのである。¹²⁷ そして *consuetudo* は、不文の慣習法を意味する概念などではなく、依然として古典古代的・教會的な思想的文脈の中で用いられていた概念であった。¹²⁸

二 以上のようなクレッシェル、ケーブラーの考え方に對しては、すでに世良晃志郎教授の批判があるが、ここでは本稿の主題との関連で、次の二つの問題点を指摘しておきたい。

(一) 両者を導く重要な問題意識の一つは、従来、ドイツ法的、もしくはゲルマン法的な法観念とみられてきたものの多くが、古典古代的な、とりわけ教會的な観念の影響によるものであることを明らかにすることにある。これは、一九世紀半ば以降のゲルマニスティクに特徴的な考え方に対する反省に由来するものであり、「ドイツの法」の総体のうち、ゲルマンの構成要素と想定されたものに視野を限定する硬直的な三分法の枠を越えようとするものであったという意味において、ドイツの法史学界にとってそれが有していた意義には疑問の余地はない。しかし、この点に関する著者たちの指摘は、多くの場合、教會的法観念の影響の存在や、ある観念が古代より伝承されてきた思想的文脈の中にあること

にとどまる。それを越えて、その影響が明らかにされたところの教会的觀念自体が、当該社会において、いかなる法的構造を前提とし、いかなる歴史的特徴を有していたのかを追求するところまで進むことは少ない。

彼らのこのような態度を示す特徴的な例を挙げておこう。

従来、ゲルマン的な「平和喪失刑」(Friedlosigkeit)の存在を示す史料箇所と考えられてきたレークス・サリカ五五章四について、クレッシェルは、弟子のネールゼンの研究を引用して、それがコロンバーヌスの贖罪書の一規定と顕著な類似性を示すことを指摘し、レークス・サリカの規定も教会的な文脈の中にあることを示唆する⁽⁸⁾。しかし、両者の類似性の指摘だけでは、実は問題は終わらない。けだし、贖罪書の年代決定の問題は別としても、かつて、贖罪書に見られる犯罪行為とそれに対応する贖罪のカタログという規定形式自体が、ゲルマン法的人命金(Wergeld)の觀念の影響によつて生まれたという考え方が主張されていたことを考えれば、更に、レークス・サリカと贖罪書の両者に表現された法のあり方そのものの解明を行なわなければならないはずであるが、そこまで進むことはないのである。

以上の指摘は、単に、教会法を論じなければ中世法を論じたことにはならない、という、ごく一般的な言明を理由とするだけではなく、次のような認識にもとづいている。すなわち、当然ながら、中世教会法も、それがその中に置かれていたところの、中世社会の諸条件により規定されていたことを前提としなければならないということである。シュトゥッツ、ファイネによる教会法史の時代区分における中世初期の「ゲルマン的刻印を受けた教会法」という特徴づけは、「ゲルマン的刻印」というとらえ方の当否は別としても、すでにこのような認識を前面に据えたものであった。最近では、古典的カノン法形成以前の教会生活の様々な局面でいかなる法が用いられていたのかを具体的に検討し、「教会はローマ法に従って生きる」(Ecclesia vivit lege Romana)という法諺が一般化されえないこと、教会は、その周囲の社会の法及びある意味では思想世界に適應したことを論証したカールIIゲーロルト・フュルスト(Karl Gerold Fürst)

の、短いが含蓄に富んだ論文がこの点で有益である。¹²

(二) クレッシェル、ケーブラーの研究に対する第二の指摘は、次の点である。すなわち、彼らが概念分析の対象とした多様なテキストの著者が誰であつたかを問うならば、遅くともカローリンガー期以降、それはほとんど聖職者であつた。もちろん、初期中世に文書を認めたあらゆる聖職者に、教会法の深い知識を前提することはできないとしても、彼らの手になる文書から明らかになる法観念は、教會的な法領域における法のあり方との関連において検討されねばならないことは、言うまでもないであらう。

もちろん、教會的法領域をも含めた初期中世の法の総体について何らかの仮説を立てるだけでも、その前提として、様々な法源の形式・機能・内容について詳しく検討しておくことが必要である。それぞれについて長い研究史を有する初期中世法源に関する二次文献を調査するだけでも気の遠くなるような課題であり、残念ながら筆者にはその準備がない。以下では、本稿の主題との関連で比較的最近研究が進んでいると思われる論点に関する二次文献を中心に紹介しつつ、それを全体として見るならば、今後研究を進めていくためにいかなる問題点が現われてくるかを論ずるにとどめざるをえない。それゆえ、本稿は文字通り一つの覚え書きである。

「初期中世ヨーロッパ」と言つても、極めて広範な領域を含み、長い時代を覆う。本稿では対象地域をアルプス以北に限定し、時代的にはフランク時代に重点を置く。地理的限定はひとえに筆者のこれまでの準備作業の制約に由来するものであるが、時代的な重点の設定は、本論でも述べる必要があるように、史料の状況と研究状況にある程度規定されているのである。

- (1) 法の発展を「一二世紀の文化・学問の全体的な発展の一部として扱っている論文集として」Die Renaissance der Wissenschaften, hrsg. v. P. Weimar, Zürich 1982; Renaissance and Renewal in the Twelfth Century, edited by R. L. Benson and G. Constable, Cambridge (Mass.) 1982; P. Classen, Studium und Gesellschaft im Mittelalter, hrsg. v. J. Fried (MGH Schriften Bd.29), Stuttgart 1983. 「一二世紀における法の構造変化を」社会史・精神史全体の流れの中に位置づけた最近の概説的叙述として」H. Keller, Zwischen regionaler Begrenzung und universalem Horizont (Propyläen Geschichte Deutschlands Bd.2) Berlin, 1986.
- (2) 中世法論を対象とするクレッシェルの論文の翻訳は、K・クレッシェル 石川 武監訳『ゲルマン法の虚像と実像——ドイツ法史の新しい道』(東京 一九八九)特に第一―第三論文及び 拙稿「カール・クレッシェル『中世の国制史と法制史』翻訳と解説」『国家学会雑誌』九七巻七・八号(一九八四)。これらの論稿及びGerhard Köbler, Das Recht im früheren Mittelalter, Köln-Wien 1971に批判を加えたものとして、世良晃志郎『「良き古き法」と中世的法観念』同「中世的法観念をめぐる一つの問題」いずれも同『西洋中世法の理念と現実』(東京 一九九二)所収がある。
- (3) クレッシェルの説に対するケープラーの留保は、Köbler, a. a. O., S.226ff. を参照。
- (4) lexが、初期中世においては手続規範としての性格を強く有していたことは、クレッシェル『法発見』——ある近代的観念の中世的基礎——同『ゲルマン法の虚像と実像』一三二頁以下において強調されている。
- (5) ケープラーは、そもそも初期中世において consuetudo という単語の有していた意味が相対的に小さいことを指摘している。Köbler, a. a. O., S. 210f.
- (6) 註(2)に挙げた文献を参照。
- (7) H. Nehlsen, Der Grabfrel in den germanischen Rechtsaufzeichnungen — zugleich ein Beitrag zur Diskussion um Todesstrafe und Friedlosigkeit bei den Germanen, in: Zum Grabfrel in vor- und frühgeschichtlicher Zeit, hrsg. v. H. Jankuhn, H. Nehlsen, H. Roth, Göttingen 1978.
- (8) クレッシェル『「ゲルマン法」——ある研究(史)上の問題』同『ゲルマン法の虚像と実像』二二頁以下。Nehlsen, a. a. O., S.147ff.
- (9) 聖コロンバーヌスの贖罪書は、六世紀末―七世紀はじめ頃のもの。ネールゼンが聖コロンバーヌスのそれと並んで引用し

- ているヴィニアームスの贖罪書も六世紀半ばのもので、いずれもレークス・サリカのAテキストより後代の成立である。C. Vogel, *Les « Libri Paenitentiales »*. *Typologie des Sources du Moyen Âge Occidental*, Fasc. 27, Turnhout 1978.
- (10) Vogel, op. cit., p. 36 et suiv.; R. Kotije, *Erfassung und Untersuchung der frühmittelalterlichen Bußbücher*, in: *Studien zur Mittelaltlichen Bußbücher*, 3^{te} serie 26, 1985, S. 949, Anm. 43.
- (11) U. Stutz, *Grundriß des Kirchenrechts in seinen historischen Teilen*, 2. Aufl., Berlin-Leipzig, 1914.
- H. E. Feine, *Kirchliche Rechtsgeschichte*. *Die Katholische Kirche*, 5. Aufl., Köln-Wien 1972; ders., *Die Periodisierung der kirchlichen Rechtsgeschichte*, in: ders., *Reich und Kirche. Ausgewählte Abhandlungen zur deutschen und kirchlichen Rechtsgeschichte*, hrsg. v. F. Merzbacher Aalen, 1966 (zuerst in: ZRG KA 67, 1950).
- (12) K. G. Fürst, *Ecclesia vivit lege Romana?*, in: ZRG KA 92, 1975.

第二節 世俗法源テキスト、とくに部族法典の伝存状況

一 初期中世法の構造、その「妥当」のあり方という問題との明示的な関連の中で、最近よく論じられてきた問題の一つが、部族法典をはじめとする世俗法源テキストの伝存状況である。そこで、まず本節では、部族法典及びそれに附随する世俗法源の、次節ではカピトゥラリアの伝存に関する議論を概観し、そこから明らかになる点を考えてみたい。初期中世の世俗法源テキストの伝存状況の歴史的研究の必要性は、すでに一九五五年にルードルフ・ブッフナー (Rudolf Buchner) によって指摘されていたが、この点に関する個別研究が始まったのは最近のことである。

ヘルマン・ネールゼン (Hermann Nehlsen) は、「ゲルマンの法記録の現実性 (Aktualität) と実効性 (Effektivität)」と題された論文において、とりわけ西ゴート法典との比較で、レークス・サリカが当時の社会で現実にとどのように用い

られていたと考えられるかを検討した。ネールゼンは、主に、中世初期の様々な史料の中で、「レークス・サリカに従つて」(secundum legem Salicam, lege Salica)な¹⁵と書かれている箇所が、レークス・サリカの成文テキスト(lex Salica scripta)を真に引照しているものか否かを詳しく検討し、成文テキストの具体的な条文を指していると思われる箇所は一つもないことから、このテキストが日常的な法実務で用いられていた可能性を否定する。¹⁶次いで写本の伝存状況について、第一に、現存写本はそのほとんどがカーロリンガー期に作成されたもので、法典自体の成立以後少なくとも二五〇年を経ていること、¹⁵第二に、写本中に多くの誤りが存在しており、筆写者がすでにテキストの内容を理解するに困難があったと思われること、¹⁶を指摘して、「これまで検討してきた時代、すなわち八世紀から九世紀への移行期までの時代には、レークス・サリカは、記録された法としてはいかなる実地的な役割をも演じなかった」とするのである。¹⁷

更に、カール大帝以降の時代についても、ネールゼンは、カールの改訂作業が内容的にレークス・サリカをカーロリンガー期の状態に即応させるようなものではなかったこと、¹⁸テキストの普及過程についての王権のコントロールが存在したとは思えないこと、¹⁹また、メーロヴィンガー期と同様、「レークス・サリカに従つて」などという引照が、成文テキストの具体的な条文を指しているとは思えないこと、²⁰レークス・サリカの成文テキストとのとり組みの形跡がみられるのは、北イタリアであるが、それもテキストを理解してのことではなかったこと、²¹を指摘し、「カール大帝とその後継者は、法実務におけるレークス・サリカ・スクリプタの適用を貫徹することはできなかった」と結論づけるのである。²²

もっともネールゼンは、カーロリンガー期の数多くのレークス・サリカ写本の伝存状況を網羅的に調査したわけではない。この作業は、現在に至るまで本格的には行なわれていないのである。²³

二 これに対して、写本の伝存に関し詳細な研究がなされたのは、レークス・アラマンノールムとレークス・バウワリオールムである。ライムンド・コティエ(Raymund Kottje)は「これら両法典の伝存と分布の状況の特色を、部族

法典の属人主義的妥当の原理で説明し、ネールゼンとは大きく異なるイメージに到達した。

レークス・バユワリオールムに関する論文において、コティエは、伝存写本を三つのグループに分ける。第一のグループは、レークス・バユワリオールム以外には、いかなる部族法典をも完全な形で含んでいない写本である。これらはバイエルンから出ている。⁽²⁴⁾ 第二のグループは、北イタリアから出た写本で、八つのものがこれに属し、同じ集合写本集の中には、ランゴバルド法、レークス・サリカ、レークス・リプアリア、レークス・アラマンノールムなど、他の法典も伝えられている。第三のグループは、現在のフランスから出たものである。このグループに属するものも、様々な法典の写本を含む集合写本集の一部である。⁽²⁵⁾

コティエは、バイエルンにおける写本伝承は、ほとんど当然のこととしたうえで、他の二つのグループにつき、バイエルンの部族法典が非部族領域に伝承した理由を説明しようとする。まず、第二のグループについては、北イタリアにおいて、ランゴバルド王権がフランク支配に服したのち、フランク人、バイエルン人、アレマン人が、単に高位官職を与えられただけではなく、かなりの密度で移住するようになったことと関連づける。⁽²⁶⁾ 第三のグループについては、宮廷裁判所において、裁判官が、フランク王国の様々な部族の成員の法的案件につき、それぞれの部族法に従って裁判しうることから作成されたものと推定する。⁽²⁷⁾ 更にコティエは、法写本における使用の跡や註釈の存在、写本が多くの場合装飾されておらず、外寸も小さいこと、そして、それぞれのグループに属する写本の時代的な分布をも補強証拠として挙げたうえで、「コーメスは常に一人の裁判官及び法の書(liber legis)とともに裁判すべしとするレークス・バユワリオールムの要求は、バイエルン人の故地においては一般的に満たされており、またその他、とりわけ北イタリアの、バイエルン人がマイノリティであった領域、そして宮廷裁判所においてもそうだった、と十分な根拠をもって想定することができる⁽²⁸⁾」とするのである。

レークス・アラマンノールムに関するコティエの論証の仕方、基本的には同一である。北イタリアにおける集合写本集は、その地における住民の構成によって説明され、フランスの北部・東部の写本は、やはり宮廷裁判所の必要に由来するものとされる⁽³¹⁾。

三 以上のコティエの見解は、確かに写本の伝存状況の詳しい検討にもとづくものであるが、そこでは証明さるべき事実、すなわち、部族法典の「属人主義的妥当」なるものそれ自体が問われることはなく、むしろそれは前提されている⁽³²⁾。ここで明らかにされたのは、厳密に言えば写本の分布だけであって、それが法としてどのように用いられていたかについて、新しい知見が与えられたわけではない⁽³³⁾。それゆえ、当然のことながら、このコティエの見解は、当時の裁判の構造との関連で、法史学者の批判をあびたのであるが、この点については後に第六節で扱うことにして、部族法典の写本の伝存に関するこれらの研究により明らかになった点で、本稿の主題との関連で指摘しておくべきことを挙げておくならば、次のようになろう。

(一) 写本が比較的多く残っているのは、西ゴート法典を除けば、レークス・サリカ、レークス・リプアリアのフランク部族法典、レークス・アラマンノールム、レークス・バユワリオールムのみであり、その他のもの、とりわけカール大帝によりはじめて作成された法典の写本は、極めて少ない⁽³⁴⁾。

(二) 部族法典の写本の多くは、集合写本集 (Sammelhandschrift) によって伝承されており、例えばレークス・アラマンノールムは、多くの場合、レークス・サリカ、レークス・リプアリア、レークス・バユワリオールム、レークス・ブルグンデイオヌム、カピトゥラリアのコレクション、ローマ法源のコンピラーツイオーなどと共に伝承している⁽³⁵⁾。それゆえ部族法典のコーデクスは「フランクの支配領域全体を包摂し、それ自体としてこの大領域の法体制のドキュメントなのである」⁽³⁶⁾。いずれにせよ、このような伝存状況を見るならば、部族法典がそれぞれの部族領域との間に有していた

説 関連の程度は、必ずしも高いものとは言えない。⁽⁴⁶⁾

論

(三) 現存しているテキストの質は一般に低く、誤記や筆写者の誤解が数多く見られる。⁽⁴⁷⁾ そればかりではなく、レークス・サリカについてすでに指摘したように、王権により改訂がなされた後も、古い版が筆写され続けていたと思われる場合もある。⁽⁴⁸⁾ これらの事実は、部族法典に関して、写本の伝承に対する中央権力によるコントロールが極めて弱かったことを推測させるであろう。⁽⁴⁹⁾

- (13) R. Buchner, Plan einer „Geschichte der Quellen und Literatur des weltlichen Rechts von 450 bis 900“, in: *Aus Verfassungs- und Landesgeschichte. Festschrift zum 70. Geburtstag von Theodor Mayer* Bd.2, Sigmaringen 1955.
- (14) H. Nehlsen, *Zur Aktualität und Effektivität germanischer Rechtsaufzeichnungen*, in: *Recht und Schrift im Mittelalter* (Vorträge und Forschungen Bd.23), Sigmaringen 1977, S.465.
- (15) 最古の写本と考えられているのは、*Wolfenbüttel-Weissenburg 97* という写本集に含まれているもので、エックハルトのナンバリングによればA2である。その年代決定によれば七五一年以降、恐らく七六八年以前に作成されたもの。K.A. Eckhardt, *Pactus Legis Salicae. Monumenta Germaniae Historica* (以下MGHと略) *Leges Nationum Germanicarum*, *Tomus IV, Pars I*, Hannover 1962, S.XIV.
- (16) Nehlsen, a. a. O., S.465ff.
- (17) A. a. O., S.467.
- (18) A. a. O., S.472.
- (19) カール大帝の下で改訂された、いわゆる七〇タイトル・テキストが成立して以降も、依然としてそれ以前の六五タイトル・テキストや一〇〇タイトル・テキストが筆写され続けていた。
- (20) Nehlsen, a. a. O., S.475ff.
- (21) A. a. O., S.481f. ネールゼンは、パヴィーアに残っていたと思われる法学校との関連を想定している。

- (22) A. a. O., S.483.
- (23) その試みの一つは R. McKitterick, *The Carolingians and the written Word*, Cambridge 1989, p.40ff. によるが、著者自ら認める (op. cit., p. 44) 十分なものはなからず。
- (24) R. Kottje, *Die Lex Baiuvariorum — das Recht der Bayern*, in: *Überlieferung und Geltung normativer Texte des frühen und hohen Mittelalters*, hrsg. v. H. Mordek (Quellen und Forschungen zum Recht im Mittelalter Bd.4) Sigmaringen 1986, S.11. このグループには一五の写本、すなわちレークス・バウワリオールの伝存写本の約半数が含まれている。
- (25) A. a. O., S.12. 以上の伝存写本の分類は、実質的には Art. Lex Baiuvariorum, in: *Handwörterbuch zur Deutschen Rechtsgeschichte* (Zf. H. R. G. u. L. Bd.2, Sp. 1888f. (H. Siems) に基づいて提案されたものである。
- (26) Kottje, a. a. O., S.13f.
- (27) A. a. O., S.15.
- (28) A. a. O., S.16. 第一グループについては、一二世紀まで写本に対する関心が存続する。第二グループは、一〇〇〇年頃まで筆写される。第三グループは、一〇世紀以降写本の作成がとどえる。第一グループについては、部族法典に対する関心一般の推移と対応し、第三グループについては、帝国分割による、東フランク王国の法に対する関心の消滅によく対応している、とみえる。
- (29) A. a. O., S.16f.
- (30) R. Kottje, *Zum Geltungsbereich der Lex Alamannorum*, in: *Die transalpinen Verbindungen der Bayern, Alemannen und Franken bis zum 10. Jahrhundert*, hrsg. v. H. Beumann u. W. Schröder (NATIONES Bd.6) Sigmaringen 1987, S.364.
- (31) A. a. O., S.366f. その他 S. 369f. ではレークス・バウワリオールについて指摘したのと同じように、写本に装飾が少なく、また外寸が小さいこと等も論拠として挙げる。
- (32) Kottje, *Die Lex Baiuvariorum*, S.19ff.; ders., *Zum Geltungsbereich der Lex Alamannorum*, S.371ff. に付された写本集の所在・成立年代・由来等に関する一覧表は、少なくとも現在の部族法典の古文書学的研究成果をまとめたものとして

ては、極めて有益である。しかし、そこにおける記述が、歴史的観点から見た場合、必ずしも満足しうるものではないことは、H. Siems, *Zu Problemen der Bewertung frühmittelalterlicher Rechtstexte. Zugleich eine Besprechung von R. Kotije, Zum Geltungsbereich der Lex Alamannorum*, in: ZRG GA 106, 1989, S. 297f. が具体的な例を挙げて指摘している。

- (33) 著者がこの点をどれほど自明視しているかを示す好例として、フリウリの辺境伯エーベルハルトの保有にかかる有名な集合写本に関するその解釈を紹介しておこう。レークス・サリカ、リプアリア、ランゴバルドールム、アラマンノールム、パエワリオールムを含むこの写本集は、九世紀の著作家でのちにフェリエール修道院長になったループス (Lupus von Ferrières) により作成されたものと考えられている。コティエは、ループスが、フルダ修道院滞在中 (八二八年頃以降) に、この写本集に含まれる様々な部族法典の写本を閲覧、筆写したものと解している。そして、フルダ修道院にこれほど多くの部族法典テキストが存在した理由を、フルダ修道院修道士団が、様々な地域出身の人々から構成されていただけではなく、高名な学者ラバヌス・マウルス (Hrabanus Maurus) が修道院長であった時代 (八二一—八四七年) には各地から多くの生徒が集まってきており (ループスもその一人であった)、彼らが世俗裁判所で裁かれるときには、それぞれの出身部族の部族法が用いられねばならなかったからである¹⁾とみる。Kotije, *Lex Baiuvariorum*, S. 14f.; ders., *Zum Geltungsbereich der Lex Alamannorum*, S. 364f.

- (34) K. Kroeschell, *Rezension zu, Überlieferung und Geltung normativer Texte des frühen und hohen Mittelalters*, in: ZRG GA 107, 1990, S. 341. Vgl. auch, Siems, a. a. O., S. 302. また R. McKitterick, *Some Carolingian Law-Books and their Function*, in: *Authority and Power. Studies on Medieval Law and Government presented to Walter Ullmann on his seventieth Birthday*, edited by B. Tierney and P. Linehan, Cambridge 1980, p. 77 以下も同じことが言える。この論文は、部族法典を含む写本集を数点紹介しているが、そのいくつかは学校での法教育において用いられたものとする他は、裁判所で用いられていたことを前提としてみる。McKitterick, *The Carolingians and the written Word*, p. 56 以下、これだけ多くの写本が作られたのであるから、「反対の証拠がない以上、他の証明がなされない限り、あるいはなされるまでは、これらの本は実際的な用途のものだったとみなす」としている。しかし、問題はまさに、その「実際の用途」が何だったのか、ということなのである。

- (35) C. Schott, Zur Geltung der Lex Alamannorum, in: Die historische Landschaft zwischen Lech und Vogesen. Forschungen und Fragen zur gesamtalemannischen Geschichte, hrsg. v. P. Fried u. W.-D. Sick, Augsburg 1988; Kroeschell, a. a. O.
- (36) レークス・サクソナム、レークス・トゥーリンゴールム、レークス・フランコールム・カマヴォールムについては、それHRRGの該当項目に写本伝存状況が記されている。このことは、カール大帝による法の領域における改革の試みの現実的成果が必ずしも大きくなかったことを推測させる。
- (37) Schott, a. a. O., S. 99ff.
- (38) A. a. O., S. 101.
- (39) レークス・バユワリオールムにおいて、その関連は最も強いということになる。
- (40) そのような例は、Nehlsen (註17), S. 465ff.; Schott, a. a. O., S. 95f.
- (41) 前述註(19) 参照。これと対照的なのが西ゴート法典の伝存状況である。Vgl. Nehlsen, a. a. O., S. 483f., 489.
- (42) R. Schmidt-Wiegand, Die kritische Ausgabe der Lex Salica — noch immer ein Problem?, in: ZRG GA 76, 1959. これに対して、ルートヴィヒ敬虔帝の時代には若干の変化が見られること及びその評価については、後述九七頁以下参照。また、McKitterick, The Carolingians and the written Word, p. 57ff.

第三節 カピトゥラリアの伝承状況

一部族法典と並んで、テキストの伝存の面でしばしば論議されたのが、カピトゥラリアである。従来、カピトゥラリアについて論ずるさいには、常に国王カピトゥラリアのみが対象とされてきたが、これから見ていくように、国王カピトゥラリアは、その伝存状況、形式、内容のいずれの点でも、「司教カピトゥラリア」(Capitula Episcoporum)と密

接な関係にある。それゆえ、本節では、両者を一括して論ずることにする。

ガンスホーフの研究をはじめとする従来の国王カピトゥラリア研究は、カピトゥラリアという法源の多様性を強調しながらも、それが一体をなす法源群として存在してきたことを前提してきた。これに対し、カピトゥラリア写本の伝存状況をはじめて詳細に検討したアーノルト・ビューラー (Arnold Bühler) は、カピトゥラリアのみを含む、もしくはそれが大半を占める写本集はきわめて少なく、「カピトゥラリアが独自の法源として伝承されていることはほぼ皆無であり、圧倒的に他の様々なテキストと共に伝承しているので、そもそも『カピトゥラリア写本』 (Kapitularienhandschriften) と述べることはほとんどできない」ことに注意を喚起したのである。⁽⁴⁴⁾

ビューラーは、国王カピトゥラリアのテキストを含む写本集を二つの類型に分ける。第一の類型は、様々な部族法典をも含む集合写本集 (Sammelhandschrift) で、すでに第二節で検討されたものである。⁽⁴⁵⁾ 第二の類型は、「司教カピトゥラリア」をも含む様々な教会関係の史料とともに、少数の国王カピトゥラリアが伝承されているものである。これらの写本集は、司教などの高位聖職者が、教会・聖職者・信徒を指導するための指針となる文書を集めたものと考えられる。⁽⁴⁶⁾ この伝承形態を見るならば、国王カピトゥラリアが、教会的文脈の中において、正しき秩序のあり方を表明したものとして受容されていたことは確認されよう。

二 しかし本稿の課題は、単にそのような「正しき秩序」の意識の存在の確認にとどまらず、その秩序を構成する各々の要素がいかなる法的性格のものなのかを、より詳細に検討することにある。

この意味における「カピトゥラリアの法的性格」の問題が扱われる際に、従来から常に指摘されてきたこととして、カピトゥラリアについては、オリジナルもしくはオリジナルを直接筆写したものと考えられる写本が存在しない、という点がある。⁽⁴⁷⁾ この点と深く関連するのが、伝存写本の法的形式の曖昧さと多様性である。周知のように、これらの事実

カピトゥラリアにおける「文書性と口頭性」(Schriftlichkeit und Mündlichkeit)の問題として議論されてきた。⁽⁴⁸⁾すなわち、伝存しているルートヴィヒ敬虔帝の時代までのカピトゥラリアのほとんどが、ディプロマータイッシュな意味での証書形式に従っておらず、また、特にいわゆる巡察使勅令(capitulare missorum)の中に各条文の標題のみを記したものであることは、⁽⁵⁰⁾次の理由によるものと解された。すなわち、「ここでは書かれたテキストはもっぱら公知させるためのものであった。その目的は、とられた措置の実行と適用を容易にすることだった。重要だったのは、唯一つのもの、すなわち国王もしくは皇帝が、下した決定を告知し、それとともに、(明示的であるか否かを問わず)それに従うことを「国王」[バン]により命令する口頭の行為だったのである」。⁽⁵¹⁾カピトゥラリアのテキストを、単に口頭の布告行為を公知させるための技術的な基礎とみなし、テキストに、ディプロマータイッシュな意味における法的拘束力を認めないこの見解は、ラインハルト・シュナイダーの批判にもかかわらず、現在も基本的に維持されている、と考えて良い。⁽⁵²⁾

しかし、口頭の布告と成文テキストのいずれに法的拘束力を認めるかという二者択一の問題設定には、ある規範の統一的(かつ排他的)な妥当根拠を求めるという考え方が、明示的・黙示的に前提されている。⁽⁵³⁾文字となったテキストが、それ自体で法的効力を有する文書とみなされていなかったのはその通りであるとしても、それと対置されたものとしての「口頭の布告」が、カピトゥラリアの法的効力の形式的根拠、「妥当根拠」であるとする観念が、本当に存在していたのだろうか。カピトゥラリアのテキストの伝存状況を細かく見ていくと、この点について疑問を抱かしめる事実が明らかになってくるのである。

ヨーゼフ・ゼムラー(Josef Semmler)は、フランク王国の修道制の発展にとって重要な意義を有したルートヴィヒ敬虔帝の八一六年、八一七年のアーヒエン帝国(教会)会議で発せられたカピトゥラリアの写本伝承に関する研究で、八一六年八月二三日にカピトゥラリアが布告される以前に、恐らく討議の下敷になった文書を基礎にしつつ、更に討議の

結果をある程度加えたテキストが二つ流布したこと、しかも両者は別々に成立し、かつ内容的には討議の異なる段階を反映していることを明らかにした。⁽³⁴⁾ 一般に、カピトゥラリアのテキストの普及は、王権によってではなく、参加者によるコピーの作成を通して行なわれたと考えられているが、このケースでは、単にコピーが外部の者により行なわれただけではなく、最終的に布告されたものとは異なるテキストが、しかしそれでもカピトゥラリアとして流布したのである。ルートヴィヒ敬虔帝は、アーヒェンの会議の決定が不完全なテキストで流布していることを、大司教たちに対する書簡の中で嘆いているが、このことは、ルートヴィヒのもとにおけるテキストの統一の必要性の意識の存在を示すと同時に、社会的には、規範の法的効力について必ずしも厳格な観念が存在していなかったことの証左でもある。口頭のものである、正式な布告なしにカピトゥラリアとして流布しえたとすれば、テキストの法的形式を遵守するという意識も稀薄となることは当然のことであり、更に、条文の書き方に大きな多様性があっても、さほど不思議はないと言えよう。

三 カピトゥラリアの拘束力の形式的根拠を問うことに対する疑問を生ぜしめる第二の点は、国王カピトゥラリアを伝承する写本集の第二の類型⁽³⁵⁾のものに含まれることの多い、いわゆる「司教カピトゥラリア」(Capitula Episcoporum)の伝承形態である。

「司教カピトゥラリア」という近代的な学術用語で総称される史料は、司教が一つの司教区の聖職者と人民に対し、教会の規律と行政に関して出した、章に分けられた命令の集成であり、八〇〇年頃から九五〇年頃までの間に発布されている。それは余り浩瀚なものではなく、ものによってはハンドブックのような形をとり、しばしば発布者の名も記されずに伝わっている。⁽³⁶⁾ この法源類型の成立のきっかけとなったのは、カール大帝の七九八年の勅令 *Admonitio generalis*⁽³⁷⁾ であると考えられている。この勅令の中で皇帝は、司教たちに対し、司教区内の状態に気を配り、特に司祭が十分な神学的知識を備えるべく留意することを命じているが、司教カピトゥラリアは、司教がこのような王命を受けて、司教区

内の司祭に対し、教区共同体及び司教に対する義務の履行を命じたものである。⁽⁶²⁾ 必ずしも国王カピトゥラリアの条文を引き写したり、国王の命令に言及しない場合でも、司教カピトゥラリアは国王カピトゥラリアと同じく、キリスト教的秩序の実現のためにこの世を改革するという目的を有するものであった。国王カピトゥラリアと司教カピトゥラリアの間には、発布者の相違とそれにもとづく対象事項の違いを除けば、本質的な違いはなく、⁽⁶³⁾ それゆえ、両者がしばしば同一の写本集により伝承されていることには、何の不思議もない。

カローリングー期の教区レヴェルでの教会の状況を瞥見させてくれるこの史料類型について、特にその内容に立ち入ることは、本稿の対象範囲を越える。ここでは、司教カピトゥラリアの法的性格との関連で、その伝承の特色についてのみ、若干の指摘をしておくにとどめたい。

現時点では、約五〇の司教カピトゥラリアが知られている。⁽⁶⁴⁾ その中には、写本が一つしか残存していないものも多いが、本来ある特定の司教区を対象とするものであるこの法源類型としては異例なことに、若干のものには数多くの写本が残っている。特に、オルレアン司教テオドゥルフ (Theodulf v. Orléans) のそれには四九、リージュ司教ゲールバルト (Gharbald v. Lüttich) の第一のカピトゥラリアには二二、バーゼル司教ハイト (Haito v. Basel) のものは一五の写本が知られている。⁽⁶⁵⁾

国王カピトゥラリアと同様、司教カピトゥラリアにも、オリジナルとして伝存しているものはない。⁽⁶⁶⁾ それは多様な文書を含む写本集の中にコピーとして伝わっており、多くの場合、一つの写本集の中に一つの司教カピトゥラリアが含まれている。しかし、同時に複数のカピトゥラリアを含むものも少なくなく、更に、司教カピトゥラリアが、それとして指示されることなく教会法令集の一部として組み込まれている場合もある。⁽⁶⁷⁾

更に興味深いのは、明らかに他の司教区のために発せられたカピトゥラリアを、自分の司教区の状況に適合させるた

めに、筆写者がかなり自由に手を加えているという事実である。例えば、オルレアンの特オドウルフのカピトゥラリアのいくつかの写本は、オルレアン司教区の特定の修道院の教会の学校に司教の甥が受け入れられることを認める規定（第一九条）を削除している。¹⁷ また、（恐らく内容的な考慮から）この規定を削除せずにそのまま残した筆写者は、修道院の守護聖人の名を書き加えて、自らの司教区に適用しようとしている。¹⁸ 更に、時代状況に応じて国王の名前を変えたり、固有名詞を落として、より一般的な表現に変えた筆写者もいた。¹⁹ 複数の司教カピトゥラリアを含む写本集では、重複する規定が削除されることもあった。²⁰ その他、筆写者はかなり自由にテキストに手を加えており、場合によっては、あるカピトゥラリアの私的な改訂か、新しい別のカピトゥラリアを書きあげたものかの区別がつきにくいことすらある。²¹ つまり、この司教カピトゥラリアにおいては、それが元来発せられた司教区とは関係なく、特に権威が高いと考えられたものは、そのまま他の司教区に移植可能であったように思われるわけである。また、単に移植するだけではなく、筆写者が改訂を加えることもごく普通であったとするならば、司教カピトゥラリアについて、何らかの形式的な妥当根拠を論ずることは、余り意味がない、と言わざるをえないであろう。

確かに、国王カピトゥラリアの場合、国王は一人であるから、司教カピトゥラリアにおけるこの種の問題は起こりえない。また、国王カピトゥラリアを伝える若干の写本は、当該写本集を作成した者が、国王に由来する法源を一書に集めることに重きを置いたことを示唆している。²² つまり、国王カピトゥラリアにおいて、国王との関連の重要性の意識が欠けていたわけではない。しかし、特許状においては厳格な形式が遵守され、それが国王の意思の表明であることが証明されねばならなかったのに対し、カピトゥラリアにおいては形式がきわめてルースであったことは、一般的規範として受け入れられるためには、国王（もしくは王国会議）の意思表示という形式的な根拠が不可欠ではなかったことを示している。また、国王カピトゥラリアと同一の歴史的文脈の中で生まれ、形式的・内容的に類似性の強い司教カピトゥ

ラリアは、元来地域的な性格のものであったにもかかわらず、他の司教区にも移植可能なものであった。

これらの事実は、この時期の社会における法規範の受容、その意味における「妥当」について、今日の人間が親しんでいるのとは異質の原理の存在を想定させるものである。この点について更に具体的な像を描くために、次に当時恐らく最も多くの規範が作られ、伝承されていた教会の法源を検討することにしよう。

- (43) F. L. Ganshof, Was waren die Kapitularien?, Weimar 1961.
- (44) A. Bühler, Capitularia Relecta. Studien zur Entstehung und Überlieferung der Kapitularien Karls des Großen und Ludwigs des Frommen, in: DA 32, 1986, S.340f.
- (45) ユーナーは『分類』の類題を Allgemeine Rechtssammlungen と訳す。A. a. O., S.341.
- (46) A. a. O., S.378ff.
- (47) Ganshof, a. a. O., S.63; R. Schneider, Schriftlichkeit und Mündlichkeit im Bereich der Kapitularien, in: Recht und Schrift im Mittelalter (註4), S.257; Bühler, a. a. O., S.460ff.; H. Mordek, Karolingische Kapitularien, in: Überlieferung und Geltung normativer Texte (註24), S.32.
- (48) 前註の文獻の中では、ガンスホーフとシュナイダーの著作がこの問題を正面から扱っている。Vgl. auch R. Schneider, Zur rechtlichen Bedeutung der Kapitularientexte, in: DA 23, 1967.
- (49) 特に国王の署名や玉璽の使用など、認証手段(Beglaubigungsmittel)が存在しない点である。この点については、シュナイダーが、現存するいくつかのテキストに国王の署名がなかったことを推定している。Schneider, Zur rechtlichen Bedeutung, S.280f.; ders., Schriftlichkeit und Mündlichkeit, S.265ff. しかし、シュナイダーがその例として挙げている文書の多くは、伝存事情や、そこで用いられている用語から、「カピトゥラリア」というカテゴリーには入れにくいものである。Bühler, S.460ff. (「かくして subscriptio による文字的な認証は、原理的に排除されるというわけではないが、カールとルートヴィヒの時代においては、どのケースについても確実には証明されない」)。

- (56) Ganshof, S.77f.
 (57) A. a. O., S.35f.
 (58) 例えば、カピトゥラリアに関する最近のまとまった研究である Bühler, S.451f. を参照。
 (59) ガンスホーフは更に進んで「口頭の布告」そのものが法的拘束力を得るための根拠を問う。彼によればカール大帝・ルートヴィヒ敬虔帝のカピトゥラリアの拘束力の根拠は、国王の罰令権だった。ルートヴィヒの後継者のカピトゥラリアにおいては「人民の同意」(consensus populi) が(国王の constitutio と並んで)「新しい立法規定の拘束力の源の一つ」になった (Ganshof, a. a. O., S.52, 61f.)。このような、必ずしも史料によって裏づけられない構成は、フランク王国の国制発展に関する当時の通説的な見解に対応する形でカピトゥラリアの法的拘束力の根拠の変動を想定しようとしたものであろう。しかし、カロリングアール期の王国レヴェルの法的・政治的決定に関し、その決定権限を国王と王国貴族のいずれかに求めようとする問題設定自体が、当時の実態から著しくかけ離れたものであることは否めない。このような見解は、ガンスホーフの著書を通じて見られるその形式主義的性格を示すと云えよう。Vgl. K. F. Werner, *Bedeutende Adelfamilien im Reich Karls des Großen*, in: ders., *Vom Frankenreich zur Entfaltung Deutschlands und Frankreichs*, Sigmaringen 1984, S. 68 Anm. 162 (zuerst in: *Karl der Große. Lebenswerk und Nachleben*, hrsg. v. W. Braunsfels Bd.1, Düsseldorf 1965); Bühler, a. a. O., S.426ff. など関連文献を挙ぐるべし。
- (60) J. Semmler, *Zur Überlieferung der monastischen Gesetzgebung Ludwigs des Frommen*, in: DA 16, 1960.
 (61) Ganshof, a. a. O., S.98ff.; Mordek, a. a. O., S.33ff.
 (62) MGH Cap. I, Nr. 169, S.339f.; Mordek, a. a. O., S.35 Anm. 56.
 (63) 後述九七頁参照。
 (64) 前述四二頁参照。
 (65) 史料の中びば epistola, opusculum, exiguum opus, admonitio, corpusculum, series capitulorum, capitula などを併用する。P. Brommer, 《Capitula Episcoporum》, *Die bischöflichen Kapitularien des 9. und 10. Jahrhunderts. Typologie des Sources du Moyen Âge Occidental*, Fasc. 43, Turnhout 1985, S.10.
 (66) A. a. O., S.10f.; ders., *Capitula episcoporum. Bemerkungen zu den bischöflichen Kapitularien*, in: *Zeitschrift für*

(75) A. a. O., S.33ff.

(76) Bühler, a. a. O., S.352.

第四節 教会法コレクションの伝承と機能

一 初期中世の教会法源の中で中心的意義を有するのは、言うまでもなく教会会議の決議である。これは、単行法令としてではなく、教会法令の集成の形で伝承する。

世俗法源のテキストの現実の機能については不明な点が多いのに対して、教会法コレクションについては、より多くの情報が存在する。

六世紀のガリアで開かれたいくつかの教会会議においては、既存の教会法集成をもとにして教会会議決議が作成されたことが、しばしば明示的に述べられている。例えば、五六七年のトゥールの教会会議決議二二章は、次のように始まっている。「われわれは、近親相姦については、カノンの古い規定を侵害しない方がよいと考えた。ただし、この部分においては、古来の定めを守れば十分だからである。しかし、多くの者どもが、自分たちは昔の聖職者たちのなげやりさのゆえに知らなかったように言うので、「それを」繰り返すことが必要になった。しかし、「このように言う者は」実際には嘘をついているのである。ただし、われわれは、それほどの人々がそのようなげやりさにふけたことは決してなく、聖なる書に示されているところのことを不断に公けに宣言していたことを知っているからである。それゆえ、様々な書巻からわずかなものを取りまとめ、カノンの中に挿入して、様々な本から抜粋されたテキストを一体として人民に

朗読しうるように決めた⁽⁷⁷⁾。そして聖書の章句の他、第一回オルレアン公会議、エパオ公会議、クレルモン公会議のそれぞれの関連カノン、更にはコーデクス・テオドシアヌスのインテルプレタトリーオーの規定を明示的に引用している⁽⁷⁸⁾。

また、六二六年もしくは六二七年のクリシーの教会会議においても、決議の前文の中で、既存の法規の維持・遵守に努めるべきことが述べられた後、「これらの中から、様々な教会法令集から書き出したいいくつかの章を、一書に集めてた⁽⁷⁹⁾」とされている。これらの史料箇所は、ガリアの教会会議の決議の作成にさいして、既存の教会法コレクションが参照・抜粋されたことを示している。教会会議に教会法コレクションを用いるこのような慣行は、九世紀のヒスパナ・ガリカ (Hispana Gallica) 及び偽イシドールス教会法令集に伝えられている「教会会議開催のためのオルド」(Ordo de celebrando concilio) の中にも認められる⁽⁸⁰⁾。

更に、教会会議は、単に一般的な決議を発するだけではなく、例えば聖職者のディシプリンなど個別的な事件について裁判を行なう場でもあったが、このような場合にも教会法令集が参照された例がある。トゥールのグレゴリウスが、『フランク史』一〇巻一九章に伝えるところによれば、大逆罪に問われたランス司教エギディウス (Aegidius v. Reims) について審議すべく、ランスで開かれた教会会議において、エギディウスが申し開きをすることなく、自らに大逆罪の犯人として死の判決を下すべきことを乞うたのに対し、司教たちはこの恥辱を嘆き悲しみ、命のとりなしは行なったものの、「教会法の定めを朗読して、彼から聖職を剝奪した⁽⁸¹⁾」。後で述べるように、教会会議において、一般的・抽象的な決議が発せられる場合と具体的な事件に関する決定がなされる場合との間に、手続の点で必ずしも明瞭な区別がなかったとすれば、このような共通性は自然なことであったと思われる。

二 このように教会会議において参照されることが一般的であったと思われる教会法令集の伝存状況の、中世初期における特徴は、その圧倒的な多様性である。グラティアーヌスの教令集の成立と一般的受容によって、他の、より古

い教会法令集の作成と筆写がなされなくなった一二世紀以降とは異なり、中世初期のラテン教会世界においては、様々な教会法令集が作成され、流布していた。⁽⁸³⁾

このような状態を克服すべくカール大帝が教会法の統一化に努めたことがしばしば指摘され、その証左として、教皇ハドリアヌスから、ローマにあった教会法令集、ディオニュージオ・ハドリアーナ (Dionysio-Hadriana)⁽⁸⁴⁾の写本を譲り受けたことが挙げられることは、周知の通りである。フリードリヒ・マーセン (Friedrich Maßen)⁽⁸⁵⁾は、中世教会法源史に関するスタンダード・ワークとなった一八七〇年の著書において、この教会法令集が八〇二年のアーヒェン教会会議で正式に継受された (förmlich recipient sein)⁽⁸⁶⁾ものと解し、それ以降、カールは、ディオニュージオ・ハドリアーナを王国における公的な教会法令集にしようとした、とする説が一般的になった。⁽⁸⁷⁾

しかし、カールによる教会法の統一の試みを高く評価するこのような見解に対しては、疑問がある。マーセン以来の理解の根拠になったのは、カールが、八〇二年の帝国会議で、参集した聖職者をして「聖なる教会会議が受領したすべての教会法令と教皇令を朗読せしめ、それらをすべての司教たち……の前にあまねく伝達すべきことを命じた」とするロルシュ年代記の叙述である。⁽⁸⁸⁾しかし、この叙述の中には、このときディオニュージオ・ハドリアーナが使われたとする記事はない。そもそも教会会議で教会法令集を朗読するのは、メーロヴィンガー時代以来の確立した慣行であって、この記事のみから、アーヒェンの帝国会議が、フランク王国における教会法の流布・妥当のあり方に対して何か変更を加えようとしたことを読みとることはできない。⁽⁸⁹⁾

そして、写本の伝承に反映される実際の流布の状況を見るならば、この教会法令集が、フランク王国の唯一の、あるいは標準的な教会法源になったわけではないことがわかる。確かに八〇〇年以降、ディオニュージオ・ハドリアーナの写本は増大するが、それ以前の教会法令集の写本も依然として作成され流布していた。ディオニュージオ・ハドリアー

ナもその一つである「歴史的配列」(historische Ordnung)の教会法令集をとってみても、カールの時代に作られたディオニージオ・ハドリアーナ写本の数をはるかに越える他の教会法令集写本が同じ地域で作られている。⁽⁴¹⁾「体系的配列」(systematische Ordnung)の教会法令集に至っては、写本伝存の像は、はるかに多彩である。⁽⁴²⁾明らかにスタンダード・ワークのようなものではなく、統一的なコレクションを導入したり、既存のコレクションを何らかの形で均一化するための公的な努力も全くなされなかった⁽⁴³⁾。

国王の書記局に限っても、ディオニージオ・ハドリアーナが排他的に用いられていたわけではない。この法令集からの引用がはじめて現われる国王書記局起源の文書である *Admonitio generalis* ⁽⁴⁴⁾ においてすら、これと並んで、他の法令集からの条文も引用されているのである。⁽⁴⁵⁾ それ以後も、古いガリアの教会法令集は宮廷において筆写・利用され続けた。

このように、カール大帝の時期のフランク王国の内部では、多様な教会法令集が流布したばかりでなく、一地域・一地点でも決して単一の法令集が用いられたわけではないとすると、そこにおいて知られていた規範自体も、非常な多様性を示さざるをえない。確かに、もろもろの教会法令集の中には、教会法伝承の中核となる内容が共通に含まれていることが多い。しかしその反面、同じ規定について、教会法令集ごとに、異なる文言が伝承されていることは、ごく一般的であつた。良く知られていた東ローマの公会議の決議についてさえ、異なる内容のヴァージョンがいくつも存在した。⁽⁴⁶⁾

このような状況の中で、伝承してきた教会法規範を知ろうとする聖職者は、様々な教会法令集の中の、しばしば矛盾する内容の法令のうちのどれかを選びとる以外にはない。⁽⁴⁷⁾ このような「諸書の混乱状態」(confusio librorum)の克服のために「体系的配列」の法令集が作られたのだが、⁽⁴⁸⁾ 一書に排他性を与えない限り、編者の視点・意図が盛りこまれやすい「体系的配列」の法令集を新たに作ることは、この混乱に輪をかける意味を有するにすぎない。⁽⁴⁹⁾

三 初期中世における、このような教会法源の多様性を最も端的に代表するのが、いわゆる「贖罪書」(Bußbücher, libri poenitentiales)である。

贖罪書とは、教会における告解にさいして、聴聞司祭が用いるために、教会法上の罪にあたる行為と、それに対応する贖罪の種類や程度を、丁度部族法典の贖罪金のカタログのように記したものであり、大陸においては、六世紀末以降用いられるようになった。

この時期は、ガリアにおいて一般的性格の成文法源が減少し始める時期である。世俗の勅令は、六一四年のクロタール二世のパリ勅令を最後として、カールリング期まで姿を消し、また、七世紀後半以降には、ガリアの教会会議決議の伝承もまばらになる。それゆえ、メーロヴィンガー期末期の成文の法源としては、この贖罪書が代表的なものとなる、と言って良い。

しかし、これらの贖罪書は、成文法源としては、極めて独特の性格を有するものであった。

第一に、九世紀半ばに到るまで、贖罪書はいかなる意味においても上位の教會的・世俗的權威によつてオーソライズされたものではなかった。そればかりか、多くの贖罪書は、その元來の編纂者・作成者の名前すら伝わっておらず、また、誰かの名前で伝わっている場合であっても、それは伝説上のものにすぎぬことがある。そうだとすれば、ある教区で特定の贖罪書が用いられていたとしても、それが用いられるに到つた形式的根拠は何もないことになる。

第二に、内容的にも、贖罪書に定めるサンクションが、例えば教会會議決議に伝承されてきたものと異なる場合は少なくなかった。そればかりではなく、伝承の過程で、贖罪書の利用者・筆写者は、伝承している様々な贖罪書から規定を抜粋し、組み合わせたり、規定を書きかえたりしたのである。利用者・筆写者により常に新たに作られるという意味で、それは「集團的な作品」である。「贖罪書にとっては、authenticitéは、制裁の決定のために有効に用いられること

から派生するものであった。どれだけ改竄、加筆、削除されたテキストであっても、ある聴聞司祭が、ある特定の時点で特定の場所ですれを用いさえすれば、完全に *authentique* ^(註) なのである」。

四 以上第一節から第四節までの検討の結果感じられることは、初期中世の成文法テキストの伝存状況には、われわれにとつて理解しがたいことが多いであろう。北フランスの修道院が、バイエルンやアレマニエンの法を含んだ部族法典写本集を何のために作成したのか。厳格な形式を踏襲した国王特許状を数多く保管していた教会的施設が、形式的メルクマールを全く欠くテキストを勅令として認めたのか。多様な教会法令集に収められた、膨大な数の、時には相反する教会法規範、そして作者不明でいかなる権力によってもオーソライズされていない贖罪書を前に、当時の聖職者は途方に暮れなかったのであろうか。

このような初期中世ヨーロッパにおける法源の伝存状況は、単に、初期中世の社会がブリミティヴで、文書を統一的に管理し、均一の法を普及しうるだけの行政機構が存在しなかったというだけで説明できるのだろうか。それとも、以上述べてきたような史料伝存状況は、この時代における法的思考のあり方、法の構造と何らかの内面的関連を有していたのではないか。次に、この点について考えてみよう。

(77) *Concilia Galliae A. 511-A. 695 (Corpus Christianorum Series Latina 148A)* p. 188. *De incestis vero censuimus statuta canonum vetera non irrumpi, satis enim facimus, si in hac parte statuta prisca servemus. Sed propterea fuit iterare necessarium, quia dicunt plures, quasi quod precessorum negligentiam sacerdotum illis non fuisset apertum; sed revera mentiuntur, cum sciamus tales et tantos viros nullatenus huic negligentiae subiacuisse, sed hoc, quod scripturae sanctae testantur, assidue praedicasse. Propterea placuit etiam de voluminibus librorum pauca perstringere et in canonibus inserere, ut scarpas lectio de aliis libris in unum reciteretur ad populum.*

- (8) CTh. interp. 34' sacra sententia legum とつて記されているが、教会会議決議として、それぞれの開催地も明示されている。
- (9) Concilia Galliae, p. 291. Et quia nonnulla ex his capitola, quae per diversos canonum scriptimus libros, in unum corpus collecta congegimus...
- (10) C. Munier, L'ordo de celebrando concilio wisigothique, dans: Vie Conciliaire et Collections Canoniques en Occident, IVe-XIIe siècles, London 1987, XIII p. 267 c. 7. この文様について、H. J. Sieben, Die Konzilsidee der Alten Kirche, Paderborn 1979, S. 502ff. この書の内容を要約すると、教会法コンメンタールに不満足であるという点について、H. Mordek, Kirchenrecht und Reform im Frankenreich. Die Collectio Vetus Gallia, die älteste systematische Kanonensammlung des fränkischen Gallien, Berlin-New York, 1975 S. 16, 69, 77, ders., Kirchenrechtliche Autoritäten im Frühmittelalter, in: Recht und Schrift im Mittelalter (註文) S. 249 を参照。
- (11) Gregor von Tours, Zehn Bücher Geschichten Bd. 2 (Freiherr vom Stein-Gedächtnisausgabe Bd. 3) S. 378. Haec episcopi audientes ac lamentantes fratres obproprium, obtenta vita, ipsum ab ordine sacerdotali, lectis canonum sanctionibus, removerunt.
- (12) 後列伝三頁参照。
- (13) P. Landau, Neue Forschungen zu vorgotischen Kanonensammlungen und den Quellen des gratianischen Dekrets, in: Ius Commune Bd. 11, 1984, S. 11f.; ders., Die Anfänge der Verbreitung des klassischen kanonischen Rechts in Deutschland im 12. Jahrhundert und im ersten Drittel des 13. Jahrhunderts, in: Chiesa, diritto e ordinamento della 'societas christiana' nei secoli XI e XII, Milano 1986, S. 272. 44' この文を四つの註解について、カール大帝以前のガリツに於ける教会法全集原本の分布について、R. McKitterick, Knowledge of Canon Law in the Frankish Kingdoms before 789: The Manuscript Evidence, in: Journal of Theological Studies N. S. Vol. 36, 1985, 44 概観をよんでいる。
- (14) Dionysio-Hadriana について、Art. Dionysio-Hadriana, in: Lexikon des Mittelalters Bd. 3, Sp. 1074f. (H. Mordek). この文様も挙げられている。

- (56) R. Kottje, Einheit und Vielfalt des kirchlichen Lebens in der Karolingerzeit, in: Zeitschrift für Kirchengeschichte Bd.76, 1965, S.335 の註釋を參照。
- (57) F. Maassen, Geschichte der Quellen und Literatur des canonischen Rechts im Abendlande Bd.1, Graz 1870, S.469f.
- (58) P. Fournier-G. Le Bras, Histoire des Collections Canoniques en Occident tome I, Paris 1931, p.95; A. M. Stickler, Historia iuris canonici I, Roma 1985 (tertia impressio), p.108; R. McKitterick, The Frankish Church and the Carolingian Reforms, p.10.
- (59) MGH Conc. II-1, Hannover 1906, S.230... et ibi fecit episcopos cum presbyteris seu diaconibus relegi universos canones, quas sancta synodus recepit, et decreta pontificum et pleniter iussit eos tradi coram omnibus episcopis...
- (60) 註(58)に挙げた文獻を參照。
- (61) デオニージオ・ハドリアーナの若干の写本には、それが教皇ハドリアヌスによりカールに与えられた authenticum として筆写されたものであるとする註記が見られる。しかしこれが、デオニージオ・ハドリアーナのみを妥協ややゝ趣旨でないことはもとよりのこと、カールの写本のみから筆写させることが命ぜられたわけでもない。そもそも authenticus という言葉は、必ずしも排他的に通用するオリジナルという意味でのみ用いられていたわけではなく、かなり一般的に「正規の」という意味をも取りえた。この点については、H. Fuhrmann, Das Papsttum und das kirchliche Leben im Frankenreich, in: Nascita dell'Europa ed Europa Carolingia (Settimane di Studio del Centro Italiano di Studi sull'Alto Medioevo 27), Spoleto 1981, S.439f.
- (62) Mordek, Kirchenrechtliche Autoritäten im Frühmittelalter (註56) S.246; Fuhrmann, a. a. O., S. 437. 初版中の主な教会法令集の保存状況に関するサーンハイム Mordek, Kirchenrecht und Reform (註56) 'Exkurs III' 246。
- (63) Mordek, Kirchenrechtliche Autoritäten im Frühmittelalter, S. 247f.; ders., Kirchenrecht und Reform S.97ff.; Collectio Hibernensis 系の教会法令集の傳承については R. E. Reynolds, Unity and Diversity in Canon Law Collections: the Case of the Collectio Hibernensis and its Derivatives, in: Carolingian Essays, edited by U. R. Blumenthal, Washington D. C., 1983.
- (64) Fuhrmann, a. a. O., S.438.

- (55) A. a. O., S.435.
- (56) Mordek, Dionysio-Hadriana und Vetus Gallica — historisch geordnetes und systematisches Kirchenrecht am Hofe Karls des Großen, in: ZRG KA 86, 1969, bes. S.56ff.; ders., Kirchenrecht und Reform, S.160ff.
- (57) Fuhrmann, a. a. O., S.440f.
- (58) T. Kötzler, Mönchtum und Kirchenrecht, in: ZRG KA Bd.100, 1983, S.122f.; Mordek, Kirchenrechtliche Autoritäten, S.248f.
- (59) Mordek, a. a. O., S.249.
- (60) カール大帝の時代に、法以外の面（聖書テキスト、典札など）でも統一の試みが余り実を結ばなかったことについては、Kotije, Einheit und Vielfalt des kirchlichen Lebens in der Karolingerzeit; Fuhrmann, Das Papsttum und das kirchliche Leben im Frankenreich を明かに論じている。ローマ・カトリック教皇の時代における変化したことは、後述九十七頁以下参照。
- (61) 贖罪書について一般的には、C. Vogel, Les 《Libri Paenitentiales》（註9）；Art. Bußbücher, in: Lexikon des Mittelalters Bd.2, Sp. 1118ff. (A. J. Frantzen)
- (62) MGH Cap. 1, Nr.9, S.20ff.
- (63) メロヴィンジャー期の教会会議の歴史については、C. De Clercq, La législation religieuse franque de Clovis à Charlemagne, Louvain-Paris 1936 の他、O. Pontal, Die Synoden im Merowingerreich, Paderborn 1986, 六世紀と七世紀には保存教会会議決議が少なかつたこと、Concilia Galliae A.511-A.695（註17）を見れば一目瞭然である。
- (64) R. Kotije, Die Bußbücher Hailigers von Cambrai und des Hrabanus Maurus, Berlin-New York 1980, S.3; Art. Bußbücher, in: Lexikon des Mittelalters Bd.2, Sp.1119.
- (65) Vogel, op. cit., p.95. また p.62 et suiv. で、個々の贖罪書の作者に関する現在の一般的な見解を要約している。
- (66) そのような免脱の例は、Fournier-Le Bras, Histoire des Collections Canoniques en Occident I, p.89 に挙げられている。
- (67) Vogel, op.cit., p.74 et suiv. に、現存している大陸の贖罪書の写本が、それ以前のどの贖罪書の規定に拠っているかが述

とられてゐる。

(107) Vogel, op.cit., p.95.

(108) Op.cit., p.98.

第五節 法的思考の特色

一 メーロヴィンガー期以降のフランク王国の様々な成文法源を読んで直ちに気づくことの一つは、そこに記されている多くの法命題相互の間の論理的関係に関する意識の稀薄さであろう。レークス・サリカをはじめとする部族法典の中には、ある規定が他のどの規定といかなる関係にあるかを明らかにする指示は、ほとんど見られない。また、部族法典以外の史料において「レークス・サリカに従つて」(secundum legem Salicam)、「レークス・アラマンノールムに従つて」(secundum legem Alamannorum) などという記述がある場合、それが成文テキストとして残っている特定の条文を指していると考えられる例がほとんど存在しないことも、すでに明らかにされている。⁽¹⁰⁹⁾

フランク王国の法源のこのような特色は、フランク王権の支配下に入る以前のブルグント王国において、ローマ法典の姉妹法典として成立したレークス・ブルグンディオーヌム⁽¹¹⁰⁾と顕著な対照を示す。

Prima constitutio と題されて、法典のテキスト本文の前に置かれた独立の部分は、裁判の諸原則を主な内容としているが、その中では、裁判が(書かれた)法に従つて行なわれるべきことが強調されている。すべての行政官及び裁判官は、「朕の法律に従つて」(secundum leges nostras) 裁判をなすべきことが命じられている。⁽¹¹¹⁾ このように、本質上範

困に限りある成文法にもとづく裁判という原則を実現しようとする場合直ちに問題になるのが、法の欠缺であるが、この法典においては、王法に欠缺が存する場合は王に報告すべきことが定められる。⁽¹⁶⁾そして、王法と異なる判決を下した裁判官は、たとえそれが故意によらぬ場合であっても制裁を受ける。⁽¹⁷⁾以上の規定は、王権を、裁判の規準たる規範の排他的根拠とする観念を前提としているのである。

法典の主要部分の中では、既に発せられた勅法についての多くの引照が見られる。更に、ある勅法を変更しつつ、一部については旧法の効力を認める規定⁽¹⁸⁾や、旧法に新たな内容を付加する規定も存する。五〇章では一般的に「先行する勅法の規定が、遵守するべきことを明瞭に定めていないような事件が生ずる場合には、法に付加された命令が、訴訟に決着をつける仕方を含んでいることが必要である。個々の場所の裁判官が、不知のため躊躇することなく、訴訟に対し、ふさわしい結末を与えるように」と述べている。⁽¹⁹⁾既存の規範の欠缺とその補充の観念が、定式化されているわけである。

また、五二章では、国王裁判所の判決に明示的に一般的な法律の効果が与えられており、ブルグント王国において、一回的な効力の判決と一般的規範との間の質的相違が明瞭に認識されていたことを示している。⁽²⁰⁾

ブルグント王国には、特に末期ローマ的な法観念が残存していたことが知られているが、このような発達した合理的な法的思考の存在は、その一つの現れであると想定して良い。

これに対して、メーロヴィンガー・フランク王国の法源には、王権を源泉とする成文勅令のみを裁判の根拠とする観念は見られない。確かにレークス・バユワリオールムは、前文でフランク王権による成文法の授与について語り、また有名な第二章十四条は、「グラーフは常に正しき裁判を裁判せんがために、裁判のためにそこに任命せられたる裁判官を伴い、かつ法の本 (liber legis) を携うべし」と定めている。⁽²¹⁾また、一七条では、裁判官が「朕の法律」(leges nostras) に従わずに裁判を行なった場合のサンクシオンが定められている。⁽²²⁾このうち、前文の記述及び、二章一四条における、法

を成文法としてみなす観念は、恐らく、前文に引用されているセヴィリアのイシドールスの有名な「16」の定義の影響を受けたものであろう。また、二章一七条が、西ゴート法典の規定を下敷きにしたものであることは、古くから指摘されているところである。⁽¹⁶⁾このように、レークス・バウワリオールムは、古典古代末期的な観念の残存を強く示す西ゴート法の影響を受けてはいるが、しかしそれは必ずしも内面的に受容されたわけではなく、どちらかと言えば表面的な摂取にとどまったものと思われる。けだしこの法典の中には、成文法の欠缺の場合の措置についての定めはなく、それゆえ成文法に従った裁判の要求がもたらす論理的な帰結が、明確には認識されていなかったことが想像されるからである。⁽¹⁷⁾また、レークス・ブルグンディオヌムに見られたような、特定の旧法の新法による補充をはじめとする、法規範囲の効力の関係を定義した規定も、全く見られない。

もっとも、カローリングァー時代になると、王権による「文字文化」(Schriftlichkeit)普及をめざす努力との関連で、ある程度の変化が認められる。⁽¹⁸⁾

八〇二年に、国王巡察使に対し一般的に発せられたカピトゥラリアには、「裁判官は自己の意思によつてではなく、書かれた法に従つて正しく裁判すべきである」という項目が見られ、この記録は、ロルシュ年代記の記述によつても確認される。⁽¹⁹⁾この勅令には他にも、高位聖職者が教会法令に従つて生き、他人にもその旨教えるべきこと、⁽²⁰⁾また同様に、修道院長や修道僧に対しては修道院戒律に従つて生き、また教会法令に関する知識を持ち、それを遵守すべきことを命ずる規定がある。⁽²¹⁾

これらの規定は、このカピトゥラリアの冒頭に掲げられたカール大帝の基本的な目標、すなわち学識のある聖職者、信仰篤き俗人を選んで王国全体に派遣し、カピトゥラリアの各条項により、「正しき法に従つて生きる」ことを認めるということを、個々の領域において具体化したものである。これらの規定の背後には、人民の生活の全般にわたつて、正し

いキリスト教的な生活の規準を与えようとするカーロリンガーの志向が認められるのである。⁽¹⁵⁾

しかしここでも、書かれた法が存在しない場合の措置を明示した箇所は少ない。それは、ランゴバルド勅令が用いられていたイタリアに関するものがほとんどである。⁽¹⁶⁾そして、たとえ書かれた法による裁判という原則を強調しても、裁判の規準となる法の範囲及びその範囲内に該当する法規が存在しない場合の措置が明示されない限り、書かれてさえいれればいかなる規範によっても良いことになるのである。

以上のように見てくるならば、メーロヴィンガー期及びカーロリンガー期を通じて、世俗法源の中に、伝承する多数の規範の間の論理的関係や、規範の効力の形式的淵源についての観念が極めて薄弱であったことがわかる。

二 それでは、教会法源はどうであろうか。

初期中世の教会法源の中で、実質的に最も重要な役割を占めたのは、教会会議の決議であった。教会会議及びそこで発せられた決議の権威の神学的根拠については、古典古代末期以来、次のような考え方が一般的に受け入れられていた。すなわち、ニカエアの公会議以来の教会会議には、マタイによる福音書一八章二〇節「二・三人わが名によりて集まる所には、我もその中に在るなり」⁽¹⁷⁾という章句を根拠として、「把握不能にして記述不能の」キリストが臨在すると考えられたのである。⁽¹⁸⁾また、この観念とは論理的には異なる内容ではあるが、実際には必ずしも常に明確に区別されることなく用いられた理論づけとして、教会会議の決議は聖霊によりもたらされたものだという観念も存在した。⁽¹⁹⁾

このような観念により、教会会議とその決議は比類なく高い権威を得るが、他方において、いずれの教会会議もキリストの臨在のもとで開かれ、もしくはその決議が聖霊によりもたらされたものであるとするならば、教会会議の決議相互の間に、法的価値の点で差別を設けることが困難になる。⁽²⁰⁾

もちろん、教会会議の中には、参加者（司教）の範囲や数に相違があり、それにともない、その決議の事実上の権威

にも高低があつたことは否定できない。とりわけ、初期の（四つの）世界公会議は、教会法の伝承において、極めて高い權威を認められていた。⁽¹⁴⁾しかしこの權威とても、これらの教会會議が世界公会議であつたことに由来していたわけではなく、カトリック教会の信仰教義の發展にとつて規定的意義を有していたという、内容的な理由によるものである。⁽¹⁵⁾一般に初期中世を通じて、同時代史料の中では、各種の教会會議について、参加者の範圍の相違に応じて異なる名称が使ひ分けられていたわけではない。⁽¹⁶⁾それゆえ、主として一つの首都大司教区の司教の参加にかかる教会會議において発せられた決議も、法的には一般的な効力を有するものとして理解された。⁽¹⁷⁾このような考え方は、後に見るように、カローリンガー期の教会理論家においても、はつきりと打ち出されているし、カローリンガー期を越えても、いかなる種類・規模の教会會議において発せられたものであるとを問わず多様な教会會議決議を採録した教会法学者の法的思考の前提にあつたものと思われる。⁽¹⁸⁾

すなわち、聖書をはじめとする数多くの法規範を有し、かつ、教会會議を通じて不斷に旧規範を確認し、更に新しい規範を作り出し続けていた教会において、個々の規範を、（少なくとも潜在的には）ひとしなみに普遍化する傾向が存在していたのである。

ところで、このようにキリストの臨在のもとで開かれ、あるいは聖靈に導かれた教会會議の活動は、単に一般的な規範を設定することにとどまらず、同時に、ある具体的なケース（例えば特定の聖職者の懲戒）に関する裁判をも含んでいた。⁽¹⁹⁾しかも、教会會議においては、規範の定立と裁判のいずれの場合にも、基本的には同一の手続が用いられていたと思われるのであつて、例えば、抽象的・理論的な教義問題にかかわる決定も、時には、対立する二つの当事者グループの間で、党派による訴訟の形式をとった。⁽²⁰⁾

このように、個別ケースにかかわる決定であれ、抽象的・一般的規範を内容とする決議であれ、同じ場で、同じ手続

により成立したものであるとするならば、両者は共に、キリストの臨在の下で、あるいは聖霊により導かれて成立したものととして、本質的に同一の価値を有さざるをえない。つまり、伝承されてきた無数の規範や不断に作られる新しい規範が、すべて同一の法的価値を有するものとして同一レベルに並存するだけではなく、規範と個別的な判決の間にも同じことがあてはまるとするならば、既存の特定の規範が、具体的なケースについての決定を拘束するという構造は、論理的に成立しえない。

すでに検討してきた教会的法源の伝存状況の特色、すなわち教会法コレクション、司教カピトゥラリア（叙述の便宜上、世俗法源の中で論じたが）、そして贖罪書の伝存の多様性、受容の形式的根拠の薄弱さという点は、中世初期の教会法源の代表的存在であった教会会議決議に見られるこのような思考法が、他の類型の法源においても前提されていたと考えるならば、無理なく説明しうるであろう。

三 もしこの仮説が成り立つとするならば、その意義は、決して狭い意味での教会セクターのみに限定されるわけではない。けだし、中世初期においては、世俗法源と教会法源との間に広範な構造的類似性・親縁関係が存在するからである。

まず、国王カピトゥラリアが発せられる場であったカーロリンガーの王国会議が、教会会議から截然と区別されず、その結果として、カピトゥラリアの中には、内容のみならず規範形式の面でも、司教たちにより発せられた教会会議決議との間に強い類似性を示すものがあることは、すでに一般的な認識であると考えて良いであろう。¹⁹⁾そして、国王カピトゥラリアと司教カピトゥラリアの間の類似性は、すでに指摘したところである。

更に、部族法典についても、次のような指摘がなされている。部族法典の規定の多くの部分を占める「もし誰か……したときば」(Si quis……)という定式は、旧約聖書をはじめとする教会法源にもしばしば現れるものであったばかり

でなく、iudicare や placuit, convent のような、(裁判) 集会に特有の動詞を用いて定式化される部族法典の規定や、それと類似性を有する勅令の形式も、教会会議の決議と同一の構造を有することである。⁽¹⁸⁾

古代末期・中世初期のヨーロッパの法現象・社会現象について一般的に妥当することではあるが、ここでも、ゲルマン人諸部族が古典古代的・キリスト教的文化と遭遇する以前には、彼らの法や社会のあり方に関する史料で、彼ら自身の手になるものが存在しないので、このような構造的親近性・類似性だけから、直ちに、世俗法源の表現形式が教会法源のその模倣の結果成立したものであると帰結することはできない。しかし少なくとも、以上扱った世俗法源の作成、そしてとりわけその伝承には、聖職者が強く関与していたと考えられるとすれば、彼らが、教会法源を扱うのと同じ觀念的枠組の中で世俗法源を扱っていたことを推定することは、十分に可能であろう。⁽¹⁹⁾

四 これまでの推論が正しいとすれば、成文法源の形で現在まで残っているテキストに表現された法の性格について、次のように述べることができよう。

初期中世には、一般的に、実体的な内容の法規範が存在しなかったわけではない。特に教会においては、聖書の章句を筆頭に、聖職者・信者の生活・信仰・教会の組織についての規程が無数に伝承していた。世俗の領域についても、確かに教会領域におけるよりは少なかつたとはいえ、正しき生活の規程と言えるような法規範が(特にカピトゥラリアの形で)作成され、そのようなものとして(しばしば教会法規範と同一の写本集の中で)伝承されていた。しかし、伝承されてきたルールは、潜在的にみな同じ価値を有するものとして把握されていた。ここには、ある形式的根拠により、ある場合にある特定の規程(複合体)が、そしてそののみが適用されるという觀念は存在しない。伝わってきた規程は、元来その成立にたずさわった人間・機関がいかなるものであつたとしても、適用の可能性を有する。ということは、現実の具体的なケースについて新しい法(=判断)を作つても、それは伝承してきた規程と同視されうることであり、

また、長く伝承されてきた規範といえども、ある人間ないし機関がそれを内容的に正しいと思わなければ無視されるという原理が存在していたというのである。このような、「内容的受容」⁽⁹⁾の原理が最も明瞭に現れるのは、これまで扱ってきた法源群の中では、贖罪書や司教カピトゥラリアであるが、教会会議決議も同じことであり、ラテン教会の中核的な法伝承といえども、時には故意に無視され、それと異なる規制がなされたのである。⁽¹⁰⁾

また、国王カピトゥラリアのテキストの形式がきわめて多様であるのも、ある規範が真に国王に由来するか否かが、その規範を受容するにあたっての決定的な根拠ではなかったからと解され、部族法典などに法の欠缺に対する措置が定められていないのも、欠缺を補充しうる唯一の法の源泉という觀念が存在しない、少なくともきわめて微弱であつた以上、当然のことだったのである。

このように考えてくるならば、初期中世ヨーロッパに伝承されていた規範は、それぞれが、いわば、可能な一つの「提案」にすぎなかった、ということになろう。それら（の少なくとも多く）は、生活・行動・組織編成の規準として作成され、そのようなものとして認められ、伝承されていた。しかし、ある場合にある規範のみが問題になる、という意味での拘束力はどの規範も有さず、それと異なる法Ⅱ提案に従った解決も常に可能だったのである。しかしそうだとすると、実際にある紛争が生じた場合、それはいかにして解決されていたのが直ちに問題となろう。そこで次に初期中世の「裁判」の構造に目を向けねばならない。

(10) Nehlsen, Zur Aktualität und Effektivität germanischer Rechtsaufzeichnungen (註14)、レークス・アラマンノール
 4261315 C. Schott, Pactus, Lex und Recht, in: Die Alemannen in der Frühzeit, hrsg. v. W. Häbener, Buhl /
 Baden 1974, S.164ff.

- (III) 法の発展の過程 Art. Lex Burgundionum, in: HRG, Bd.2, Sp.1901ff. (H. Nehlsen)
- (III) MGH Leges Nationum Germanicarum Tomus II. Pars I. Leges Brugundionum, S.31. Prima constitutio c.3. Omnes itaque administrantes ac iudices secundum leges nostras, quae communi tractatu compositae et emendatae sunt, ...iudicare debunt.
- (II) S.33, c.10. Si quid vero legibus nostris non tenetur insertum, hoc tantum ad nos referre praecipimus iudicantes.
- (II) Loc. cit., c.11. Si quis sane iudicium, tam barbarus quam Romanus, per simplicitatem aut negligentiam praeventus, forsitan non ea quae leges continent iudicabit et a corruptione alienus est, xxx solidos se noverit solvitum...
- (II) S.73 XIII-1. Licet de hereditatibus eorum, qui sine filiis moriuntur, complura prioribus legibus iusserimus, tamen nunc impensis universa tractantes iustum esse prospeximus, ut aliqua ex his, quae ante praecepta fuerant, corrigantur... XIII-2. De morginegia vero, quod priori lege statutum est, permanebit. その後の条文は、刊本のペーラーに明記されている。
- (II) S.74 XIII-1. Licet plura de donationibus lex nostra de superioribus temporibus data praeceperit, tamen quia ex ipso eodemque titulo oriuntur aliqua, de quibus non evidenter legitur constitutum, necesse est, ut praesentis legis adiectione, quae prius fuerant praetermissa, definiantur.
- (II) S. 81f. L-1 Quotiens eiusmodi causae consurgunt, de quibus praecedentium constitutionum ordo non evidenter observanda decrevit, necesse est, ut terminandae causationis modum instructio legibus adiecta contineat, quatenus singulorum locorum iudices, ignorantiae cunctatione submota, finem litibus congruenter imponant.
- (II) S.85, III-1. Quotiens huiusmodi causae consurgunt, de quibus nihil praecedentium legum statuta iusserunt, ita ambiguitatem rei oportet absolvi, ut emissum iudicium perpetuae legis robur accipiat, et specialis causa generalem teneat aequitatem. この訴訟事件については、拙稿「古代末期—中世初期における流血刑——ガリブ・ゲルマニアを中心として」(一)『国家学会雑誌』第一〇〇巻一・二号(一九八七)二二—二三頁参照。
- (II) 前註拙稿(一)『国家学会雑誌』第一〇〇巻三・四号(一九八七)一九頁参照。

- (17) MGH *Leges Nationum Germanicarum*, Tomus V. Pars II. *Lex Baiuvariorum*, hrsg. v. Ernst von Schwind, S. 202f. *Haec omnia Dagobertus rex gloriosissimus...renovavit, et omnia vetera legum in melius transtulit, et unicuique genti scriptam tradidit...*
- (18) S.308. *Comes vero secum habeat iudicem qui ibi constitutus est iudicare, et librum legis, ut semper rectum iudicium iudicent.*
- (19) S.311. *Nam iudex qui perperam iudicaverit, in duplum ei cui damnum intulerat, cogatur exsolvi, quia ferre sententiam contra legum nostrarum statuta praesumpsit.*
- (20) *Nam lex a legendo vocata, quia scripta est.* γὰρ ἡ λέξις ἐκ τοῦ *「語類集解」* (Isidori Etymologiae) 戸部川類聚 卷之六⁹⁰
- (21) Schwind, a. a. O., S.311.
- (22) E. Kaufmann, *Aequitatis Iudicium. Königsgericht und Billigkeit in der Rechtsordnung des frühen Mittelalters*, Frankfurt a. M. 1959, S.56ff. 224-227 法の欠缺補充に關する史料箇所について著せられたる語族法典の条文は、特徴的である。ちやうど西ローマ法及びフランク人法との取らなかつた。
- (23) 10世紀の西ローマ法及びフランク人法との取らなかつた。F. L. Ganshof, *Charlemagne et l'usage de l'écrit en matière administrative*, dans: *Le Moyen Âge* 57, 1951. (english translation, The use of the written word in Charlemagne's administration, in: id., *The Carolingians and the Frankish Monarchy*, Ithaca 1971); J. L. Nelson, *Literacy in Carolingian Government*, in: *The Uses of Literacy in Early Medieval Europe*, edited by R. McKitterick, Cambridge 1990 や參照。
- (24) MGH Cap. I, Nr.23, S.96, c.26. *Ut iudices secundum scriptam legem iuste iudicent, non secundum arbitrium suum.*
- (25) See, McKitterick, *The Carolingians and the written Word* (註23) p.39.
- (26) c.10 *Ut episcopi et presbiteris secundum canones vibant et itaque caeteros doceant.*
- (27) c.17 *Monachi autem, ut firmiter ac fortiter secundum regula vivant.* 67 c.22 *Canonici autem pleniter vitam obserbent canonicam, et domo episcopali vel etiam monasteria cum omni diligentiam secundum canonica disciplina erudiantur.*
- (28) *dom. imp. Karolus elegit ex optimatibus suis prudentissimis et sapientissimos viros, tam archiepiscopis quam et*

reliqui episcopis simulque et abbates venerabiles laicosque religiosos, et direxit in universum regnum suum, et per eos cunctis subsequenibus secundum rectam legem vivere concessit.

- (131) H. Beumann, *Unitas ecclesiae-unitas imperii-unitas regni. Von der imperialen Reichseinheitsidee zur Einheit der Regna*, in: *Settimane di Studio sull'Alto Medioevo*, 27, S.551ff.

- (132) MGH Cap. I, Nr.98 S.204f. *Capitulare Italicum* (801). Quocirca nos……, ea quae ab antecessoribus nostris regibus Italiae in edictis legis Langobardicae ab ipsis editae praetermissa sunt, iuxta rerum et temporis considerationem addere curavimus, scilicet ut necessaria quae legi defuerant supplerentur, et in rebus dubiis non quoniamlibet iudicium arbitrium, set nostrae auctoritatis regiae sanctio praevaleret. また時代は「*cap. I*」, Nr. 219, S.98, c.5 *Sed tantum secundum scripturam iudicent……. De quo autem non est scripta, hoc nostro consilio offeratur.* これは恐らく「*ノートル・セクレタリ*」世が「*ノートル・セクレタリ*」が発したものである。

- (133) その例外は「MGH Cap. I, Nr.58, S.145. *Responsa misso cuidam data*」の「規定」である。「*このカピトウアリマは、國王巡察使の國王に対する質問への回答を列挙したもの*」の「第二項は次のように言う。」「*汝が朕に問うた第二の点について。コームス、スカビース、カンケラリウスは、証書*」の作成と発給について「*ノリドウスを受領すべきである*」か。ローマ法を読み、そこに見出すようになすべし。しかしても「*サリカ法に関すること*」で、何をなすべきかに「*その何を見なければならぬ*」に「*それについて朕の一般會議に問ひあはせられべきである*」。」c.2 *De secundo unde me interrogasti, si comes de notitia solidum unum accipere deberet et scabinii sive cancellarius. Lege Romanam legem, et sicut ibi inveniis exinde facias; si autem ad Salicam pertinet legem et ibi minime repereris quid exinde facere debeas, ad placitum nostrum generale exinde interrogare facias.* これは「*ローヌス・サリカについて法文の欠缺の觀念*」その場合の処置が定められているわけである。

- (134) *Ubi enim sunt duo vel tres congregati in nomine meo, ibi sum in medio eorum.*

- (135) H. Sieben, *Die Konzilsidee des lateinischen Mittelalters*, Paderborn 1984, S.23.

- (136) H. Sieben, *Die Konzilsidee der Alten Kirche*, Paderborn 1979, S.64ff., 220., 314ff.

- (137) この点ば「*すてだ・ノートル・セクレタリ*」が主張していた。R. Sohm, *Kirchenrecht*, 1. Bd., *Die geschichtlichen Grundlagen*,

Thessaloniki 1977, S.141ff. (zuerst in: Archiv für Diplomatik 1-2, 1955-56)

(146) J. Hannig, Consensus fidelium, Frühfeudale Interpretationen des Verhältnisses von Königtum und Adel am Beispiel des Frankenreiches, Stuttgart 1982, S.67ff.

(149) 部族法典の内容に教会的な思考の影響が見られる例としては、流血刑がある。拙稿「古代末期——中世初期における流血刑」を参照。

(150) モルデクは、初期のカピトゥラリアの「妥当」について、次のように言う。「カピトゥラリア立法の初期の時代においては、あるテキストの妥当のためには、形式的に非のうちどころがないことよりは、ザッハリヒな Authentizität、すなわち内容面での Ordnungsgemäßheit が重要だったのである」。Mordek, Karolingische Kapitularien, S.35. このテーゼの意味は必ずしも明確ではないが、国王によりカピトゥラリアとして発せられた規範だという実質があれば、形式はどうであれ、通用した、ということであろう。しかし、実際のカピトゥラリアの中には、誰が発したものかも明記されずに伝承しているものもある。とすれば、通用する決め手は、まさに内容でしかない。また、現在の教会のエクメニシシュな議論の中で再び重要な役割を演ずるようになった receptio の概念も、実質的には、法を用いる者による内容的受容という原理を示すものと言って良いかも知れない。Vgl., H. Dombois, Das Recht der Gnade Bd.1 Teil II, Witten 1969, S.825ff.; Sieben, Die Konzilsidee der Alten Kirche, S.159, Anm.79 に文献が挙げられている。

(151) その一つの例として、教会の組織原則における重要問題である地方教会会議の開催回数の問題がある。各州(provincia)において、年に二回教会会議を開くことは、ニカエアの公会議以降、繰り返し確認されてきた原則であった。しかし、これは実現し難かったので、六世紀のガリアの多くの教会会議は、これを端的に年一回の開催に変更してしまっている。Mordek, Kirchenrecht und Reform, S.23f. Anm.20 に、該当する決議の箇所が挙げられている。

第六節 初期中世における裁判の基本構造

一 初期中世における裁判の構造を明らかにすることは、困難な課題である。

古くから、訴訟手続法はドイツ法制史学の重要な研究テーマの一つだったが、そのような研究は、多くの場合、部族法典等のいわゆる「規範的法源」(normative Rechtsquellen)の体系的再構成という手続を通じてのものであった。⁽¹⁵⁾しかし、部族法典における裁判手続にかかわる条文が実際にどの程度当時の訴訟手続の現実を反映しているのかが明らかではないばかりでなく、個々の条文が統一的な訴訟像を前提していると直ちに想定することもできない。一つの部族法典の中の条文相互の間の歴史的位相の違いの可能性については、様々な関連で指摘されているが、しかし一体として伝承している様々な条文を、その歴史的な層に従って剥ぎ取っていく作業は極めて困難であり、まだ説得力を持つ形では行なわれていないのである。

これに対して、他のジャンルの史料にもとづく裁判構造再構成も、それぞれ難点を有している。

まず、証書は、確かに現実の訴訟で用いられたものであることは明らかである。しかし、すべての訴訟で証書が用いられたわけではなく、また、現在残っている証書が教会・修道院を少なくとも一方当事者とする裁判にかかわるものに限られることから、ここから得られる訴訟の像が、どれほど中世初期の裁判全体を代表しうるのかについて、疑問を提起することが可能である。文書を自己に有利に用いえた教会人の関与する訴訟は、両当事者ともに俗人である訴訟とは異なる構造を有していたかもしれないのである。

最後に、歴史叙述は、文書を用いない裁判をも把握しうる利点があり、また、現実の過程と叙述の間の対応の程度を

測定することも必ずしも不可能ではない。しかし、言うまでもなく歴史叙述はあくまでも著者の理解と解釈の媒介を経て成立したものである。そして訴訟の構造のような法的問題に関心が向けられることは必ずしも多くはない。

このように、初期中世の裁判の構造を明らかにするためには、個々の史料類型ごとに網羅的な分析を行なったうえで、それぞれの類型について得られた結果の射程距離を厳密に測定する作業が本来必要となるはずである。そのような準備のない本稿では、古くから議論されてきた、部族法典の訴訟の基本構造を概観することと、近年比較的多くの研究が発表されている、裁判にかかわる証書にもとづいて訴訟構造を考察することに叙述対象を絞りたい。

二 部族法典の中でも、ここでは検討の対象をレークス・サリカに限定せざるをえない。この法典中の訴訟法に関する規定には、裁判の機能性を高めるための王権の努力がはつきり見られる。六五章テクストの冒頭の規定が、王の命令による召喚に従わなかった者に対し、一五ソリドウス支払いの責任を定める内容であるのは、この点で象徴的であると言える。

また、その他の規定を見ても、訴訟手続にかかわるものの多くは、当事者もしくは証人が出頭ないしは判決の履行を拒んだ場合の取り扱いを内容とするものである。⁽¹⁵⁾

しからば、レークス・サリカにおいて、判決はいかなる内容のものとしてされているのか。敗訴当事者は何を履行すべく期待されるのか。このことは、五六章「裁判所に出頭することを蔑ろにする者について」(De eo qui ad malum venire contemnit)から明らかにする。それは次のように定める。「もし誰か裁判所に出頭することを蔑ろにするか、もしくは判決発見人によって彼に対し判決されたことを履行することを怠って、贖罪についても、釜の神判もしくは他の雪冤方法 (lex) についても信約 (fidei) を行なうことを欲しなかった場合には、その者を国王の御前に召喚しなければならぬ⁽¹⁶⁾」。すなわち、判決の直接の内容は、贖罪をなす旨もしくは何らかの証拠方法 (雪冤方法) により自己に責任なきこと

を証明する旨信約を行なうべし、ということなのである。この「信約」の効果については、五〇章「信約について」(De fides facta)に規定があり、信約を行なった者がそれを履行するのを怠ったときは、「信約した債務に加えて六〇デナリウスすなわち一五ソリドウス責あるものと判決すべし」とされている。これら二つの規定からは、実体的な債務は、一方当事者が、(判決に従って)信約を行なつてはじめて生ずるものであり、判決だけでは支払い義務は生じないのが原則であったことがわかる。また、信約を行なわない場合も、それを理由として直ちに何らかのサンクションが加えられるわけではない。五六章に明らかのように、判決の内容たる信約を実行しなかった者は、煩瑣な手続を経て国王裁判所に召喚され、それにも応じなかった者が「国王の保護の外に」(extra sermonem regis)置かれる。つまり、国王の召喚命令の違背がサンクションの根拠とされているのである⁽¹⁶⁾。

このように、レークス・サリカの中では、裁判制度の機能を高めることを主目的とする規定の中でさえ、被告の義務は判決によって直ちに生ずるものとはされておらず、本人が誓約により自ら義務づけることが前提とされているわけである。更にその誓約を行なわなかった場合も、そのことにより直ちに何らかのサンクションが加えられるわけではなく、国王の命令を無視してはじめて、王令の違背に対するサンクションが発動されたのである。

ところで、五六章では、贖罪金支払いに代わる雪冤方法として釜の神判(mium)が命じられていた。しかし、周知のように、フランク時代における主要な証明方法は、被告単独もしくは宣誓補助人を伴つての雪冤宣誓であった。雪冤宣誓はあくまでも被告側の主張であり、また宣誓補助人が述べるのも、事実の証言ではなく、雪冤宣誓を行なう本人の信頼性である⁽¹⁷⁾。そして、西ゴート法とは異なり、フランク法においては、原告による被告の有責証明は、長い間、原則として認められなかった⁽¹⁸⁾。被告側の宣誓が決定的な証拠方法であるとするならば、すでに証明の段階で、被告が自らの責任を認めない限り責任は生じないという原則が、少なくとも実質的には認められていたことになる⁽¹⁹⁾。

これに対して、神判は、レークス・サリカの釜の神判のような一方的なものであれ、決闘のような双方的なものであれ、被告の意思と直接関係なしにその主張の成否を左右するものであったという意味において、裁判の中に高権的な（神の！）決定を持ち込むものであったと言える。

本稿においては、神判の歴史と機能について詳しく検討することはできないが、ロバート・バートレット（Robert Bartlett）の最近の研究によれば、史料上でのその出現と普及について、次のような特徴が見られる。初期中世における一方的神判の歴史は、西暦八〇〇年頃を境として二つの時代に分けられ、前期には神判に関する史料は極めて少なく、しかもその種類も釜の神判に限られる。それはフランク王国の史料（レークス・サリカ、レークス・リプリア）にはじめて現れ、そこから他の領域へと拡がっていく。⁽¹⁶⁾ カール大帝の時代になって神判の種類が増大し、⁽¹⁷⁾ 新たな地域に拡大していくとともに、王権と教会によって積極的にその使用が奨励される。⁽¹⁸⁾

それにもかかわらず、神判が主要な証拠方法となつたわけではないのであって、宣誓が依然として証拠方法の中心的地位を占めていたことには変化がない。⁽¹⁹⁾ 神判が用いられる主な場合は、必要な数の宣誓補助人を調達できない場合、被告が奴隸であるなど、宣誓能力がない場合などであった。これらの場合は、通常の手続によつては被告の責任の不在を証明する手だてがないので、神判により、それを証明する可能性を認めているわけである。

この問題については、更に検討を加えねばならぬことは言うまでもないが、以上のバートレットの見解が正しいとすれば、神判の存在は、被告の意思によつてはじめて責任が生ずるという裁判の構造を根本的に変えるものではない、ということになる。神判は、カロリング王権による奨励のもとではじめて広く普及したもののように思われ、しかもそれはあくまでも副次的な証明手段にすぎなかった。そうだとすれば、神判は、裁判の機能を高めるための、王権による一種の司法政策上の道具であった可能性もあるのである。

このように、裁判の結果当事者に責任が生ずるのは、あくまでもその者の意思を前提としてのことであったとするならば、裁判はいわば和解の仲介の機能しか有しない、ということになる。⁽¹⁵⁾ そもそも判決発見人が、被告に対して贖罪金支払いを誓約すべきことを判決する場合、その判決の中で贖罪金の価額が特定されていたのかもはっきりしない。少なくともレークス・サリカ五〇章は、債権の執行の範囲に関して一貫して「判決されたもの」ではなく、「信約したもの」という言い方をしており、ここからは、贖罪金の価額も、直接的には、被告側の誓約によって決まるものとされていたとの推測も可能である。⁽¹⁶⁾

三 部族法典の訴訟手続規定に見られる、当事者の誓約にもとづく合意の決定的意味は、トゥールのグレゴリウスの『フランク史』のような歴史叙述の伝える実際の裁判によっても、ある程度確認しうる。レークス・サリカの規定が扱っている、グラーフ裁判所における手続を詳しく伝える叙述は少ないが、その一つ、第七卷四七節に伝えられたシカリウスとアウストレギセルの間の有名な争いは、本稿のテーマとの関係でも興味深い。⁽¹⁷⁾ シカリウスは、自分の友人であった一聖職者の奴隷が（恐らくアウストレギセルの徒党の一人に）殺されたことに怒り、アウストレギセルを待ち伏せし、争いになったが、その過程で奴隷を殺害され、金銀を奪われた。⁽¹⁸⁾ その後彼らは市民の裁判廷に現われ、そこで、アウストレギセルが、奴隷を殺害したがゆえに殺人者であり、裁判も行なわないのに財産を奪取したとして有責判決によって非難されるべきことが決められた。これについて契約が結ばれたが、数日後にシカリウスは、アウストレギセルが奪った財貨がアウノ……らによって保管されていることを聞き、契約を投げやって「再び敵対行為を始め、アウノ……らを殺した。これを憂慮したグレゴリウスは、裁判官とともに両者に使者を送って彼ら呼びよせ、贖罪金を払って平和を回復すべきことを要請し、もしも有責の側が十分な財産を持っていないときには、教会の金を渡そうとまで、言った。しかし、シカリウスに父を殺されたクラムネシンドは和解を受け入れず、シカリウスの家を焼き払い、略奪し、奴隷を殺し

た。「そして両当事者は裁判官によりキーヴィタースと呼ばれ、自己の訴えを主張した。裁判官たちは、前に贖罪金を受領することを拒み、家を焼燬した者は、彼に對し判決されていた価額の半分を失い、（これは *legis actum* に反することだが、ひとえに平和が回復されんがためである）贖罪金の残った半分を、シカリウスが支払うべきことが判決された。そして教会から金が与えられ、「シカリウスは」判決されたものを支払い、*securitas* を受けとった。両当事者は交互に誓約を行なつて、いずれの側もいかなる時も他方に対して争いを起こさないようにした」⁽¹⁸⁾。

このグレゴリウスの叙述からは、和解の仲介としての裁判の機能が、よく読みとれる。第一回目の裁判は、両者の契約 (*placitum*) によつて解決したが、一方当事者が（恐らく判決が履行されなかつたために）その契約を破棄して再び紛争が始まつた。そして司教の肝入りで和解のために両当事者が呼ばれ、（直接的には書かれていないが引用部分後半からわかるように）贖罪金支払いの判決が出されたものの、一方がそれを受け入れず、争いが更に続いた。最後にもう一度裁判が開かれ、前判決の半額の贖罪金支払いが命じられ、両者はこれに服し、紛争は一応解決された。しかも贖罪金は、司教区内の平安に関心を有する司教が支払つたのである。右に検討したレークス・サリカの裁判の基本性格は、ここにはつきりと表現されていると言えよう。⁽¹⁹⁾

四 さて、次に証書史料から明らかになる初期中世の裁判の構造に検討を加えてみよう。この問題については、関連史料が網羅的に調査されているとは言えない。最近比較的多くの研究が発表されているのは、第一に、フランク時代の国王裁判所における裁判に関して発せられた、いわゆるプラキタ (*placita*) に関するもの、第二に、一一・一二世紀の教会・修道院がかかわりあつた訴訟に関する証書にもとづくものである。

メーロヴィンガー期のプラキタに関する詳細なディプロマティッシュな研究を発表したヴェルナー・ベルクマン (Werner Bergmann) は、現在確認されうるプラキタを、その法的内容に従つて、条件付きの法的効力を有するもの

(cartae pariclae) と、無条件の法的効力を有するもの (iudicia evindicata) に大別した。⁽⁸⁾ 前者は、支払もしくは責任なきことの証明のいずれか(の誓約)を求めるもので、ドイツ法制史学の用語法に言う「二枚舌判決」(zweizüngiges Urteil)である。後者は、更に四つのカテゴリーに細分される。(一)一義的な判決を有するプラキタ、(二)仮象裁判(Schein-prozeß)にもとづく、一義的判決を有するプラキタ、(三)不出頭手続(Kontumazialverfahren)にもとづく、一義的判決を有するプラキタ、(四)先の「二枚舌判決」を前提とし、それに従って証明がなされた(またはなされなかった)ために訴訟を終了させる一義的な法的決定を有するプラキタ、以上の四類型である。⁽⁹⁾ 以下、それぞれについて、ごく簡単に検討を加える。

このうち、第一の条件付き判決を有するもの、すなわち「二枚舌判決」を含むプラキタのオリジナルは、ただ一つ伝承しているだけであり、その他にはマルクルフの書式集の中に一つ文例がある。⁽¹⁰⁾ これに対して具体的な訴訟において一方当事者が不出頭もしくは証明を行なったことを判決により証する証書で、このマルクルフ書式集中の文例と文言上の共通性を示すものがいくつか残っており、これらは実際に作成された「二枚舌判決」の証書を下敷きとして、そこで要求された証明がなされたか、それとも被告の不出頭が確定したのちに、作成されたものであると考えられている。⁽¹¹⁾ これは、ベルクマンの分類に従えば、無条件の法的効力を有するものの中の(四)のカテゴリーに属することになる。⁽¹²⁾

唯一伝存している「二枚舌判決」であるクロードヴィヒ三世のプラキタは、ヴェクサンにある土地の帰属をめぐるものである。被告は、当該土地を原告から購入し、売買証書も有していると主張した。そこで王国の有力者により、四〇夜後にその売買証書を提示すべく判決が下された。これに対し、当事者が証明を行なうことをフェストゥーカにより誓約したことが明示されている。⁽¹³⁾ すなわち、レークス・サリカのテキストでも見たように、⁽¹⁴⁾ 証拠方法ですら一方的に裁判所によって命ずるのでは足りず、それを当事者が受け入れることが実際にも必要であつたわけである。この類型におい

ては、判決自体に直接的拘束力はなく、また、証書作成の命令を除けば、国王の命令もない。

このような二枚舌判決を前提として、それにもとづく証明がなされた場合に発せられるのが、右の細分したうちの四の類型である。この場合、もはや新たな判決が下される必要はなく、証明が行なわれた事実が（宮中伯により）確認されるにすぎない⁽⁸⁾。このようにして確認された法関係にもとづいて、国王は、被告の権利の保護などを命ずるのであって、その命令は、法関係を形成するのではなく、それを確認し、保障するものにほかならない⁽⁹⁾。

これと類似の性格を有するのが、右の分類の(三)、つまり、不出頭手続にもとづく証書である。ここにおける判決の内容は、不出頭手続が開始されたが一方当事者が現れなかったことであつて、国王はそれにもとづいて、出廷した相手方の主張を認める命令を下す⁽¹⁰⁾。

国王プラキタの中で最も数が多いのは、先の分類における、無条件の法的効力を有するもののうちの(一)の類型である⁽¹¹⁾。これらのプラキタでは、両当事者の主張が記され、国王と有力者により判決が下され、その後国王が訴訟対象物に関して命令を発する。それゆえこれらの裁判は、実質的には近代の裁判と同じく拘束力のある命令を含んだ高権的決定という機能を有するもののように見える。もちろん、メーロヴィンガーの国王は、法的に言えば一般的命令権を有しており、臣下の要請にもとづいて、裁判という形と無関係に特許状や命令状を発することができた⁽¹²⁾。それゆえ、臣下の訴えに対し国王命令が発せられたということだけでは、裁判の構造を明らかにしたことはない。問題は、判決が出されるまでの過程、判決の性格、そして判決と最終的な国王の命令との間の法的関係である。

問題となる証書の伝存状況は一般にかなり悪く、訴訟の過程の全体を再構成するのは容易ではないが、例えばヒルデベルト三世の六九七年三月一四日付プラキトゥムは次のような内容のものである⁽¹³⁾。

国王がコンピエーニュで司教・有力者たちと裁判集会を開いていたときに Thunsonevalis 修道院の院長 Magnoa-

cus が来て、国王テウデリヒ三世により与えられた *curtis Noctium* が、宮宰ヒビンの息子であるドウローゴ (Drigo) により不法に占有されていると主張した。これに対しドウローゴは、当該係争物件が、自らの舅と修道院長との交換にもとづき、妻を経て、自らに正当に帰属したものであると主張した。修道院長はこれに対して、実際に交換の意図はあったが、しかしそれはまだ行なわれておらず、また占有の移転も行なっていないので、ドウローゴがそれを保有しているのは不当である、と述べた。ドウローゴは、交換の証書を有しているか、それを裁判法廷に提出しうるかを問われたが、彼は交換証書を提出することもできず、また舅及び自分が当該係争物件を正当に保有することを示しうる他のいかなる証拠も持っていないかった。かくして上述の司教と有力者により、*curtis Noctium* は、上述の国王証書により *Thunsonevallis* 修道院に授与された限りで、修道院に返還され、また(この間の)果実や損害も *Magnoaldus* に返還されねばならない、と判決し、そして、そのように行なわれた。「それゆえ、朕は……〔修道院が〕この *Noctium* という対象を、かのドウローゴ、その妻アダルトゥルーテ、彼らの相続人もしくは彼らの側のいかなる者に対しても、裁判により与えられたものとして常に保有すべきであることを命ず。そして今後彼らの間では、この件にもとづく争いはなくなるべきである」^(註)。他の証書の中には、本節の関連で特に重要な末尾の部分が欠落しているものもあるが、わかる限りでは、右に紹介したブラキトゥムと基本的な構造の点で大きな違いはない、と言って良い。

さて、この訴訟では、国王証書にもとづく原告の訴えに対し、被告は宣誓などの証明方法を認められず、交換の証書を提示しえなかったことから、敗訴の判決を受けている。その点では、証明に関して、被告の意思はもはや法的重要性を持たず、裁判所の高権的地位が示されている^(註)。しかし興味深いのは、有力者により判決が下され、「そして、そのように行なわれた」(*quod ita et fecit*)として判決の履行が済まされた後に、はじめて国王の命令が発せられていることである^(註)。すなわち、ここでも、国王の命令は、当事者による判決の履行を前提として、その状態を将来にわたって維持

し、かつ平和が侵害されないことを目指したものである。⁽⁹⁷⁾ 判決自体は、手続の結果明らかになった法状態の確認であつて、それ自体として直ちに当事者に対し拘束力を有する命令を含むものではない。逆に言えば、国王の命令は、訴訟と判決を前提とするものではあつても、判決の一部ではないのである。

ベルクマンの分類で残つた「仮象裁判」(Scheinprozeß)にもとづくプラキタは、国王裁判所の活動が必ずしも紛争の高権的決定を内容としていなかったことを端的に示すものである。これは、両当事者が、私的な法律行為を、国王裁判所における訴訟形式を通じて国王裁判所の判決により確認してもらい、それにもとづき国王証書を得るためのものであつた。⁽⁹⁸⁾ 本来、私的な行為の確認のためには、国王が単独で特許状を発給すれば済んだのだが、七世紀半ば以降、恐らく国王権力の衰微もあつて、裁判形式が用いられるようになったものであろう。⁽⁹⁹⁾ この類型は、近代的な訴訟観念からは、裁判の本質と無関係に手続の外形を借用したにすぎぬものであるかのごとく思われる。しかし、これまで見てきたように、国王裁判所の判決が、両当事者の行為により形成された法的状態を確認するものにすぎず、国王の命令はそれとは切り離されたものであつたとするならば、両当事者が最初から判決の内容を決め、それを受け入れる前提で、その法状態の確認を求めたと考えることによって、この類型は、初期中世の訴訟の枠の中に、十分納まるのである。それゆえ、証書形態論的には、この類型と、一義的判決にもとづくプラキタ⁽¹⁰⁰⁾との間には相違はない。

以上、国王プラキタの諸類型について論じたところをまとめると、ここでは、国王の命令という要素が加わることによって、紛争の高権的な解決という機能が現れるように見えるが、判決自体は、法状態を確認するもので命令の要素を含まず、また、法状態が形成されるについても、両当事者の行為が(特に二枚舌判決と「仮象裁判」にもとづく裁判においては顕著に、しかし一義的判決にもとづくものにおいても)重要な役割を果たしていた。

そうであるとするならば、国王の命令という要素が脱落すれば、当事者の役割が決定的なものとして現れてくるのは、

当然予想されることである。メーロヴィンガー期の、国王裁判所以外の裁判所にかかわる裁判証書の書式は、「アンジェー書式集」(Formule Andecavenses)に残されている。^(註)この中で、一義的な判決で終わる裁判に関して発給された証書は *secritas* と呼ばれているが、それらは一般に、判決の内容を事実として報告し、それに加えて、当事者による判決の受け入れ、贖罪金の支払い、贖罪金受領の証明の文言をも含み、それゆえ私法的な確認の性格を帯びる。^(註)この *secritas* 以前に、裁判所から判決を令じた書面が発給された形跡は存在しない。それゆえ、この *secritas* は、一義的な判決によって終わる裁判において作成された唯一の書面であつたと考えられる。^(註)ここでは、(国王裁判所における)国王の命令の代りに、当事者による判決の受け入れと履行によつてはじめて、判決が法的意味を得たものと考えられるのである。

五 証書を素材とする中世初期の裁判を検討した研究として、フランク期の国王プラキタに関するものと並んで最近多く発表されているのが、カローリングー王権衰退以後の様々な権力による裁判の実態に関するものである。

カペー朝フランスについては、すでに今世紀はじめに、ルイ・アルファン(Louis Halphen)が、一一世紀のアンジュー地方の裁判制度について研究を発表したのち、一九四九年にイヴォンヌ・ボンジェール(Yvonne Bongert)が、やはり北フランスを対象として一〇世紀から一三世紀までの世俗法廷の組織と裁判手続についてのモノグラフィを公刊している。^(註)

このうちアルファンの研究は、アンジェー地方の教会・修道院に残されている証書及び証書記録帳をもとに、(一)領主間の紛争の解決のあり方、(二)領主・農民間の紛争の解決のあり方を分析したものである。

領主間の紛争について、アルファンがまず指摘するのは、確立した恒常的な裁判所の不在である。^(註)たとえば伯の裁判所が用いられたとしても、そこに集う人々の顔振れは毎回異なっていた。そもそも、ある特定の裁判所が利用される前提

は、両当事者がその旨合意することであり、しかもその同意は必ずしも常に容易には得られなかった。裁判の開始の日も両当事者により定められ、また、しばしば裁判所の下す判決に服する旨の保証も両者により前もって行なわれた。⁽²⁰⁾

下された判決に対して、敗訴した側は、判決を受け入れ、形式にのっとりて係争物件に対する主張を放棄するか、それとも判決の根拠なきことを主張できたが、後者の場合、判決人との決闘を余儀なくされた。⁽²¹⁾ 係争物件の放棄は訴訟と区別された独立の手續により、判決人のいない所で行なわれる。贈与をなす場合と同様、敗訴当事者は相手方のもとへ赴き、一緒に教会へ行つて、要求の放棄を誓約したのである。⁽²²⁾

しかし実際の紛争解決は、必ずしも常に裁判所での判決によってではなく、係争物の折半や一部の譲与を伴う和解 (concordia) による場合も多かった。⁽²³⁾ 和解の成立のためにはしばしば仲介者が立てられた。⁽²⁴⁾ 和解がなされた場合も、裁判判決が下された場合と同様、形式にのっとりた放棄がなされた。⁽²⁵⁾

以上は、土地や権利の帰属にかかわる紛争の際の手續の特色であるが、一方が他方に損害を与えた場合の裁判においても本質的な相違はなく、損害賠償の考え方が支配的であった。⁽²⁶⁾ それゆえ、しばしば両当事者の間で和解がなされ、これに対して、被告を裁判法廷に連れ出すことは、土地・権利の帰属にかかわる紛争の場合よりも一層困難であった。⁽²⁷⁾ それでも裁判が行なわれた場合には、所領争いなどと同じ手續にもとづき損害賠償が命じられたが、その額には、一定の基準はなかった。⁽²⁸⁾

アルファンは、以上のような知見を要約して次のように言う。「領主間で用いられていた裁判制度の最も一般的な特徴を引き出すことに努めるならば、裁判が、一方において弱者が強者の恩恵としての支援を見出す可能性に、他方において両当事者の間の和合と調停の可能性に立脚していたことであると言える」。⁽²⁹⁾

これに対して、農民の世界における裁判は、領主間の争いとは異なる性格を有する。隸属農が、自らの領主以外の領

主によって追求される場合を別とすれば、農民は、領主の代官 (vicarius もしくは praepositus) の裁判権に服していた。領主間の争いとは対照的に、原則として、確立した恒常的な裁判機関が存在していたわけである。この世界において、裁判権の行使は、何よりも犯罪 (forfaits) の抑圧を内容としていた。裁判権は、被害者の訴えをまたずに発動し、被疑者は指定された日に出頭を命じられる。有責判決は、鞭打ちを命じた少数のケースを除けば、一般には罰金刑であり、それは領主に支払われるものであった。それゆえ、領主は経済的利益のために裁判権を濫用する傾向があった。この点で、「裁判は、主として収益源として現れるのであり、更には史料の中で他の賦課租や地代 (coutumes) と混在して現れ、しばしばそれ自身 coutumes と称される」。

次に、ボンジュールの研究は、地域的にも、裁判所の種類の点でも、より広い範囲の史料を素材とし、また時代的にも学識法の普及、王権による集権化が進む一三世紀までを扱っている点で、アルファンの論文よりも射程が長い。ここでは、その全体について論ずる必要はないので、一〇一一世紀についての叙述に限定するが、ボンジュールが、この時期の世俗裁判権の特徴に関しては、アルファンと極めてよく似た結論を引き出していることが注目される。カール・ロー王権崩壊後における確立した恒常的裁判所の不在、相手方を出頭させることの困難さ、このような条件に帰因する仲裁や和解の重要性、和解のためにはほとんど常に金銭の支払いがなされたことなど、アルファンによって明らかにされたこの時期の裁判の特徴が、ここでも強調されているのである。

北フランスの証書を素材とする研究によって明らかにされた一〇一一世紀の裁判の特徴、とりわけ訴訟の各段階での当事者の合意の重要性、それゆえ訴訟における高権的な要素の欠如と和解的な性格の強さは、他の地域についても、これまでしばしば指摘されてきたところである。

更に、最近の、とりわけアングロ・サクソン諸国の研究の中には、単に裁判の過程に視野を限定するのではなく、当

時の社会関係全体の中で裁判が果たした機能を分析することに努める志向が認められる。ラングドック地方における紛争解決のあり方を研究したフリデリック・シェイエット (Frederic L. Cheyette) は、一三世紀に所領争いの解決の仕方が根本的に変化することを明らかにした。一三世紀半ばまでは、地域の有力者が必ずしもその制度的・官職的な管轄地域とは関係なく仲裁人の役割を勤め、争いの対象となつてゐる物件の折半を命じたり、また証書などにより当該物件の一方への帰属が明瞭な場合にもその者から相手方へ何らかの金銭の支払を命じたりした。仲裁裁定の基礎としての何らかの客観的ルールを再構成することは不可能である。仲裁人が適用したルールは、⁽²⁰⁾ 両当事者が満足させられるべきだ、⁽²¹⁾ ということであつた。いわゆる和解も、この主たるタイプのヴァリアントで、そこでは仲裁人の姿が当事者に和解を働きかける助言者に代わるにすぎない。⁽²²⁾

シェイエットによれば、このようなメカニズムが機能するための条件は、その中において、仲裁人・助言者の提案が聴き入れられ、また彼らが当事者に対し圧力を加えることのできるような、対面の社会の存在であつた。⁽²³⁾ 逆に、一三世紀以後、ラングドックの領主階級の中の古い社会グループが解体し、それに代つて君主とその代理人が上からその意思を課するようになったことが、法・裁判の構造の変化の最も重要な要因だとされるのである。⁽²⁴⁾

以上のようなシェイエットの着想は、必ずしも十分な史料の裏づけを有するものではなかったが、この問題提起を承けて、ステイーヴン・ホワイト (Stephen D. White) は、⁽²⁵⁾ 中・北部フランス社会における紛争解決のあり方に関する一連の詳細な研究を發表した。

マルムーティエ (Marmoutier) 修道院の証書による研究の中で、ホワイトは、同修道院を一方当事者とする所領争いにおいては、何らかの不動産法上の原則が主張され、判決により修道院側に対象物が一義的に与えられるケースも存在するものの、⁽²⁶⁾ 三分の二の証書では、ラングドックについてシェイエットが明らかにしたように、裁判法廷が介入するこ

となく、両当事者に何かを与える和解で紛争が解決されている。⁽²³⁾その前提は、一方ないし両当事者が、判決にもとづく解決の代りに和解によることを求めることである。修道院は、紛争に関連して暴力が行使された場合はそれを許し、象徴的な儀式（係争物件の権利移転を示す象徴的行為、和解のキス）によって和解がなされ、それを通じて、両当事者の間に新たな社会的紐帯が結ばれた。⁽²⁴⁾

修道院側及び相手方が和解に応じた理由としてホワイトが挙げるのは、(一)判決を得てもその執行は不可能であったから、相手方に何らかの利益を得させて、合意づくで解決した方が、将来まで平安を維持しうること、(二)人的関係が緊密に絡みあった社会の中では、コミュニティのメンバーも、紛争の平和的な解決に利害関心を有していたこと、(三)和解の証人になった有力者は当事者に圧力をかけえたので、永続的な平和の維持が期待されえたこと、という点である。⁽²⁵⁾

また、一〇五〇年から一一五〇年までの間のサントーバン（アンジェー）、サン・ヴァンサン（ル・マン）、ラ・トリニテ（ヴァンドーム）など、一連の西フランスの修道院の証書にもとづく研究においても、同様の結論が出されている。すなわち、土地に関する争いについて、確かに実体的な規範が形成される傾向が見られるものの、一般的に言えば、恒常的な裁判所は存在せず、解決にあたっては和解・仲裁・一義的な判決の間の区別が必ずしも明確ではなかったことが明らかにされた。⁽²⁶⁾

このように、カペー朝期のフランスにおいては、争いに「白黒をつける」解決は一般的ではなかった。むしろ権威を有する者の媒介と、両当事者に何らかのものを与えることによって紛争は解決されたわけである。⁽²⁷⁾このような紛争解決が、一般的規範の適用による一義的決定という構造になじまないことは、あらためて言うまでもない。ホワイトは、一世紀半ば以降のフランスにおける実体的規範の形成の傾向を指摘してはいるが、同時に、それらが、その中において首尾一貫した解釈が可能であり、また優先順位がつけられるような権威的・合理的システムを構成するものとはみなさ

れていなかったことを明言している。そのような規範を持ち出す者は、単に、私的・部分的利益を、集合的で公的に言明しうる、正当な利益に変化させるための、可変的・流動的な「公認化の戦略」(officializing strategies)を用いているにすぎない⁽²⁰⁾というのである。

以上、レークス・サリカ、メーロヴィンガー期の国王プラキタ、カペー朝期のフランスの修道院文書を素材として検討してきたところによれば、初期中世の裁判においては紛争当事者の合意が大きな役割を果たしており、それゆえ裁判は和解の仲介のごとき機能を果たしていたにすぎないという一般的な命題を立てることができる。もちろん、判決が出されることはあるし、そのさい、何らかの規範の存在が念頭に置かれる場合もあったことは否定できない。しかし、紛争の最終的解決が両当事者の合意に依存する限り、判決も畢竟一つの「提案」にすぎず、また判決人・当事者が念頭に置く規範も、そのような判決や主張の前提となる「提案」にほかならない⁽²¹⁾。どの提案を採用かは、最終的には当事者の自由である。

このような、「提案としての判決」という構造に例外があったとすれば、教会会議における刑事裁判であったと思われる。すでに述べたように、教会会議の決定の権威が、キリストの臨在により基礎づけられていたとすれば、そのような判決の諾否の自由が存したとは思われないからである。ここにおける判決は、命令を含んだものであり、それゆえ直ちに義務づける性質のものであった⁽²²⁾。すでに述べたように、この場合、教会法規範の引照にもとづく決定が下されることも少なくなかった。しかしながら、特定の場合にどの規範が問題になるかを決める規程がなく、かつ教会会議において新たな規範を定立することが可能であったという意味で、伝承されてきた規範は、教会会議参加者にとって、一つの可能な提案としての性格を失ってはいなかったと思われる。

- (152) ドイツにおけるディセルタツィオンのテーマとして、従来フランク時代の手続法が非常に好まれてきたことは、G. Köb-
ler, *Wege deutscher Rechtsgeschichte*, in: *Wege europäischer Rechtsgeschichte*. Karl Kroeschell zum 60. Geburtstag,
Frankfurt a. M. 1987 の列挙を見ればわかる。
- (153) 訴訟手続に関する規定は、バイヤレによる部族法典規定形式の分類の中では、いわゆる「王法的形式」(Konstitutionen-
sty) によるそれに属し、従来からも立法者としての国王のイニシアティブが強いものと考えられてきた。
- (154) ヘルマン・ネールゼンは、従来クロードヴィヒ一世の晩年、五〇六一―五〇六一年頃に成立したものと考えられてきた A テキ
ストの中に、より古い層及び新しい層が存在することを、テキストの内容の分析により推定している。H. Nehlsen,
Sklavenrecht zwischen Antike und Mittelalter, I. Ostgoten, Westgoten, Franken, Langobarden, Göttingen 1972, S.
30ff., 356f.
- (155) MGH *Leges Nationum Germanicarum* Tomus IV. Pars I. *Factus Legis Salicae*, c.1 § 1. Si quis ad mallum
legibus dominicis manitus fuerit et non venerit, ... DC denarios qui faciunt solidos XV culpabilis iudicetur.
- (156) この点がはつきりしているのは、証人の不出頭の場合につき定めた四九章「信約 (fides) をなしたにもかかわらず履行し
ない場合を定めた五〇章、裁判所に出頭すること、もしくは判決発見人により判決されたことの履行を拒む者についての五
六章、判決発見人が判決を述べようとしていない場合についての五七章である。
- (157) c.56 § 1. Si quis ad mallum venire contempserit aut, quod ei a rachineburgiis iudicatum fuerit, adimplere
distulerit, si nec de compositione nec de inio nec de ulla lege fidem facere voluerit, tunc ad regis praesentiam ipsum
manire debet.
- (158) c.50 § 1. Et si ei noluerit fidem factam solvere, ... DC denarios qui faciunt solidos XV culpabilis iudicetur super
debitum, quod fidem fecerit.
- (159) c.56 § 5. Tunc si ista omnia impleverit, qui eum admallat, et ille, qui admallatur, ad nullum placitum venire et
per legem se educere voluerit, tunc rex, ad quem manitus est, eum extra sermonem suum ponat.
- (160) 「国王の保護の外に置く」制裁の効果は、同章第六条によれば、財産の没収とともに、その者を保護する者に対し一五ソ
リドゥスの支払いが命じられることであった。

- (191) 厳密な意味での証人と、宣誓補助人との間の相違については、H. Brunner, *Deutsche Rechtsgeschichte* Bd.2, Berlin 1958 (Neudruck der 2. Aufl. 1928) S.535ff.
- (192) レークス・サリカに見られる、*certa probatio* がなされた場合に被告の証明を排除するという規定は、西ゴート法の影響によるもので、それ以後の勅法を見ても、本文に述べた原則に変わりはない。F. Beyerle, *Das Entwicklungsproblem im germanischen Rechtsgang*, Heidelberg 1915, S.186ff, 222ff; Brunner, a. a. O., S.562f. また、レークス・サリカにおいて証人が用いられる場合の多くは、ある犯罪行為の加重要件の有無に関するもの (Vgl., Beyerle, S.237ff.) か、裁判手続が適法に踏まれたかに関するものである。
- (193) 雪冤宣誓がいかなる法的性格のものであるかについては諸説あるが、まとまった研究はない。これが神判の一種であるとする説に対して、バイヤレは少なくとも部族法典における宣誓については、否定的である。Beyerle, a. a. O., S.224f.
- (194) 神判に関し、最も詳細なデータを集めているのは、依然として H. Nottarp, *Gottesurteilstudien*, München 1956 である。
- (195) R. Bartlett, *Trial by Fire and Water. The Medieval Judicial Ordeal*, Oxford 1986, p.4f.
- (196) 十字架神判、熱せられたすきの刃を歩く神判、冷水の神判、熱鉄の神判である。op. cit., p.9ff.
- (197) ザクセンやイタリアにも広がった。
- (198) Bartlett, op. cit., p.12 及び MGH Cap. I, Nr. S.150 (809), c.20 *Ut omnes iudicio Dei credant absque dubitatione*. を引用している。また、カロリングガール期に教会は神判及びそのために用いられる器物の聖別のための儀式 (*ordines Iudiciorum Dei*) を作らねばならぬ。C. Morris, *Judicium Dei: The social and political significance of the ordeal in the eleventh century*, in: *Church Society and Politics*, edited by D. Baker, Oxford 1975, p.100f. 聖職者の中び、神判に反対する声が存在したこと (J. Gaudemet, *Les Ordales au Moyen Age: Doctrine, législation et pratiques canoniques*, dans: *Recueils de la Société Jean Bodin* tome 17, La Preuve, Paris 1965, p.108 et suiv.) 及び、その水唐つなである。
- (199) Bartlett, op. cit., p.26.
- (170) Op. cit., p.28f. 外国人の場合については、p.32.
- (171) Op. cit., p.32f.; Beyerle, a. a. O., S.217.

(172) 前註にも引用したバイヤレの著書は、ゲルマン諸部族国家における裁判を、両当事者の間の私的な贖罪手続から発展したものととして、発展史的に理解しようとしたものである。

(173) c.50 § 3. Et dicat de qua causa et quantum ei fidem fecerat. Qui ad praesens es, voluntatem tuam solve homine isto, quod ei fidem fecisti,...

(174) Schott, *Zur Geltung der Lex Alamannorum*, S.90 は「贖罪金決定の手続が、裁判手続と切り離されて、両当事者の自律にもとづき行なわれていた」と述べるが、特に根拠を挙げていない。

(175) グレゴリウスの歴史書にしはしば現れるのは、国王裁判所における手続、それも大逆罪など、国王の権威を傷つけた者に對する制裁の叙述である。Vgl. Weidemann, *Kulturgeschichte der Merowingerzeit*, Bd. 1, S.272ff. しか、このような叙述においては、国王による復仇が（著者がセナートル貴族に連なる出目であったため）古典古代的な表現で包まれている可能性もあり、突っ込んだ検討が必要である。残念ながら現在のわたくしにはその用意がないので、本稿ではグラーフの裁判所の手続に限定する。

(176) J. M. Wallace-Hadrill, *The Bloodfeud of the Franks*, in: id., *The Long-Haired Kings*, Toronto 1982 (Reprint of the edition 1962) p.139ff. 22條の要約である。

(177) Gregor von Tours, *Zehn Bücher Geschichten* Bd. 2, S.154. Dehinc cum in iudicio civium convenissent et praeceptum esset, ut Austrigyselus, qui homicida erat et, interfectis pueris, res sine audientia diripuerat, censura legali condemnaretur, initio placito, paucis infra diebus Sicharius audiens, quod res, quas Austrigyselus diripuerat, cum Annone.....retinerentur, postposito placito, coniunctus Audino, mota seditione, cum armatis viris intruit super eos nocte.....

(178) S.156. Tunc partes a iudice ad civitatem deductae, causas proprias prolocuntur, inventum est a iudicibus, ut, qui nollens accepere prius compositionem domus incendiis tradedit, medietatem praetii, quod ei fuerat iudicatum, amitteret—et hoc contra legis actum, ut tantum pacifici redderentur—aliam vero medietatem compositionis Sicharius redderet. Tunc datum ab ecclesia argentum, quae iudicaverant, accepta securitate, composuit, datis sibi partes invicem sacramentis, ut nullo umquam tempore contra alterum pars alia mustaret.

- (179) グレゴリウスは、前の贖罪金支払いの判決については *iudicare* という語を、それを半額にするという決定については *inventire* という語を用いている。この用語の相違がどのような意味を持つのかは、よくわからない。
- (180) もちろん、以上述べたのはレークス・サリカの訴訟手続規定が想定している原則であって、王権の側から、訴訟の高権的決定としての性格を強めようとする努力がなされたことを排除するものではない。すでに六世紀後半のヒルペリヒ一世 (*Chilperich I*) の勅令においては、贖罪金も払わず、信約もしない者に対して、執行がなされるべきことが定められている。(MGH Cap. I, Nr. 4, S. 9. c. 8. *Et si inter ipsas VII noctis nec fidem facere nec componere voluerit, tunc in proximo mallo ante rachymburgis sedentes et dicentes, quod ipsi illum ante audierit sic invietur graphio, cum fistuco mittat super se, ad res suas ambulet et predat quantum rachymburgii antea odierit.*) もともと、古典古代文化に深い影響を受けていたこの国王の処置が実現されたかは、別の問題である。
- (181) W. Bergmann, Untersuchungen zu den Gerichtsurkunden der Merowingerzeit, in: Archiv für Diplomatik 22, 1976, S. 69f. の名称は *Formulae Marculfi* と現れるものもある。
- (182) A. a. O., S. 70.
- (183) 伝存証書は、クロード・ベントニエの六九〇もしくは六九一年の証書 (*Chartae Latinae Antiquiores* Bd. 14, Nr. 572)°。書名は *Formulae Marculfi* I 38 である。
- (184) Bergmann, S. 74ff.
- (185) A. a. O., S. 87ff.
- (186) *Sic ei a proceribus nostris, in quantum inl. uir Ansoaldus, comes palati noster, testimoniauit, fuit iudicatum, ut memoratus Chuneberchus ipso extremo in noctis quadraginta, quod evinit ubi fecerit proximus minis september, dies viginti, in nostri presenciam dibiāt presentari, quod et ita per fistuca visus est achramnisse. achramne, festuca である。*
- (187) 前述の三頁参照。
- (188) 下の例のように *Chartae Latinae Antiquiores* Bd. 13, Nr. 567. Vgl. Bergmann, S. 88f.; J. Weitzel, Dinggenossenschaft und Recht. Untersuchungen zum Rechtsverständnis im fränkisch-deutschen Mittelalter, Köln-Wien 1985 I, 1.

inter ipsi in postmodum ex ac re subita causacio.

(95) もさういふ原告が国王証書を持ち出したことも、被告が自己に有利な証拠方法を認められなかった重要な理由の一つとして考えなくてはならない。Vgl. Brunner, Deutsche Rechtsgeschichte, Bd.2 S.560f.

(96) Vgl. Beyerle, Das Entwicklungsproblem im germanischen Rechtsgang, S.146f.

(97) Weitzel, S.324. 以下 Chartae Latinae Antiquiores Nr.557 は、サン・ジャン・ド・ルーアンの教会の間の不動産争いに関連して発せられた証書であるが、その中では、国王の命令の前提として、当事者の判決履行が明示されていない。この訴訟では両当事者がそれぞれ自己の主張を裏づける証書を証拠として提出したのだが、興味深いことに、判決は、対象物を折半せよ、というものであった。後に言及するように、初期中世の訴訟では、このような形の紛争解決が頻繁に見られるが、それは、訴訟が本質的に和解の仲介としての性格を有していたことの反映であると思われる。この訴訟でも、対象物を折半することによって両当事者の合意をとりつけ、それを前提として、形成された法関係の遵守を国王が命令したものと考えられる。

(98) Bergmann, S.93f.

(99) A. a. O., S.96f.

(100) A. a. O., S.99.

(101) Formulae Andecavenses は、W. Bergmann, Die Formulae Andecavenses, eine Formelsammlung auf der Grenze zwischen Antike und Mittelalter, in: Archiv für Diplomatik Bd.24, 1978.

(102) Bergmann, Untersuchungen zu den Gerichtsurkunden, S.108.

(103) A. a. O., S.109. それゆえこれは、裁判外の合意を記録するためにも用いられた。Bergmann, Formulae Andecavenses, S.31f.

(104) L. Halphen, La justice en France au XI^e siècle. Région angevine, dans: id., À travers l'Histoire du Moyen Âge, Paris 1950 (RH t.27 1901); Y. Bongert, Recherches sur les cours laïques du X^e au XIII^e siècle, Paris 1949.

(105) Halphen, p.178.

(106) Op. cit., p.179 et suiv.

- (207) Op. cit., p.189.
 (208) Loc. cit.
 (209) Op. cit., p.189 et suiv.
 (210) Op. cit., p.190.
 (211) Op. cit., p.191.
 (212) Op. cit., p.192.
 (213) それゆゑ裁判に訴えたいと思う者は、相手方の出廷を強制しうるだけの有力者に頼らねばならなかつた。Op. cit., p.193 et suiv.
 (214) Op. cit., p.195 et suiv.
 (215) Op. cit., p.197.
 (216) この場合は、通常隸属農がその主人により保護されるので、実質的に領主間の争いになる。Op. cit., p.198.
 (217) Op. cit., p.200.
 (218) Loc. cit.
 (219) Op. cit., p.200-201.
 (220) Op. cit., p.201.
 (221) Loc. cit.
 (222) Bongert, op. cit., p.58 et suiv., 62 et suiv.
 (223) Op. cit., p.71 et suiv.
 (224) Op. cit., p.70, 97 et suiv.
 (225) Op. cit., p.99 et suiv.
 (226) 例えはヤン・カヘン・デ・グロフ R. C. Van Caenegem, *Royal writs in England from the Conquest to Glanvill* (Selden Society Vol.77), London 1959, p.42ff.
 (227) F. L. Cheyette, *Saum cuigue tribuere*, in: *French Historical Studies* Vol.6, 1970, p.293.

- (228) Op. cit., p.293ff. esp.295.
 - (229) Op. cit., p.297f.
 - (230) S. D. White, "Pactum……legem vincit et amor iudicium". The settlement of disputes by compromise in eleventh-century western France, in: *The American Journal of Legal History* Vol.22, 1978, p.288ff.
- 当事者によって主張された不動産法上の原則としては、例えば、〈対象物は自分の封であったから、相手方は自分の承認なしにそれを得てできない〉とか、〈対象となつてゐる土地の譲渡に対して、相続人たる自分は承諾を与えていないから、相手方はそれを得てしえない〉とか、〈対象物は売買で取得したものであるから、制約なしに譲渡しうる〉というようなものであ
る。
- (231) Op. cit., p.292ff., 296.
 - (232) Op. cit., p.297f.
 - (233) Op. cit., p.299ff.
 - (234) S. D. White, *Inheritances and legal arguments in western France, 1050-1150*, in: *Traditio* Vol.43, 1987, p.84ff. ホフ
イアはこの状態を substantive legalism と表現する。
 - (235) Op. cit., esp. p.67ff. 一義的に勝敗を決する一方的な神判・決闘のいずれも余り用いられることはなく、またたとえそれが命じられた場合でも、結局は中止された。Op. cit., p.86. 一方的な神判がこの時期の実際の裁判において、決して重要な役割を演じていたわけではないことは、Bongert, p.216 においても指摘されてゐる。
 - (236) P. Geary, *Vivre en conflit dans une France sans État: Typologie des mécanismes de règlement des conflits* (1050-1200), dans: *Annales ESC* 41^e Année, No5, 1986, p.1118 et suiv.
 - (237) S. D. White, *Custom, Kinship and Gifts to Saints. The laudatio parentum in western France, 1050-1150*, Chapel Hill-London, 1988, p.70f.
 - (238) それゆえ、初期中世法の特色とされる「属人法主義」(Personalitätsprinzip)と、その訴訟制度上の表現とされる「属人法宣言」(professio iuris)についても再検討が必要である。本稿で取り扱つてゐる時代について「属人法宣言」が史料上確認されうるのは北イタリアだけであるし、その内容も、契約や訴訟行為の形式面にかかわるものが多く、実体法的な規制の相

違にかかわるものではない。²³⁹ Schott, *Zur Geltung der Lex Alamannorum*, S.96.

(239) 当事者の自由と言っても、もちろん事実上様々な強制が働いたであろうことは言うまでもない。本文において紹介したシェイエット、ホワイト、そして註(236)に引用したギアリーの研究は、仲裁・和解による紛争解決を可能にした社会的メカニズムを明らかにしようとしたものであるが、一つの紛争に関与する具体的なアクターたちの間の社会的関係を明らかにすることが困難なため、抽象的な試論の域を脱していない印象を受ける。

(240) 前述六二頁以下参照。

(241) Weitzel, *Bd.2*, S.1098ff. これに対して、通常の贖罪の場合は、その手続の開始が告解を行なおうとする者の自由意思に依存するのであるから、「合意による紛争解決」の構造の枠内にとどまっているのである。

第七節 初期中世的法構造の変容と残存

一 以上、主として二次文献によりながら、初期中世ヨーロッパにおける法と裁判の特色と思われる点を、極めて一般的な形で論じてきた。しかし、ここで扱ってきた六世紀から一一世紀までという長い時間の経過の中で、法の構造が何らの変化をも被らなかつたわけではない。一篇の論文でそれらの変化を詳細に検討することは不可能なので、以下では、これまで検討してきた中世初期の法の構造を克服する動きが集中している時代について、ごく大まかに概観するにとどめる。

初期中世の法的思考の特色の一つが、法源間の価値的序列の観念の不在であることはすでに述べた通りである。初期中世の教会法コレクションの主要な形式である「歴史的配列」のコレクション、すなわち、個別の教会会議の決議をア

ン・ブロックに、年代順に並べたそれは、このような法的思考に適合的な形式であった。

しかしすでに、六世紀のガリアにおいては、いわゆる「体系的配列」のコレクションが、少数ではあるが作られていた。その代表的なもので、モルデクにより「コレクツイオ・ヴェトウス・ガリカ」(Collectio Vetus Gallica)と命名されたコレクションにおいては、伝承されてきた数多くの教会法規範が、編者により、一定の観点から取捨選択され、内容に従ってある程度の体系的性をもって配列されている。内容的には、聖職者・俗人のデイシプリンに関し、より厳格な古い教会会議の規定を優先して採用する傾向が見られる⁽²⁰⁾。また、法文テキストの採用にあたっては、そのテキストがローマに起源を有することが重視されたのではないかと考えられている⁽²¹⁾。すなわち、この教会法令集の編者は、内容的にある程度の一貫性を有する規範の集合体の観念を有していただけではなく、法文テキストの真正性をローマとの関連に求める、カローリングー期にははつきり現れる考え方を、すでに有していたように思われるのである。「コレクツイオ・ヴェトウス・ガリカ」に見られるこのような志向から見て、それが、六世紀のガリア教会に広がっていた教会改革の気運の産物であるとするモルデクの推定は⁽²⁶⁾、説得的であると言えよう。

二 しかし、七世紀も後半になると、一般的法規範の観念や規範間の関係に関する思考が凋落することは、すでに述べた通りである。これに対して、伝来の法の構造を克服するための試みが最も顕著に現れたのは、ルートヴィヒ敬虔帝の時代であったと考えられる。以下、特徴的な現象を列挙しておこう。

第一に、九世紀前半に作成されたものと思われる、部族法典を含む法テキストの写本の中に、同じ写本工房(Scriptorium)で筆写されたと推定されるものが、かなり存在することである。このグループに属する写本には、部族法典の他、帝政末期のローマ法源、セヴィリアのイシドールスの『語源論』、ルートヴィヒ敬虔帝の下で作成された証書文例集、同帝のカピトゥラリアのテキストなどが含まれている⁽²²⁾。また、このグループに属する一写本(Vat. reg. lat. 991)は、レー

クス・リブアリアとレークス・バユワリオールの改訂版の最も誤まりの少ないテキストを伝えている。⁽²⁸⁾これらの事実にもとづき、これら一連の写本は、ルートヴィヒ敬虔帝のカンツライにおいて、あるいは少なくとも同帝の宮廷と密接な関連をもって作成されたものではないか、と推測されている。⁽²⁹⁾この推測が正しいとすれば、ルートヴィヒの時代になって、王権は、部族法典をはじめとする法テキストの筆写に精力を注ぐようになったことになる。もとより、これによっても、すでに第二節において指摘したような部族法典テキストの普及と実務での利用の面での弱点が解消されたわけではない。それは、王権の側における、王国の法とそのテキストの整備とに対する関心の高まりを示すものではあっても、法的思考の質的変化を意味するものではない。しかしルートヴィヒの時代には、そのような質的変化の微候も見られるのである。

そのような微候の一つとして、第二に指摘すべきは、カピトゥラリアの領域における変化である。ルートヴィヒの時代においても、厳密な意味におけるカピトゥラリアには、証書形式に見られるような認証手段 (Beglaubigungsmittel) がなく、それゆえ法的意味における正本という觀念が成立しない点には変わりがない。⁽³⁰⁾しかし、ルートヴィヒの下で、従来しばしばカピトゥラリアに数えられてきたものも含むいくつかの文書の中で、王宮にある *authentica* を原本として当該文書をコピーし、普及さすべきことが命じられている。⁽³¹⁾これは、法的文書のテキスト文言を、王権の側でコントロールしようとする意思の現れである。

八二七年にフォントネル (Fontenelle) の修道院長であったアンセギス (Ansegis) により作成されたカピトゥラリアのコレクションが、ルートヴィヒの直接の命令にもとづくものであったかは、明らかではない。⁽³²⁾しかしいづれにしても、八二九年以降、王宮では、古いカピトゥラリアを引用するさいに、アンセギスのコレクションの巻と章の数を明示することが多くなる。⁽³³⁾同コレクションは、事実上公的でオーセンティックなカピトゥラリア写本として通用するようになり、

それゆえ伝存写本の数も非常に多いのである。⁽³⁴⁾ しかも、伝存しているカール大帝のカピトゥラリア *Admonitio generalis* の写本の中には、アンセギスのコレクシオンに伝えられているヴァージョンにもとづいて修正されたものもある。⁽³⁵⁾ これらの事実を全体として見るならば、ルートヴィヒの時代に、国王及びその周辺において、王権による法的テキストの統一への志向が強まったことは間違いないであろう。

第三の点として、いかなる教会的権威にも根拠を有さず、しかも規定が相互に喰い違ふことが通例であった贖罪書に対する批判がカール大帝の晩年以降高まり、八二九年のパリ教会会議では、既存の贖罪書を引き渡し、焼却すべきである、と命じられた。⁽³⁶⁾ そして、この教会会議に出席していたカンブレール司教ハルトゥガル (*Haltingar von Cambrai*) と、当時のドイツで最も名高い学者の一人ラバーヌス・マウルス (*Irabanus Maurus*) の二人は、それぞれ別箇に新しい贖罪書を編纂した。

ハルトゥガルの贖罪書は、編者自身の言葉によれば、八二九年頃ランス大司教エボ (*Ebo*) の求めにより、「聖なる教父及びもろもろのカノンの命題から一卷にまとめた」ものであり、⁽³⁷⁾ 全六部のうち、第一部から五部までは、古い教父の言説と教会会議決議からの抜粋のみを採録し、第六部としては、教会会議決議において扱われていない事項につき、「ローマ教会の *scrinium*」に含まれていた贖罪書を置いたと述べている。⁽³⁸⁾ このうち、第六部がローマ起源であるという点には疑問があるが、その他の部分については、編者の言葉はほぼ正確である。⁽³⁹⁾

ラバーヌスは、二編の贖罪書を残している。第一の書はマインツ大司教オトガル (*Ogar*) の質問に対して八四二年頃に、第二の書はオーセール司教ヘリバルト (*Heribald*) の質問にもとづいて八五〇年前後に書かれたものと推定されている。⁽⁴⁰⁾ それゆえ、厳密に言えばラバーヌスの贖罪書はルートヴィヒの治世の後に成立したものであるが、彼のルートヴィヒとの政治的・精神的な近さを考えるならば、これらの作品をルートヴィヒ周辺に属するものとして位置づけるこ

とに何の疑問もない。そしてラバーヌスは、二人の司教に対して回答を行なうのに、ディオニュージオ・ハドリアーナとヒスパナ(Hispana)という、当時広く流布していた二つの教会法令集から最も多くの法文を引用しているのである。⁽²⁸⁾ ハリトゥガル、ラバーヌスの贖罪書は、いずれも私人の作であり、王権や普遍教会の権威にもとづいて妥当するものではなかった。その意味で、効力の形式的根拠の不在という、中世初期の法の構造的特色は、克服されていない。⁽²⁹⁾ また、その写本の普及度を見ても、必ずしも旧来の贖罪書を駆逐して、贖罪規定の統一を達成したとは言えない。⁽³⁰⁾ しかし、いずれの著者も、原則として、カトリック教会に広く受け入れられた法源のみに依拠する志向を示しており、当時の教会生活の実際面において最も重要な贖罪という領域での法規範の内容的統一を図ったものと解することができる。

第四の点として、国王証書のディプロマティックの領域で指摘されている次の現象がある。まず、カール大帝の時代と比べて、ルートヴィヒははるかに多くの証書を発したことが確認される。ペーター・ヨハネク(Peter Johanek)の計算によれば、カールの時代は年平均三・五六通、皇帝戴冠以降の時期については年平均一・五三通の証書しか発していないのに対し、ルートヴィヒのもとでは年平均二二・二三通が発せられている。⁽³¹⁾ この数の差は、識字率・文書主義の漸次的上昇などでは説明できぬものであり、ルートヴィヒが、文書化された特許状による権利保護を積極的に進めたものと解すべきであろう。⁽³²⁾

しかし本稿のテーマとの関連でより重要なのは、いまや多用されるに到った特許状の内容面での変化である。ルートヴィヒの国王証書が、以前のそれに比べて、フォーミュラを多く使う傾向を有していたことは、以前からも指摘されてきた。⁽³³⁾ 事実、国王カンツライにおいて、ルートヴィヒの証書五五点から成る証書文例集も作成されている。⁽³⁴⁾

ところで、ルートヴィヒのカンツライは、単にフォーミュラを多く用いただけではなく、古いフォーミュラを廃して、イムニテートと保護、関税免除、ユダヤ人の権利、市場の設立など、国制における中心的な法的形象に関し、統一的で

簡潔な定式化に努めた。このような発展は、特に彼の統治の初期に強力に推進された。⁽²⁶⁾ ちなみにルートヴィヒの伝記作者テガン (Tegan) は、ルートヴィヒが八一四年に即位すると、「もろもろの教会が父祖から得ていた特許状を更新することを命じ、その〔新しい〕特許状を自筆の署名で発効させた」と伝えて⁽²⁷⁾いるが、この行為は、新しいイムニテートのフォーミュラを広め、それを通じて統一的な帝国教会制を創出する目的のものであったと考えられている。⁽²⁸⁾ 立法のほとんど存在しない中世初期において、特許状の授与は王権による永続的法形成の最も重要な手段であるが、ルートヴィヒは、フォーミュラの統一によつて、王国における法状態の統一化を図つたものと思われるのである。

三 以上指摘してきたように、ルートヴィヒの時代には、様々な面で、法や法テキストの統一化の動きが見られる。このような動きはいかなる要因によつて引き起こされたものであろうか。

もちろん、カール大帝の時期以来の「カローリンガー・ルネサンス」とその特徴とされる「合理主義」⁽²⁹⁾が第二代皇帝の時期にようやく全面的に開花した、と解することは、それ自体としては間違ひではないであろう。これまで指摘してきた現象の中には、直接・間接にカールの治世の間にその土台が形成されたものも少なくないからである。⁽³⁰⁾

しかし、ルートヴィヒの下で見られる法の統一化への志向は、むしろこの皇帝の政策全体をその根底において規定していた世界観、彼における秩序の理想像と深く関連していたものと思われる。

実に単一性・一体性 (unitas) は、ルートヴィヒの統治の最も重要なプログラムであった。ルートヴィヒの政策の原則を宣言したものとさえ評価しうる八一八／一九年の Prooemium generale ad capitularia tam ecclesiastica quam mundana 及び八二三／二五年の Admonitio ad omnes regni ordines ⁽³¹⁾においては、次のような論理が展開されている。神の援助者としての皇帝は、王たちの王への選定によつて与えられた職務を、正義・敬神・謙遜をもつて行なわねばならない。彼の最も重要な任務は、聖なる教会を高め、それに名誉を与えることである。教会がそれにふさわしい名

普を与えられれば、キリスト教徒たる民の全体に平和と正義が与えられる。この平和と正義が、王国の正しき秩序(Status regni)を保障する。教会と王国は、臣民を救済に導くという窮極的な目的設定のゆえに、相互に浸透する。この二つの領域、すなわち教会と世俗の領域においては、皇帝がその支配により保障する平和が支配する。しかし、この平和は、補完概念である単一性(unitas)なくしては考えられない。つまり、王国の一体性・単一性は国家的な合目的性によってではなく、信仰と教会の一体性・単一性によって基礎づけられるのである。それが窮極的に根ざすところのものは、すべての者の父たる唯一の神なのである。⁽²³⁾このような、神学的根拠に根ざす「王国の単一性」(unitas regni)の觀念の政治的表現が、八一七年の *Ordinatio imperii* であることは、言うまでもない。⁽²⁴⁾

王国・帝国の統一性と対応すべきものとして考えられたのが、教会の統一性である。統一的なフォーミュラにもとづく特許状発給による教会体制の樹立もさることながら、本稿で論じてきた問題とパラレルに理解しうるのは、八一年に、聖堂参事会員、女子立誓共住修道会修女、修道士の共同生活の規範がそれぞれ統一されたことである。今後、聖ベネディクト戒律が、修道院生活の唯一の基本原則として定められ、これに従わない宗教的共同生活は聖堂参事会員(canonici)及び女性の場合は立誓共住修道会修女(sanciniales)に分類されることとされた。更に後二者については、教父の時代からの *institutiones* が、フランク王国全体について拘束力を有する生活秩序であるべき旨が定められた。⁽²⁵⁾それまで雑多な要素が混在していたフランク王国の修道院戒律は、(少なからぬ抵抗にもかかわらず)原則的に統一された。また、これらの規定がどれだけ遵守されたかを实地に調査するため、約一年後、八一七年九月一日に、修道院・教院は、皇帝の調査員を迎え入れるべきことが命じられた。⁽²⁶⁾

修道士や聖職者の共同生活を律する規定は、もちろん狭義の法規範とは異なるものであるとはいえ、あるグループに属する人々の行動を規律する規準という点では共通の性格を有する。また、ルートヴィヒは、修道制を国家統治のモデ

ルとして考えていたと言われるが、⁽³¹⁾ そうだとすれば、修道院戒律と法規範を直接のアナロジーでとらえることには十分理由があると考えられる。

実際に、信仰と教会の単一性と法の統一性との内面的連関は、すでに当時ルトヴィヒ敬虔帝の周囲にあつてその政策に影響を与えていた人々によつても明瞭に認識されていた。そのような主張を展開していた代表的人物が、リヨン大司教のアゴバルド (Agobard von Lyon 在位八一六—八四〇年) である。彼は、恐らくセプティマニア出身で、ニアネのベネディクトの周辺のグループと近い関係にあり、一貫して帝国の一体性維持のために闘つたのであるが、その原則に対する固執は、ルトヴィヒ自身が *Ordinatio imperii* に定めた方針から免脱するやロータル側についたため、ルトヴィヒにより罷免される程の強固なものであつた。⁽³²⁾

このアゴバルドの著作の中でも最も重要なものの一つとして評価されているのが、八一七年の改革教会会議との関連で著わされたと推定されている皇帝ルトヴィヒ宛ての書簡の形をとつた文書である。⁽³³⁾ この中でアゴバルドは、多様な部族法典を廃止して、統一的な帝国法を樹立すべきことを主張する。

アゴバルドがこの中で直接批判するのは、ブルグント法典において、証人による証明が同部族人の間でのみ許されることである。アゴバルドは、すべてのキリスト教徒がキリストの中で一つのものであるとするパウロの教説⁽³⁴⁾ にもとづき、部族の違いのゆえに、あるキリスト者が他のキリスト者のために証言することができないのは不当である、と批判する。キリストは、その受難によりすべての敵対を除去し、すべての者を父なる神において一つの共同体に和解させた。使徒たちは、地上のすべての民族に一つの信仰を告知し、すべての人々に民族・性・身分の区別を克服した主の祈りを伝えた。⁽³⁵⁾ アゴバルドは、この霊的共同体の一体性の観念から、依然として複数の法領域に分かれている帝国の分裂の克服という、政治的・法的要求を導き出すのである。⁽³⁶⁾

アゴバルドが特にブルグント法典に対して批判的な態度をとったのは、それがアリウス派の国王のもとで発せられたものであることにもよる。⁽⁹⁾しかし、信仰におけるキリスト教徒の統一性によって法の統一性を弁証するアゴバルドの論理によれば、誰によって発せられたものであれ、法の相違は本来存在してはならないものであった。

このように、法秩序の統一性の意識が強まるならば、特に各種の規範が厳然として存在する教会法源の領域において、法源の全体としての統一性・一体性の観念が現れることに不思議はない。彼は、同じ皇帝宛ての書簡の中で、フランクの王国教会会議の決議が十分に尊重されていないことを嘆く。

教皇の使節が臨席しない王国教会会議の決議の効力を認めない「ローマの変革者たち」(neutrici Romani)の主張⁽¹⁰⁾に対し、アゴバルドは、まず教会会議の決議の効力の弁証のために伝統的に用いられてきたマタイによる福音書一八章二〇節の箇所を引く。しかし彼はそれにとどまらず、更に次のようにも述べるのである。すなわち、地方的教会会議は普遍的公会議と同じ權威を主張することはできないが、普遍的公会議が決定を下していない問題については、自分の意見に固執するよりは、地方的教会会議に従った方が良い。⁽¹¹⁾また、やはり王国の教会会議の決議の効力を論じたもう一つの書簡の中でも、マタイの福音書の箇所と並んで、教皇と大きな普遍的公会議は毎年二回地方的教会会議を開くべきことを命じている、ということを挙げている。⁽¹²⁾すなわちアゴバルドは、教会会議決議の間に効力の相違を認めない伝統的な弁証を前面に出しつつも、実際には、普遍的公会議の決議には無条件で一般的効力を与え、その欠缺のさいに地方的な教会会議の決議を採用するという、法規範の段階構造の観念、また、教皇と普遍的公会議を、地方的教会会議の制度的根柢とするような考え方を実質的に展開しており、伝統的な観念を克服する萌芽が見られるのである。

アゴバルドは、ルートヴィヒの周辺を固めていた改革派グループの一員であった。⁽¹³⁾これらの人々の多くは、ルートヴィヒがアクィタニアの王であった頃から、その周囲で政策に影響を及ぼしていたが、その中から、スマラグドウス(Smarag-

aus von S. Mihiel) やオルネアン司教のヨナス (Jonas von Orléans) のような、君主鑑 (Fürstenspiegel) 作者も出ている⁽²⁸⁾。これらのアクィタニア出身の君主鑑作者の著作では、国王・皇帝の職務を、キリスト教的な刻印を受けた官職 (ministerium) として理解する考え方が強調され、王権は倫理化されるとともに、もはや所有物として分割されぬ、客観的な存在として把握される⁽²⁹⁾。

このような、王権・皇帝権の官職的・客観性性格の強調と帝権・帝国の一体性の觀念が内面的に関連しあっていることは明らかであると思われ、帝国の一体性の觀念が法の統一性の要求の根拠となっていたことは、すでに見た通りである。すなわち、以上ルートヴィヒ敬虔帝の時期に見られた様々な現象は、決してそれぞれが孤立したものだのではなく、相互に規定しあっていたのではないかと考えられるのである。

これらの現象を総じて特徴づけるとすれば、法や政治秩序の客観化とも称しうるものである。それが、国王周辺の一群の改革派の人間のみに担われた、それゆえ現実的影響力の点では限定されたものにすぎなかったことは確かであろう。しかし、ルートヴィヒの時代に、のちの法や国家のあり方の諸特徴の萌芽が⁽³⁰⁾ (部分的にはカール大帝期の諸与件を更に発展させながら) 現れていることも事実なのであり、その意味で、この時代はフランク王国史において、重要な意義を有するのである。

ルートヴィヒの時代の発展は、彼の死後も、とくに西フランク王国、カール禿頭王の下で更に続くが、しかしこれも、結局は一つのエピソードにとどまった。カールリンガー王権の瓦壊以降は、文書化された法が減少するばかりではなく、法の一般性の觀念、法規範相互の間の論理的関係や整理された法源論のような考え方は、極めて稀薄になったと考えられる⁽³¹⁾。後カールリンガー期の教会法学の文献の代表的なものの一つに、プリュム修道院のレーギノ (Regino von Prüm) の手による、ゼント裁判所における裁判のハンドブック *Libri de synodali bus causis* ⁽³²⁾ があるが、著者はその序文の中

で、様々な種類の教会法規範を採録したことを述べながらも、その中のどれを選択し、承認するかは読者の判断に委ねる、としている。^(註) 実際に、そこに採録された法規範は、裁判官に対して強制的に課されたものではなく、「上位の聖職者の判断を導くための指示」であり、それゆえレーギノは、同じ犯罪に対し、異なる制裁を規定する矛盾法令を並列することに頓着しなかったのである。^(註) すなわち、この法令集に収められた多くの法規範は、まさしく「提案」の意味しか有しなかった^(註)のであり、それを用いるか否かは、ひとえに、法を用いる者自身による内容的正当性に関する判断にかかっていたわけである。

四 これまで、その性格を検討してきた初期中世的な法構造が、真に克服されるためには、一二世紀を待たねばならなかった。しかし克服のはじまりは、すでに一一世紀後半に見られる。

その第一の徴候は、教皇のみに新しい法を作ることを認めるグレゴリウス七世の *Dictatus papae* 第七条の規定である。グレゴリウスは、すでに一〇五九年のラテラノ公会議で、ルートヴィヒ敬虔帝による修道院戒律の変更は、教皇座の授権もしくは同意なくしては不可能であったと述べているが、*Dictatus papae* では、それが更に一般化されているわけである。^(註)

Dictatus Papae において直接問題となっているのは、新法についての排他的立法権であるが、この考え方が更に徹底されると、ある一定地域ないし法領域における法の全体を、排他的立法者の立法権により基礎づけるという考え方にまで到る。ヨーロッパにおいて、このような原則は、恐らく一三世紀になってはじめて全面的に主張されるようになったものである。^(註) もしこの原則が一般化するならば、法秩序は唯一の立法者の意思において統一された全体として把握され、裁判も、その立法者の意思に即した解決をめざすことになるう。

初期中世法の構造を克服する第二の道は、やはり一一世紀の後半に現れたスコラ学における、論理的手続による規範

間の矛盾の解決という考え方である。コンスタンツのベルノルト (Bernold von Konstanz) とシャルトルのイーヴォ (Ivo von Chartres) はそれぞれ教会法令集を編纂し、その中で、規範相互の矛盾の調整の方法を理論的に展開した。^(註) それはまだ、採録されたすべての法規範について実際に適用されたわけではないが、このような手続により、多様な規範が真に *unum corpus, unum speculum* にまとめられることになる。^(註) 教会法の領域でこの作業を実現したのがグラティアンヌ以降の教会法学者であり、それと並んで、ローマ法源を対象として同様の作業が進められたことは言うまでもない。このような作業により、それぞれの法源に集められた数多くの規範は、相互に論理的に関連しあつた統一体として把握されるようになるわけである。^(註)

カール・クレツシエルは、冒頭で紹介した研究の中で、一二世紀に、客観的法と主観的権利とが結びついた一般的法規範の觀念が現れることを明らかにした。^(註) これまで述べてきたこととの関連で言えば、この現象は、規範が単に可能な一つの行動規範の提案たるにとどまらず、具体的な権利を客観的に基礎づけるに足る確定性と唯一性を持った、当該規範の妥当する範囲の人々に一様に承認される規範へと変化したこと、少なくともそのように承認されることを要求するものになったことを示すと解されよう。

かくして、これと特定できる一つの規範が具体的な権利を基礎づけるようになれば、裁判も、原理的に、その規範を事実適用して決定を下すという構造を持ちうるようになる。具体的事件の解決について判決発見人が一つの提案としての判決を下し、それを両当事者が受け入れることによって紛争が解決されるという初期中世的な裁判から、一人の裁判官が高権的な決定を下す裁判というあり方への移行も、^(註) 法構造全体の変容と内面的に関連していることは、もはや言うまでもないであろう。

五 このように、一二・一三世紀は、ヨーロッパの法の発展における最も重要な画期の一つであつた。それでは、こ

の時期以降、初期中世の法構造は痕跡もなく消滅したのだろうか。

一二世紀における法構造の変化を強調するクレッシェルも、中世後期のウィーンにおける夫婦財産法を分析したデメリウスなどの研究を引きながら——それゆえ一二世紀以降の時代について——次のように述べている。「確かに、しばしば何世紀にもわたって同一のものであったまろの契約類型において、法律行為にもとづく準則に関し確固とした慣習が存在した。しかし、その準則が法的拘束力を有していたのはそれぞれ個別の場合についてのみであり、またそれ以外の場合に妥当する法という、思想上の他の選択肢は存在しなかった⁽¹⁰⁾」。ここでクレッシェルは、彼の理解による初期中世的な法の構造が、中世後期にも依然として残存していた可能性を考慮に入れてるように思われる⁽¹¹⁾。

実際に、中世中期以降も、初期中世的な法構造の特色と思われるものが、特に世俗法の領域に色濃く残っていることが、様々な研究によって明らかにされている。

確かに、一二世紀以降、実体的な権利関係を規律する一般的法規範の觀念が強まったとはいえ、そのような一般的規範の定立により法秩序を安定的・永続的に改変するという実務は、なかなか定着しなかった。一三世紀に入っても、外見的には一般的効力を有する立法の形をとりつつ、実際には特許状のごとく、現実に交付された日に応じて発給の日付や証人までも別々に書かれた証書を受領者ごとに作成した例がみられる⁽¹²⁾。また、学識法の特許状理論によれば、特許状は一般的な法からの逸脱を認めるものであるにもかかわらず、前に出された立法と同じ内容の特許状を重ねて発給する実務は、近世に到るまで続けられた⁽¹³⁾。このような実務は、中世後期に到っても、立法により、権利関係・法関係を客観的に確定するということが、容易に受け容れられなかったこと、それゆえ、権利の根拠としては、あくまでも個別的な特権の方が重視されていたことを示しているのである。

一般的な法規範がまだ十分に権利の客観的な確定の力を持たないならば、一旦紛争が生じた場合も、規範の適用によ

る高権的決定とそれを通じての紛争の一義的解決が、依然として難しいことも、不思議ではない。中世後期に到つても、実際の紛争解決過程を見るならば、通常の裁判以外の仲裁や和解、当時（特にイングランドで）しばしば用いられた用語法に従えば「法」(law, recht)に對置された「愛」(love, minne)が依然として重要な役割を果たしていた。^⑩むしろ中世後期には、通常の裁判と仲裁のいずれもが学識法的な規制の対象となり、それを通じて両者の相違が明確化されたものと思われる。^⑪両者は、現実の機能においては、常に紛争解決のための二つの選択肢であつたばかりではなく、ときには重疊的に用いられることもあつた。すなわち、通常の裁判によつて一義的な判決が下されたにもかかわらず、紛争がなおも継続する場合に、仲裁人を介在させ、前訴での勝訴者をしてあらためて金を支払わせることにより、訴訟で確認された権原（たとえば贈与）に加えて、（たとえば買受という）二重の権原により勝訴者の権利を確定的なものにし、紛争を終結させることは、非常に多かつたようである。^⑫また、通常の裁判所に出訴された場合といえども、その手続は必ずしも常に裁判所による最終的な決定を得ることを目的としていたわけではなく、相手方に圧力をかけて自己の主張を承認させるための道具としての性格が強い場合もあつた。^⑬以上のような実務は、権利を実体法的ルールにかなうように客観的に確定するよりは、紛争当事者が納得し、それにより平和を回復することの方に重きを置いていた初期中世の裁判構造に連なるものであると考えてよい。

それだけではない。通常の裁判手続自体が、依然として初期中世的な法的構造の持続的影響の下に形成されることからあつた。主としてザクセンの法史料にもとづいて中世後期の裁判手続を検討したゲッツ・ラントヴェーア(Götz Landwehr)によれば、この時期の裁判は、当事者の（事実としての）申し立てに對して判決発見人が（法的な効力を有する）判決を下すという構造を有していたのではない。そこにおいては、両当事者もまた、判決発見過程に参加するものとして理解されていたのである。すでにターミノロギーの点で、一三三五年のリヒトシュタイク・ラント法^⑭においてヨーハ

ン・フォン・ブーフは両当事者の陳述を *ordelen, ordel* と呼んでいる。このような用法は、他にも例が見られる。⁽²⁴⁾ 実際の手続においても、判決発見人(Finder)の判決には、裁判参集者(Gerichtsunstand)もしくは参審人団体(Schöffenkollegium)のみならず、両当事者、それゆえ敗訴側も同意を与え(Urteil loben, danken)ねばならない。同意の得られない判決は判決ではない。⁽²⁵⁾ そもそも裁判官が判決発見人に問い、判決発見人がそれに対する答えとして述べる判決の内容は、原則として両当事者の陳述、すなわち原告の訴えと被告の反論に表現された法命題に拘束され、そのいずれか一つを選択するものに他ならない。⁽²⁶⁾ それゆえ判決発見の過程は、すでに両当事者が、その主張を提出する段階で始まっていることになる。法源は、両当事者がその陳述をまとめるために慎重に協議することを認める。そのさい注目すべきことは、自己の親戚や友人だけではなく、判決発見人や参審人とも協議することができ、しかもそうして協議に与った判決発見人・参審人は、必ずしもその後の判決発見過程から排除されない、とされる場合が多いことである。それゆえこの協議は、それぞれの当事者の私事だったのではなくて、判決発見に必要な法命題をまとめるための、裁判過程の構成要素だったのである。⁽²⁷⁾

このようなラントヴェーアの構想に従うことができるとすれば、中世後期の北ドイツの裁判は、なおも、係争両当事者が交渉し、互いに合意に到るプロセスを制度化したものであるという性格を残していたことになる。もちろんこれは、ローマカノン法手続の導入の遅れた地域でのことではあるが、他方でラントヴェーアが引いている諸種の史料は決して学識法と無関係なものではない。それらは、明らかに一二世紀以降の法の変容によってはじめて成立しえたものであった。新しい衣をまといながらも、古い法構造は依然として生き続けていたわけである。

(242) モルデクは、これがリヨンで作られたものと考え、特に、五八六年頃から六〇二年までの間大司教であったエテリウス

- (23) (Etherius) が議論する可能性を指摘している。 Mordek, Kirchenrecht und Reform, S.70ff., 82.
- (24) A. a. O., S.35.
- (24) A. a. O., S.81f.
- (25) 前述註(6) に挙げた文献を参照。
- (26) Mordek, a. a. O., S.16, 96.
- (27) McKitterick, The Carolingians and the written Word, p.57f.; B. Bischoff, Die Hofbibliothek unter Ludwig dem Frommen, in: ders., Mittelalterliche Studien Bd.3, Stuttgart 1981 (zuerst in: Medieval Learning and Literature. Essays presented to Richard William Hunt, 1976) S.179ff. mit Anm.53.
- (28) McKitterick, op. cit., p.58f.; R. Buchner, Lex Ribvaria, MGH Leges Nationum Germanicarum Pars III, Tomus II, S.37f.
- (29) 註(27) に挙げたマキティン・「ユニョンの著作の型」 B. Bischoff, Paläographie des römischen Altertums und des abendländischen Mittelalters, Berlin 1979, S.257.
- (30) Vgl., Bühler, S.460ff.
- (31) 下記の Schneider, Zur rechtlichen Bedeutung der Kapitularientexte (註29), S.286ff.; ders., Schriftlichkeit und Mündlichkeit im Bereich der Kapitularien (註29), S.268f. に挙げてある。 See also J. L. Nelson, Literacy in Carolingian Government (註29), p.287f.
- (32) 下記の Schmidt, G. Schmitz, Zur Kapitulariengesetzgebung Ludwigs des Frommen, DA42,1986, S.477ff.
- (33) それぞれは「中世カポエラリアを参照する場合」「中世カポエラリアを特定する場合」「一般的に指し示されるならいふこと」 A. a. O., S. capitis mandatum est) のように「カポエラリアを特定する場合」に一般的に指し示されるならいふこと。 A. a. O., S. 485f. 西フランクのカール純王の王位に就いた状況について Nelson, op.cit., p.288.
- (34) Vgl., MGH Cap. I., S.390ff. 当時の列挙をいふこと。 下記の Christ, Die Schloßbibliothek von Nikolsburg und die Überlieferung der Kapitulariensammlung des Ansegis, in: DA I, 1937, S.291ff.
- (35) Mordek, Karolingische Kapitularien, S.37 Anm.67.

(256) 八一年のシャロン・シュール・ソーヌ教会会議決議三八条において、著者も不明で間違いの多い最近の贖罪書ではなく、聖書、教会会議決議、古い教会の慣習に従うべきことが命じられた(同年のトゥールの教会会議決議も同旨)後、八一九年の会議では次のように規定された。「多くの聖職者が、一部はなげやりさにより、一部は無知のゆえに、自らの罪を告解する者に対し、教会法が定めるのとは異なる贖罪の仕方を課し——それはすなわち贖罪書と呼ばれる、法的権威に反して書かれたある種の書巻を用いてのことなのだが——、それゆえ罪人たちの傷をいやすのではなくて、むしろそれを奨励する者たちを慰撫している……」ので、健全なことに、われわれすべて、一致して次のことをなすべきであると思った。すなわち、それによって今後無知な聖職者が人々をだますことがないように、それぞれ司教は、自分の司教区の中で、かの誤まれる書巻を注意深く探し出し、見つけたものを火にくべるべきこと」を。MGH Concilia II-2, Nr.50, S.633 c.32. Quoniam multisacerdotum partim incuria, partim ignorantia modum paenitentiae reatum suum confidentibus secus, quam iura canonica decernant, imponunt, utentes scilicet quibusdam codicillis contra canonicam auctoritatem scriptis, quos paenitentiales vocant, et ob id non vulnera peccatorum curant, sed potius foventes palpant……omnibus nobis salubriter in commune visum est, ut unusquisque episcoporum in sua parroecia eosdem erroneos codicillos diligenter perquirat et inventos igni tradat, ne per eos ulterius sacerdotes imperiti homines decipiant.

(257) *ハリーマガンツのミッセル* F. Brunhölzl, *Geschichte der lateinischen Literatur des Mittelalters*, Bd.1, München 1975, S.337; R. Kotje, *Die Bußbücher Haitgars von Cambrai und des Hrabanus Maurus*, Berlin-New York 1980, S.3ff.; *Lexikon des Mittelalters*, Bd.4, Sp.1876. (R. Kotje)

(258) *ミハイムスミッセル* Brunhölzl, S.325ff.; Kotje, *Die Bußbücher*, S.5ff.; ders., *Hrabanus Maurus — Praeceptor Germaniae?*, in: DA 31, 1975; *Lexikon des Mittelalters*, Bd.5, Sp.144ff. (R. Kotje); *Hrabanus Maurus*. Lehrer, Abt und Bischof, hrsg. v. R. Kotje und H. Zimmermann, Mainz 1982. など。ミハイムスは「マインツ大司教として八四七年に主催したマインツの教会会議決議三一条」で、八一年のシャロンの決議三八条の一部を繰り返している。MGH Concilia III, Nr.14, S.176.

(259) Kotje, *Die Bußbücher*, S.173 Anm.3 に引用。

(260) A. a. O., S.174 Anm.5 に引用。

(261) A. a. O., S.185ff. に、この点についての学説史と、この部分に収められた法源のフランク的性格を重視する現在の研究状況が紹介されている。

(262) A. a. O., S.174ff.

(263) A. a. O., S.6f.; Vogel, *Les « Libri Paenitentiales »*, p.83.

(264) 彼は帝国の統一性を維持しようとするルートヴィヒの側に立ち、八四〇年にルートヴィヒがこの立場を離れるとロータルについて以前の理想の実現に努めた。ロータルの敗北後、フルダに引きこもっていたが、八四三年から八四五年の間にルートヴィヒと和解している。

(265) Kotije, *Die Babbücher*, S.190ff.; ders., *Hrabanus und das Recht*, in: *Hrabanus Maurus* (註²⁵), S.120ff.

(266) この点では、アンセギスのコレクションと同じわけである。

(267) 両者の写本伝承については、Kotije, *Die Babbücher*, S.13ff. が詳細に検討を加えており、結論として次のように述べている。すなわち、九世紀のハリトゥガルの贖罪書の写本は、東北フランスで多く作成され、西北・西部フランス、バイエルン、中部イタリア、南フランスからはほとんど出ていない。ラバーヌスの贖罪書のうち、第一の書はマインツを中心とし、第二の書は西部ドイツ・東部フランスの地域及びボーデンゼー地域を中心とする。この写本の分布状況から、コティエは、特にラバーヌスの贖罪書の普及の程度については、かなり消極的な評価を下すのである。A. a. O., S.251f. また、コティエの最近の概観により、一二世紀まで、フランクの様々な贖罪書の写本が作成されていたことも明らかにされている。R. Kotije, *Babpraxis und Bubritus*, in: *Segni e riti nella chiesa altomedievale occidentale* tom. 1, *Settimane di Studio del Centro Italiano di Studi sull'Alto Medioevo*, tom. 33, Spoleto 1987, p.372 e segg. もっとも、これらの写本伝存研究においてコティエが問題にしているのは、主に写本が書かれた土地であって、その後その写本がどこで保管され、用いられていたかではない。この点は、写本の分布を明らかにするという歴史学的視角からは、大きな問題である。

(268) P. Johannek, *Probleme einer zukünftigen Edition der Urkunden Ludwigs des Frommen*, in: *Charlemagne's Heir. New Perspectives on the Reign of Louis the Pious* (814-840), edited by P. Godman and R. Collins, Oxford 1990, p. 421.

(269) Loc. cit.

- (20) E. E. Stengel, Die Immunität in Deutschland bis zum Ende des 11. Jahrhunderts. Forschungen zur Diplomatik und Verfassungsgeschichte 1. Teil, Innsbruck 1910, S.28f.
- (21) H. Bresslau, Handbuch der Urkundenlehre für Deutschland und Italien, 4. Aufl. Berlin 1968 (Neudruck d. 2. Aufl. 1915/31), S.232ff.; R. Buchner, Die Rechtsquellen (Wattenbach-Lexikon, Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter Beiheft), Weimar 1953, S.54.
- (22) Johaneke, a. a. O., S.418. 「この条は、近世以来の政治の発展の關係に、大體無関係である。」 J. Semmler, Iussit…… princeps renovare…praecepta. Zur verfassungsrechtlichen Einordnung der Hochsifite und Abteien in die karolingische Reichskirche, in: Consuetudines monasticae. Eine Festgabe für Kassius Hallinger aus Anlass seines 70. Geburtstags, hrsg. v. J. F. Angerer und Josef Lenzenweger, Roma 1982. 以下の註文は、この条に引く。
- (23) Thegan, Vita Hludowici imperatoris, MGH Scriptores in folio 2, S.593. Iussit…princeps renovare omnia praecepta quae sub temporibus patrum suorum gesta erant ecclesiis Dei et ipse manu propria ea cum subscriptione roboravit.
- (24) Semmler, Iussit…princeps renovare praecepta, bes. S.110f.; ders., Renovatio Regni Francorum. Die Herrschaft Ludwigs des Frommen im Frankenreich (814-829/30), in: Charlemagne's Heir, p.128f.; Johaneke, a. a. O., S.419.
- (25) 佐々木 隆夫, H. Krause, Königtum und Rechtsordnung in der Zeit der sächsischen und salischen Herrscher, in: ZRG GA 82, 1965, S.18f. の要約を参照。
- (26) Vgl., H. Liebeschütz, Wesen und Grenzen des karolingischen Rationalismus, in: Archiv für Kulturgeschichte Bd. 33, 1950.
- (27) 文字の使用の増大、テキスト統一の必要性の意識の出現、贖罪書に対する批判などは、すでにカールの時代から始まっている。
- (28) 「この条は、近世以来の政治の発展の關係に、大體無関係である。」 J. Semmler, Reichsidee und kirchliche Gesetzgebung, in: Zeitschrift für Kirchengeschichte 71, 1960, S.39; ders., Ludwig der Fromme, in: Kaiser gestalten des Mittelalters, hrsg. v. H. Beumann, München 1984, S.38, 42.

- (172) 凡そ之類は Semmler, Reichsidee und kirchliche Gesetzgebung, S.39f. 之類に於て
- (182) Vgl., a. a. O., S.40f.; E. Boschoff, Einheitsidee und Teilungsprinzip in der Regierungszeit Ludwigs des Frommen, in: Charlemagne's Heir, S.178f.
- (183) J. Semmler, Benedictus II: una regula — una consuetudo, in: Benedictine Culture 750-1050, edited by W. Loudaux and D. Verhelst, S.9f.; ders., Reichsidee und kirchliche Gesetzgebung, S.47ff.; ders., Renovatio Regni Francorum, S.129f.
- (282) Semmler, Reichsidee und kirchliche Gesetzgebung, S.43ff.; ders., Renovatio Regni Francorum, S.129ff. 之類に於て
- (283) Semmler, Reichsidee und kirchliche Gesetzgebung, S.43; ders., Renovatio Regni Francorum, S.130f.
- (284) T. F. X. Noble, The monastic Ideal as a Model for Empire: the Case of Louis the Pious, in: Revue Benedictine, tome 86, 1976.
- (285) 之類に於て E. Boschoff, Erzbischof Agobard von Lyon. Leben und Werk, Köln-Wien 1969; Brunhölzl, Geschichte der lateinischen Literatur, S.415ff.
- (286) Adversus Legem Gundobadi (ad Ludovicum) in: Agobardi Lugdunensis Opera omnia, ed. L. Van Acker, Corpus Christianorum Continuatio Medievalis 52, Turnhout 1981. 之類に於て Brunhölzl, a. a. O., S.420f.
- (287) 之類に於て 之類に於て ubi non est gentilis et Iudaeus, circumcisio et praepitium, Barbarus et Scythia, servus et liber: sed omnia, et in omnibus Christus.
- (288) 之類に於て Boschoff, Agobard von Lyon, S.42f.
- (289) A. a. O., S.41.
- (290) A. a. O., S.47.
- (291) A. a. O., S.98f.
- (292) Adversus Legem Gundobardi XII, p.26f. Et revera, si secundum dictum dominicum, ubi duo vel tres congregati

fuerint in nomine eius, ibi est et Dominus in medio eorum, quanto magis, ubi viginti, aut XXX, et multo amplius congregati fuerint, non solum in nomine Domini, sed insuper etiam fide praediti, sapientia inlustres, vita clari, sanctitate reverendi, signis et prodigiis formidandi? Neque hoc idcirco dicitur, ut passim omnium episcopaliū conventuum sanctiones aequali auctoritate recipiende credantur, ut Niceni, Calcedonensis, et ceterorum generalium, ex totius mundi consensu congregatorum et receptorum, sed quia congrua veneratione pro causis necessariis, quarum definitiones in illis generalibus non inveniuntur, fides sit eis adhibenda religione debita, et melius sit unicuique eorum sequi auctoritatem, quam proprium sensum, et sine aliquo dolore transiri possit...

(293) De dispensatione ecclesiarum rerum XX, p.134. はんびふ²・マタイによる福音書による弁証がなされた後、次のように
 衆々々々々々³ Ubi cumque enim catholici Ecclesiarum rectores pro Ecclesiarum utilitatibus cum Dei timore in
 eius nomine et honore conveniunt, quicquid consonanter sanctis Scripturis statuunt, nulli procul dubio spernenda,
 immo veneranda omnibus esse debent, quod illa quam maxime auctoritate fulcitur, quia bina per annos singulos
 concilia fieri et Romani pontifices decreverunt, et magna concilia sollicite commendarunt.

(附) これらの人々について H. Fichtenau, Das karolingische Imperium. Soziale und geistige Problematik eines Großreichs, Zürich 1949, S.211ff.

(295) カロリンギー期の君主鑑については、H. H. Anton, Fürstenspiegel und Herrscherehos in der Karolingerzeit, Bonn 1968.

(296) A. a. O., S. 408ff.

(297) かつてルートヴィヒは、側近の聖職者の助言に左右される、性格の弱い国王として評価されてきたが、現在では、王国の統治の整備や「国家観」などの面で、彼の時代における新しい発展を強調する傾向が強い。Vgl., Th. Schieffer, Die Krise des karolingischen Imperiums, in: *Aus Mittelalter und Neuzeit. Festschrift für Gerhard Kallen zu seinem 70. Geburtstag*, Bonn 1957; F. L. Ganshof, Louis the Pious reconsidered, in: *History* 42, 1957; Beumann, *Unitas ecclesiae-unitas imperii-unitas regni* (註三); K. F. Werner, *Hludovicus Augustus: Gouverner l'empire chrétien – idées et réalités*, dans: *Charlemagne's Heir*.

- (298) カール禿頭王の時代に、王権の周囲での法観念の発展に与って力があつたのは、言うまでもなく、ランスのエンチムールと²⁹⁸ J. Devisse, Hincmar et la loi, Dakar 1965; id., Hincmar, Archevêque de Reims 3 tomes, Genève 1975-76; J. L. Nelson, Kingship, Law and Liturgy in the Political Thought of Hincmar of Reims, in: English Historical Review 92, 1977; G. Schmitz, Concilium perfectum. Überlegungen zum Konzilsverständnis Hinkmars von Reims (845-882), in: ZRG KA 96, 1979.
- (299) いわゆる規範的な法源 (normative Rechtsquellen) がほとんど存在しないため、初期カペー朝期、オットーネン朝期、リアー朝期の法のあり方に関する、史料にもとづいた研究は非常に少ない。ドイツについては、Krause, Königtum und Rechtsordnung in der Zeit der sächsischen und salischen Herrscher (註25) が依然として最も重要な作品であるが、これは国王証書に素材を限定したものである。
- (300) ノーギンについて、Fournier-Le Bras, Histoire des Collections Canoniques en Occident tome I, p.244 et suiv.
- (301) Regionis Libri duo de synodaliibus causis et disciplinis ecclesiasticis, hrsg. v. F. G. A. Wasserschleben, Leipzig 1840, Praefatio, S.2. 「それゆえわれわれの先人の足跡に従い、様々な父たちの様々な定めを順番に配列したが、その中のどれをとりわけ選択し、承認しようとするかは、読者の判断に委ねる」。…Quapropter antecessorum nostrorum vestigia sequens, diversorum patrum diversa statuta in ordine digessi, lectoris iudicio derelinquens, quid potissimum eligere ac approbare malit.
- (302) Voir, Fournier-Le Bras, p.264 et suiv.
- (303) 前述六六頁参照。
- (304) MGH Epistolae selectae Tomus II-1, Gregorii VII Registrum, hrsg. v. E. Caspar, S.203. Quod illi soli licet pro temporis necessitate novas leges condere... など、Dictatus papae という似た形式・内容の、いわゆる「ブヤンシメントのディクタートゥス」(Dictatus von Avanches, Proprie auctoritates apostolicae sedis) の「四条にも」、教皇の立法権が主張されているが、むしろ排他的なものではない。H. Mordek, Proprie auctoritates apostolice sedis. Ein zweiter Dictatus papae Gregors VII. ?, in: DA 28, 1972, S.116. Omni tempore licet ei nova decreta constituere et vetera (antiqua) temperare.

(305) K. Hofmann, *Der "Dictatus Papae" Gregors VII. Eine rechtsgeschichtliche Erklärung*, Paderborn 1933, S.79. Ann. 23. Quam (=regulam S. Benedicti) utique in sui regni provinciis inventam nec Ludowicus mutare qualibet ratione debuit aut potuit sine auctoritate et consensu Romanae et apostolicae sedis, quia quamvis imperator et devotus, tamen erat laicus, sed ne episcoporum quisquam, quid non est illorum novam in ecclesias solo suo magisterio vel arbitrio regulam introducere...

(306) 大規模な立法作品としては、皇帝フリードリヒ二世が、一二三一年にシチリア王国を対象として発した「メルフィの勅令集」(*Konstitutionen von Melfi, Liber Augustalis*)の中で、皇帝を法の源泉(「正義の父にして息子、主人にして家来」とする考え方が表現されているのみならず、各裁判所において用いられる法源の種類とその適用順位が具体的に定められており、その意味で、王国内に妥当する法の総体を国王立立法者の意思にからしめるという志向が見られる。この世俗君主の代表的な立法に対応する教皇の法令集が、一二三四年にグレゴリウス九世の下で成立した「リーベル・エクストラ」(*Liber Extra*)である。グレゴリウスは、この法令集をボローニアに送るさいの教勅 *Rex Pacificus* の中で、この法令集が裁判所と法学校であまねく用いられることを命じ、教皇の特別の認許なくして新たなものが作られることを禁じた(*Volentes igitur, ut hac tantum compilatione universi utantur in iudiciis et in scholis, districtius prohibemus, ne quis praesumat aliam facere absque auctoritate sedis apostolicae specialis*)。また、「リーベル・エクストラ」の実際の編者ベニヤノオルトのライムンドゥス(*Raimundus de Peñafort*)は、単に既存の教会法令を集めただけではなく、内容に一貫性と体系性を持たせるために、それらに自ら手を加えるとともに、新たな教皇令を作成したことが推定されている。その意味で、これは「今日の『法典』に一步近づいているのである」*S. Kutner, Raymond of Peñafort as editor: The decretales and canones of Gregory IX, in: Bulletin of Medieval Canon Law, New Series 12, 1982, esp. p.72.* もともとベニヤノウス九世も、教皇によるオーソライゼーションを受けていないグラティアーヌスの教令集の権威は自明のものとして認めており、それゆえすべての教会法規範を教皇の意思に由来するものとしていたわけではない。*S. Kutner, Quelques observations sur l'autorité des collections canoniques dans le droit classique de l'Eglise, dans: Actes du Congrès de droit canonique, Paris 22-26 Avril 1947, Paris 1950.*

この点においても、ヨーロッパの法発展の先導役となったのは、北イタリアの都市コムーネであり、一三世紀には都市内

の慣習法を成文化するとともに、条例をはじめ、その他都市内で用いられるあらゆる法を一書にまとめる動きが広く見られる⁽³⁰⁶⁾。Vgl. H. Keller, Oberitalienische Statuten als Zeugen und als Quellen für den Verschriftlichungsprozess im 12. und 13. Jahrhundert, in: Frühmittelalterliche Studien Bd.22,1988, 11. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134. 135. 136. 137. 138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190. 191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210. 211. 212. 213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 222. 223. 224. 225. 226. 227. 228. 229. 230. 231. 232. 233. 234. 235. 236. 237. 238. 239. 240. 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259. 260. 261. 262. 263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270. 271. 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285. 286. 287. 288. 289. 290. 291. 292. 293. 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300. 301. 302. 303. 304. 305. 306. 307. 308. 309. 310. 311. 312. 313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325. 326. 327. 328. 329. 330. 331. 332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346. 347. 348. 349. 350. 351. 352. 353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360. 361. 362. 363. 364. 365. 366. 367. 368. 369. 370. 371. 372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 379. 380. 381. 382. 383. 384. 385. 386. 387. 388. 389. 390. 391. 392. 393. 394. 395. 396. 397. 398. 399. 400. 401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408. 409. 410. 411. 412. 413. 414. 415. 416. 417. 418. 419. 420. 421. 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430. 431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438. 439. 440. 441. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 460. 461. 462. 463. 464. 465. 466. 467. 468. 469. 470. 471. 472. 473. 474. 475. 476. 477. 478. 479. 480. 481. 482. 483. 484. 485. 486. 487. 488. 489. 490. 491. 492. 493. 494. 495. 496. 497. 498. 499. 500. 501. 502. 503. 504. 505. 506. 507. 508. 509. 510. 511. 512. 513. 514. 515. 516. 517. 518. 519. 520. 521. 522. 523. 524. 525. 526. 527. 528. 529. 530. 531. 532. 533. 534. 535. 536. 537. 538. 539. 540. 541. 542. 543. 544. 545. 546. 547. 548. 549. 550. 551. 552. 553. 554. 555. 556. 557. 558. 559. 560. 561. 562. 563. 564. 565. 566. 567. 568. 569. 570. 571. 572. 573. 574. 575. 576. 577. 578. 579. 580. 581. 582. 583. 584. 585. 586. 587. 588. 589. 590. 591. 592. 593. 594. 595. 596. 597. 598. 599. 600. 601. 602. 603. 604. 605. 606. 607. 608. 609. 610. 611. 612. 613. 614. 615. 616. 617. 618. 619. 620. 621. 622. 623. 624. 625. 626. 627. 628. 629. 630. 631. 632. 633. 634. 635. 636. 637. 638. 639. 640. 641. 642. 643. 644. 645. 646. 647. 648. 649. 650. 651. 652. 653. 654. 655. 656. 657. 658. 659. 660. 661. 662. 663. 664. 665. 666. 667. 668. 669. 670. 671. 672. 673. 674. 675. 676. 677. 678. 679. 680. 681. 682. 683. 684. 685. 686. 687. 688. 689. 690. 691. 692. 693. 694. 695. 696. 697. 698. 699. 700. 701. 702. 703. 704. 705. 706. 707. 708. 709. 710. 711. 712. 713. 714. 715. 716. 717. 718. 719. 720. 721. 722. 723. 724. 725. 726. 727. 728. 729. 730. 731. 732. 733. 734. 735. 736. 737. 738. 739. 740. 741. 742. 743. 744. 745. 746. 747. 748. 749. 750. 751. 752. 753. 754. 755. 756. 757. 758. 759. 760. 761. 762. 763. 764. 765. 766. 767. 768. 769. 770. 771. 772. 773. 774. 775. 776. 777. 778. 779. 780. 781. 782. 783. 784. 785. 786. 787. 788. 789. 790. 791. 792. 793. 794. 795. 796. 797. 798. 799. 800. 801. 802. 803. 804. 805. 806. 807. 808. 809. 810. 811. 812. 813. 814. 815. 816. 817. 818. 819. 820. 821. 822. 823. 824. 825. 826. 827. 828. 829. 830. 831. 832. 833. 834. 835. 836. 837. 838. 839. 840. 841. 842. 843. 844. 845. 846. 847. 848. 849. 850. 851. 852. 853. 854. 855. 856. 857. 858. 859. 860. 861. 862. 863. 864. 865. 866. 867. 868. 869. 870. 871. 872. 873. 874. 875. 876. 877. 878. 879. 880. 881. 882. 883. 884. 885. 886. 887. 888. 889. 890. 891. 892. 893. 894. 895. 896. 897. 898. 899. 900. 901. 902. 903. 904. 905. 906. 907. 908. 909. 910. 911. 912. 913. 914. 915. 916. 917. 918. 919. 920. 921. 922. 923. 924. 925. 926. 927. 928. 929. 930. 931. 932. 933. 934. 935. 936. 937. 938. 939. 940. 941. 942. 943. 944. 945. 946. 947. 948. 949. 950. 951. 952. 953. 954. 955. 956. 957. 958. 959. 960. 961. 962. 963. 964. 965. 966. 967. 968. 969. 970. 971. 972. 973. 974. 975. 976. 977. 978. 979. 980. 981. 982. 983. 984. 985. 986. 987. 988. 989. 990. 991. 992. 993. 994. 995. 996. 997. 998. 999. 1000. 1001. 1002. 1003. 1004. 1005. 1006. 1007. 1008. 1009. 1010. 1011. 1012. 1013. 1014. 1015. 1016. 1017. 1018. 1019. 1020. 1021. 1022. 1023. 1024. 1025. 1026. 1027. 1028. 1029. 1030. 1031. 1032. 1033. 1034. 1035. 1036. 1037. 1038. 1039. 1040. 1041. 1042. 1043. 1044. 1045. 1046. 1047. 1048. 1049. 1050. 1051. 1052. 1053. 1054. 1055. 1056. 1057. 1058. 1059. 1060. 1061. 1062. 1063. 1064. 1065. 1066. 1067. 1068. 1069. 1070. 1071. 1072. 1073. 1074. 1075. 1076. 1077. 1078. 1079. 1080. 1081. 1082. 1083. 1084. 1085. 1086. 1087. 1088. 1089. 1090. 1091. 1092. 1093. 1094. 1095. 1096. 1097. 1098. 1099. 1100. 1101. 1102. 1103. 1104. 1105. 1106. 1107. 1108. 1109. 1110. 1111. 1112. 1113. 1114. 1115. 1116. 1117. 1118. 1119. 1120. 1121. 1122. 1123. 1124. 1125. 1126. 1127. 1128. 1129. 1130. 1131. 1132. 1133. 1134. 1135. 1136. 1137. 1138. 1139. 1140. 1141. 1142. 1143. 1144. 1145. 1146. 1147. 1148. 1149. 1150. 1151. 1152. 1153. 1154. 1155. 1156. 1157. 1158. 1159. 1160. 1161. 1162. 1163. 1164. 1165. 1166. 1167. 1168. 1169. 1170. 1171. 1172. 1173. 1174. 1175. 1176. 1177. 1178. 1179. 1180. 1181. 1182. 1183. 1184. 1185. 1186. 1187. 1188. 1189. 1190. 1191. 1192. 1193. 1194. 1195. 1196. 1197. 1198. 1199. 1200. 1201. 1202. 1203. 1204. 1205. 1206. 1207. 1208. 1209. 1210. 1211. 1212. 1213. 1214. 1215. 1216. 1217. 1218. 1219. 1220. 1221. 1222. 1223. 1224. 1225. 1226. 1227. 1228. 1229. 1230. 1231. 1232. 1233. 1234. 1235. 1236. 1237. 1238. 1239. 1240. 1241. 1242. 1243. 1244. 1245. 1246. 1247. 1248. 1249. 1250. 1251. 1252. 1253. 1254. 1255. 1256. 1257. 1258. 1259. 1260. 1261. 1262. 1263. 1264. 1265. 1266. 1267. 1268. 1269. 1270. 1271. 1272. 1273. 1274. 1275. 1276. 1277. 1278. 1279. 1280. 1281. 1282. 1283. 1284. 1285. 1286. 1287. 1288. 1289. 1290. 1291. 1292. 1293. 1294. 1295. 1296. 1297. 1298. 1299. 1300. 1301. 1302. 1303. 1304. 1305. 1306. 1307. 1308. 1309. 1310. 1311. 1312. 1313. 1314. 1315. 1316. 1317. 1318. 1319. 1320. 1321. 1322. 1323. 1324. 1325. 1326. 1327. 1328. 1329. 1330. 1331. 1332. 1333. 1334. 1335. 1336. 1337. 1338. 1339. 1340. 1341. 1342. 1343. 1344. 1345. 1346. 1347. 1348. 1349. 1350. 1351. 1352. 1353. 1354. 1355. 1356. 1357. 1358. 1359. 1360. 1361. 1362. 1363. 1364. 1365. 1366. 1367. 1368. 1369. 1370. 1371. 1372. 1373. 1374. 1375. 1376. 1377. 1378. 1379. 1380. 1381. 1382. 1383. 1384. 1385. 1386. 1387. 1388. 1389. 1390. 1391. 1392. 1393. 1394. 1395. 1396. 1397. 1398. 1399. 1400. 1401. 1402. 1403. 1404. 1405. 1406. 1407. 1408. 1409. 1410. 1411. 1412. 1413. 1414. 1415. 1416. 1417. 1418. 1419. 1420. 1421. 1422. 1423. 1424. 1425. 1426. 1427. 1428. 1429. 1430. 1431. 1432. 1433. 1434. 1435. 1436. 1437. 1438. 1439. 1440. 1441. 1442. 1443. 1444. 1445. 1446. 1447. 1448. 1449. 1450. 1451. 1452. 1453. 1454. 1455. 1456. 1457. 1458. 1459. 1460. 1461. 1462. 1463. 1464. 1465. 1466. 1467. 1468. 1469. 1470. 1471. 1472. 1473. 1474. 1475. 1476. 1477. 1478. 1479. 1480. 1481. 1482. 1483. 1484. 1485. 1486. 1487. 1488. 1489. 1490. 1491. 1492. 1493. 1494. 1495. 1496. 1497. 1498. 1499. 1500. 1501. 1502. 1503. 1504. 1505. 1506. 1507. 1508. 1509. 1510. 1511. 1512. 1513. 1514. 1515. 1516. 1517. 1518. 1519. 1520. 1521. 1522. 1523. 1524. 1525. 1526. 1527. 1528. 1529. 1530. 1531. 1532. 1533. 1534. 1535. 1536. 1537. 1538. 1539. 1540. 1541. 1542. 1543. 1544. 1545. 1546. 1547. 1548. 1549. 1550. 1551. 1552. 1553. 1554. 1555. 1556. 1557. 1558. 1559. 1560. 1561. 1562. 1563. 1564. 1565. 1566. 1567. 1568. 1569. 1570. 1571. 1572. 1573. 1574. 1575. 1576. 1577. 1578. 1579. 1580. 1581. 1582. 1583. 1584. 1585. 1586. 1587. 1588. 1589. 1590. 1591. 1592. 1593. 1594. 1595. 1596. 1597. 1598. 1599. 1600. 1601. 1602. 1603. 1604. 1605. 1606. 1607. 1608. 1609. 1610. 1611. 1612. 1613. 1614. 1615. 1616. 1617. 1618. 1619. 1620. 1621. 1622. 1623. 1624. 1625. 1626. 1627. 1628. 1629. 1630. 1631. 1632. 1633. 1634. 1635. 1636. 1637. 1638. 1639. 1640. 1641. 1642. 1643. 1644. 1645. 1646. 1647. 1648. 1649. 1650. 1651. 1652. 1653. 1654. 1655. 1656. 1657. 1658. 1659. 1660. 1661. 1662. 1663. 1664. 1665. 1666. 1667. 1668. 1669. 1670. 1671. 1672. 1673. 1674. 1675. 1676. 1677. 1678. 1679. 1680. 1681. 1682. 1683. 1684. 1685. 1686. 1687. 1688. 1689. 1690. 1691. 1692. 1693. 1694. 1695. 1696. 1697. 1698. 1699. 1700. 1701. 1702. 1703. 1704. 1705. 1706. 1707. 1708. 1709. 1710. 1711. 1712. 1713. 1714. 1715. 1716. 1717. 1718. 1719. 1720. 1721. 1722. 1723. 1724. 1725. 1726. 1727. 1728. 1729. 1730. 1731. 1732. 1733. 1734. 1735. 1736. 1737. 1738. 1739. 1740. 1741. 1742. 1743. 1744. 1745. 1746. 1747. 1748. 1749. 1750. 1751. 1752. 1753. 1754. 1755. 1756. 1757. 1758. 1759. 1760. 1761. 1762. 1763. 1764. 1765. 1766. 1767. 1768. 1769. 1770. 1771. 1772. 1773. 1774. 1775. 1776. 1777. 1778. 1779. 1780. 1781. 1782. 1783. 1784. 1785. 1786. 1787. 1788. 1789. 1790. 1791. 1792. 1793. 1794. 1795. 1796. 1797. 1798. 1799. 1800. 1801. 1802. 1803. 1804. 1805. 1806. 1807. 1808. 1809. 1810. 1811. 1812. 1813. 1814. 1815. 1816. 1817. 1818. 1819. 1820. 1821. 1822. 1823. 1824. 1825. 1826. 1827. 1828. 1829. 1830. 1831. 1832. 1833. 1834. 1835. 1836. 1837. 1838. 1839. 1840. 1841. 1842. 1843. 1844. 1845. 1846. 1847. 1848. 1849. 1850. 1851. 1852. 1853. 1854. 1855. 1856. 1857. 1858. 1859. 1860. 1861. 1862. 1863. 1864. 1865. 1866. 1867. 1868. 1869. 1870. 1871. 1872. 1873. 1874. 1875. 1876. 1877. 1878. 1879. 1880. 1881. 1882. 1883. 1884. 1885. 1886. 1887. 1888. 1889. 1890. 1891. 1892. 1893. 1894. 1895. 1896. 1897. 1898. 1899. 1900. 1901. 1902. 1903. 1904. 1905. 1906. 1907. 1908. 1909. 1910. 1911. 1912. 1913. 1914. 1915. 1916. 1917. 1918. 1919. 1920. 1921. 1922. 1923. 1924. 1925. 1926. 1927. 1928. 1929. 1930. 1931. 1932. 1933. 1934. 1935. 1936. 1937. 1938. 1939. 1940. 1941. 1942. 1943. 1944. 1945. 1946. 1947. 1948. 1949. 1950. 1951. 1952. 1953. 1954. 1955. 1956. 1957. 1958. 1959. 1960. 1961. 1962. 1963. 1964. 1965. 1966. 1967. 1968. 1969. 1970. 1971. 1972. 1973. 1974. 1975. 1976. 1977. 1978. 1979. 1980. 1981. 1982. 1983. 1984. 1985. 1986. 1987. 1988. 1989. 1990. 1991. 1992. 1993. 1994. 1995. 1996. 1997. 1998. 1999. 2000. 2001. 2002. 2003. 2004. 2005. 2006. 2007. 2008. 2009. 2010. 2011. 2012. 2013. 2014. 2015. 2016. 2017. 2018. 2019. 2020. 2021. 2022. 2023. 2024. 2025. 2026. 2027. 2028. 2029. 2030. 2031. 2032. 2033. 2034. 2035. 2036. 2037. 2038. 2039. 2040. 2041. 2042. 2043. 2044. 2045. 2046. 2047. 2048. 2049. 2050. 2051. 2052. 2053. 2054. 2055. 2056. 2057. 2058. 2059. 2060. 2061. 2062. 2063. 2064. 2065. 2066. 2067. 2068. 2069. 2070. 2071. 2072. 2073. 2074. 2075. 2076. 2077. 2078. 2079. 2080. 2081. 2082. 2083. 2084. 2085. 2086. 2087. 2088. 2089. 2090. 2091. 2092. 2093. 2094. 2095. 2096. 2097. 2098. 2099. 2100. 2101. 2102. 2103. 2104. 2105. 2106. 2107. 2108. 2109. 2110. 2111. 2112. 2113. 2114. 2115. 2116. 2117. 2118. 2119. 2120. 2121. 2122. 2123. 2124. 2125. 2126. 2127. 2128. 2129. 2130. 2131. 2132. 2133. 2134. 2135. 2136. 2137. 2138. 2139. 2140. 2141. 2142. 2143. 2144. 2145. 2146. 2147. 2148. 2149. 2150. 2151. 2152. 2153. 2154. 2155. 2156. 2157. 2158. 2159. 2160. 2161. 2162. 2163. 2164. 2165. 2166. 2167. 2168. 2169. 2170. 2171. 2172. 2173. 2174. 2175. 2176. 2177. 2178. 2179. 2180. 2181. 2182. 2183. 2184. 2185. 2186. 2187. 2188. 2189. 2190. 2191. 2192. 2193. 2194. 2195. 2196. 2197. 2198. 2199. 2200. 2201. 2202. 2203. 2204. 2205. 2206. 2207. 2208. 2209. 2210. 2211. 2212. 2213. 2214. 2215. 2216. 2217. 2218. 2219. 2220. 2221. 2222. 2223. 2224. 2225. 2226. 2227. 2228. 2229. 2230. 2231.

- (16) M. Clanchy, *Law and Love in the Middle Ages*, in: *Disputes and Settlements. Law and Human Relations in the West*, edited by J. Bossy, Cambridge 1983; J. W. Bennett, *The Medieval Loveday*, in: *Speculum* 33, 1958; H. Hattenhauer, "Minne und recht" als Ordnungsprinzipien des mittelalterlichen Rechts, in: ZRG GA 80, 1963.
- (17) Vgl. W. Trusen, *Die Anfänge des gelehrten Rechts in Deutschland*, Wiesbaden 1962, S.148ff.; Kroeschell, *Deutsche Rechtsgeschichte* Bd.2, S.32ff.
- (18) R. Schneider, *Zum frühmittelalterlichen Schiedswesen*, in: *Aus Theorie und Praxis der Geschichtswissenschaft. Festschrift für Hans Herzfeld zum 80. Geburtstag*, Berlin-New York 1972, S.398ff., bes.402.
- (19) G. Gudian, *Zur Funktion des spätmittelalterlichen Ortsgerichts*, in: *Recht, Gericht, Genossenschaft und Policy*, hsg. v. G. Dilcher u. B. Diestelkamp, Berlin 1986; B. Diestelkamp, *Das Reichskammergericht im Rechtsleben des 16. Jahrhundert*, in: *Rechtsgeschichte und Kulturgeschichte. Festschrift für Adalbert Erler zum 70. Geburtstag*, Aalen 1976, bes. S.476ff.; ders., *Vom königlichen Hofgericht zum Reichskammergericht*, in: *Recht, Gericht, Genossenschaft und Policy*, S.62ff.
- (20) Richtsteig *Landrecht* 210124 Art. Richtsteig, in: HRG Bd.4, Lief. 29, Sp.1061ff. (D. Munzel)
- (21) G. Landwehr, "Urteilfinden" und "Urteilfinden" nach spätmittelalterlichen, insbesondere sächsischen Rechtsquellen, in: ZRG GA 96, 1979, S.23. なお、この論文の詳細な紹介としては、若曾根健治「判決発見過程と訴訟当事者——中世的裁判の理念型的形態について」熊本大学法学部創立十周年記念『法学と政治学の諸相』（一九八九年）がある。
- (22) A. a. O., S.21.
- (23) A. a. O., S.24ff. の例外として、S.27f.
- (24) A. a. O., S.29f.

※ 本稿は、一九九〇年一〇月に、北海道大学法学部の主催により、同大学で開かれた国際シンポジウム「法のヨーロッパ的伝統」において行なった報告に、加筆・修正したものである。このような雑駁な覚え書を、石川武先生に献呈することには、忸怩たるものがあるが、石川先生を中心に組織されたシンポジウムでの報告だけに、私としても思い出があり、敢えて北大法学論集に掲載

載をお願いした次第である。私の怠慢と不手際のゆえに、提出が大幅に遅れるとともに、分量も規定を超過し、北海道大学法学部の諸先生、とりわけ小川浩三教授には多大のご迷惑をおかけした。心よりお詫び申し上げます。

THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol.XLI No. 5-6 (1991)

SUMMARY OF CONTENTS

**Zum Charakter des frühmittelalterlichen
europäischen Rechts****Yoichi NISHIKAWA***

Der Charakter des Rechts in Europa vor dem 12. Jahrhundert ist, trotz der Arbeiten von Hermann Krause, Karl Kroeschell und Gerhard Köbler, noch nicht völlig geklärt. In dieser Abhandlung wird es versucht, hauptsächlich durch die Untersuchung der Textüberlieferung und des Rechtsdenkens, die typische Geltungs- und Denkweise des frühmittelalterlichen Rechts herauszustellen. Dabei wird besonders darauf Gewicht gelegt, die gemeinsamen Charakterzüge in der Überlieferung der Texte sowie im Rechtsdenken zwischen den weltlichen und den kirchlichen Rechtsquellen aufzuzeigen. Das frühmittelalterliche Recht war charakterisiert durch das Fehlen der Idee des formalen "Geltungsgrundes": alle, inhaltlich als richtig aufgefaßte, Normen wurden als rechtliche Normen rezipiert. Das bedeutet jedoch, daß es keine Regel gab, zu bestimmen, welche Norm in einer bestimmten Situation anzuwenden war. Bei der Konfliktlösung wurde folglich der Streit nicht durch Anwendung einer Rechtsnorm hoheitlich entschieden, sondern Vergleich zwischen den Parteien spielte eine vorherrschende Rolle. In diesem Sinne lassen sich sowohl die überlieferten Normen als auch die Urteile als "Vorschläge" charakterisieren. Diese frühmittelalterliche Rechtsstruktur änderte sich, trotz der Versuche unter Ludwig dem Frommen, erst im 12. Jahrhundert, aber auch im Spätmittelalter kann ihr Fortbestehen beobachtet werden.

*Associate Professor Occidental Legal History.
Faculty of Law, University of Tokyo.

Gliederung

1. Problemstellung
2. Die Überlieferung der weltlichen Rechtstexte, besonders der Stammesrechte
3. Die Überlieferung der Kapitularien
4. Die Überlieferung der kirchenrechtlichen Sammlungen
5. Die Charakterzüge des Rechtsdenkens
6. Die Struktur des Gerichts
7. Der Wandel und das Fortleben der frühmittelalterlichen Rechtsstruktur